

那覇市公報

第 1 8 3 0 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（こども政策課）…………… 1505

◇告 示◇

○令和5年（2023年）2月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…………… 1507

○那覇市営住宅等の整備基準に関する規則第5条第2項等の規定に基づく市長が定める措置の一部改正について（市営住宅課）…………… 1508

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1510

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1511

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 1513

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）…………… 1514

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課）…………… 1515

◇公 告◇

○制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（環境衛生課）…………… 1516

○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	1520
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	1521
○個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）	1522
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）	1525

◇教育委員会規則◇

○那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則…	1529
--------------------------------------	------

◇監査委員公表◇

○令和4年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）	1532
○包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（公表）	1544

条 例

那覇市条例第2号

令和5年1月31日

公 布 済

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年那覇市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（施設の類型） 第3条 法第3条第1項又は第3項の認定を受けようとする施設は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設の類型に該当しなければならない。 （1）当該施設が幼稚園である場合 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。第15条において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当するものに対する教育を行う施設 （2）～（4） [略]	（施設の類型） 第3条 [略] （1）当該施設が幼稚園である場合 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。第15条において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当するものに対する教育を行う施設 （2）～（4） [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 488 号

令和 5 年 1 月 26 日

掲 示 済

令和 5 年（2023 年） 2 月那覇市議会定例会の招集について

令和 5 年（2023 年） 2 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 知念 覚

1 招 集 の 日 令和 5 年 2 月 8 日（水）

2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 496 号

令和 5 年 1 月 31 日

掲 示 済

那覇市営住宅等の整備基準に関する規則第5条第2項等の規定に基づく市長が定める措置の一部改正について

那覇市営住宅等の整備基準に関する規則第5条第2項等の規定に基づく市長が定める措置（那覇市告示第11号、平成25年4月1日）の一部を次のように改正する。

那覇市長 知念 寛

改正前	改正後
1 那覇市営住宅等の整備基準に関する規則(平成25年那覇市規則第28号。以下「規則」という。)第5条第2項の市長が定める措置は、 <u>原則として、住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。)第5の5の5-1(3)の等級4の基準を満たすこと。ただし、これにより難しい場合は等級3の基準を満たすこと。</u>	1 那覇市営住宅等の整備基準に関する規則(平成25年那覇市規則第28号。以下「規則」という。)第5条第2項の市長が定める措置は、住宅が <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第35条第1項第一号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準(ただし、公営住宅の借上げの場合は同法第2条第1項第三号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。)第5の5の5-1(3)の等級4の基準)</u> を満たすこと。また、 <u>気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置(敷地内に設置した太陽光発電設備の活用も含む。)</u> を行うこと。

2～6（略） 7 規則第8条の市長が定める措置は、公営住宅の通行の用に供する共用部分が各住戸が評価方法基準第5の9の9－2（3）の等級3の基準を満たすこと。	2～6（略） 7 規則第8条の市長が定める措置は、公営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9－2（3）の等級3の基準を満たすこと。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この告示は、令和5年1月31日から施行する。

那覇市告示第 521 号

令和 5 年 2 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 寛

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
医療法人ココナッツ会 めおとばしクリニック	医療法人ココナッツ会	令和 4 年 11 月 1 日～ 令和 10 年 10 月 31 日
那覇市前島 3-21-18 スプレットエム 2 階・3 階		
訪問看護ステーション クラセル小禄	株式会社ベストライフ	令和 4 年 9 月 1 日～ 令和 10 年 8 月 31 日
那覇市小禄 1－1－1 2		
訪問看護ステーション alma	合同会社 alma	令和 4 年 11 月 1 日～ 令和 10 年 10 月 31 日
那覇市具志三丁目 5 番 14 号ライオンズビルズ具志 101 号室		
訪問看護ステーション ナチュレ首里	株式会社 Bim	令和 5 年 1 月 1 日～ 令和 10 年 12 月 31 日
那覇市首里山川町 1-43-5 山川ビル 102 号室		

那覇市告示第 522 号

令和 5 年 2 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
めおとばしクリニック	國吉 宣男	令和 4 年 10 月 31 日
那覇市前島 3-21-18 スプレト・エム 2 階・3 階		
ふるげん歯科医院	古堅 譲	令和 4 年 12 月 31 日
那覇市壺川 3-4-2 2F		
きりん歯科クリニック	林 秀樹	令和 4 年 11 月 30 日
那覇市長田 1-4-4		

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
アイエス薬局 安里店	株式会社アイエスメディカル	令和 4 年 11 月 30 日
那覇市安里 376 番地 高良ビル 102 号室		
うみそらクリニック	眞壁 仁	令和 4 年 12 月 31 日
那覇市山下町一丁目 17 2 階 3 階		
松島内科クリニック	松島 朝彦	令和 4 年 12 月 31 日
沖縄県那覇市松尾 1 丁目 4 番 1 1 号		

那覇市告示第 523 号

令和 5 年 2 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
こくら台ハートクリニック		令和4年12月5日
開設者	医療法人以和貴会 (医療法人ハートマインド)	
株式会社大賀薬局 長田沖大前店		令和5年1月1日
名称	株式会社大賀薬局 長田沖大前店 (たくし薬局)	

那覇市告示第 524 号

令和 5 年 2 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 寛

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
大山 鈴江	あん摩・マッサージ	令和4年12月2日
はり・きゅう・あん摩マッサージ 大翔みんなの治療院	那覇市長田 2-32-20 ハイライズ成輝 703	
大山 鈴江	はり・きゅう	令和4年12月2日
はり・きゅう・あん摩マッサージ 大翔みんなの治療院	那覇市長田 2-32-20 ハイライズ成輝 703	

那覇市告示第 525 号

令和 5 年 2 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 寛

施 術 者	施術の種類	廃止年月日
施術所名称	施術所所在地	
宮城 かし子	あん摩・マッサージ	令和 4 年 12 月 31 日
大翔みんなの治療院	那覇市長田 2-32-20 ハイライズ成輝 703	

公 告

那覇市公告第 634 号

令和 5 年 1 月 25 日

掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市ハブ・衛生害虫等対策業務委託（令和5年度～令和9年度）
- (2) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおりとする。
- (3) 実施場所 那覇市全域
- (4) 委託期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

2 入札参加資格要件 別紙1「入札参加資格要件」のとおりとする。

必要な要件を満たしていることを確認すること。

3 入札説明会

- (1) 日 時 令和5年2月1日（水）午前10時から午前11時まで
- (2) 場 所 那覇市環境部環境衛生課
南風原町字新川641番地（エコマール那覇プラザ棟4階）
- (3) 留意事項 ※本入札は、入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型とする。
※入札説明会に参加しない者は、入札に参加できない。
※当日は入札に関する説明のほか、業務作業を行なう場所、貸与する資器材等に関する現場説明も実施する。
※本件入札に係る契約書（案）及び入札書等は、入札説明会で配付する。
※入札説明会及び現場説明に参加する者の数は2名までとする。

4 入札日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年2月22日（水）午前10時（※時間厳守のこと）

(2) 場 所 那覇市環境部環境衛生課

南風原町字新川641番地（エコマール那覇プラザ棟4階）

5 落札者の決定

- ① 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「落札候補者」という。）から順次順位を付する。この場合において、落札者の決定については保留とし、入札参加資格審査後に落札者を決定する。
- ② 同額の落札候補者が2人以上いる場合は、直ちに当該入札者に、くじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代えて、本件入札に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、落札者を決定する。ただし、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者を落札候補者として審査を行い、決定するものとする。
- ④ 審査の結果、入札参加資格要件を満たしていると認定した場合は、「落札者決定通知書（様式5）」、資格要件を満たしていない場合は、「入札参加資格要件不適格通知書（様式6）」により通知する。

6 入札参加資格審査について（落札候補者のみ）

落札候補者は、指定された期日までに次に掲げる「資格審査書類」を全て那覇市環境衛生課まで持参の上、提出すること。

資格審査書類

- ① 一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）
- ② 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し（3か月以内に発行されたもの）
- ③ 印鑑証明書の原本（3か月以内に発行されたもの）
- ④ 受託実績表（様式2）
- ⑤ 建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書の写し
- ⑥ 本委託業務に従事させる業務員予定候補者名簿（様式3）
- ⑦ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第29号第3号（イ）又は（ロ）に規定する研修の修了証書の写し
- ⑧ 暴力団等に関する誓約書（様式4）
- ⑨ 決算書等の写し（財務諸表「直近1年分の貸借対照表、損益計算書」）
- ⑩ 完納証明書（法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税）の写し（3か月以内に発行されたもの）
※市町村税については、本店所在地に係るものに限る。

7 入札保証金 那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。

8 契約保証金 那覇市契約規則第30条第9号に基づき免除する。

9 入札無効に関する事項 別紙2「入札心得」を確認すること。

10 お問合せ先 那覇市環境部環境衛生課

南風原町字新川641番地（エコマール那覇プラザ棟4階）

T E L : (098) - 951 - 1530

別紙 1 「入札参加資格要件」

入札参加希望者は、次に掲げる事項をすべて満たす者であること。

- ① 沖縄県内に本店又は支店若しくは営業所がある法人であること。
- ② 一般競争入札に係る契約を締結する能力のない者及び破産手続の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ⑤ 那覇市における公共工事、物品の売買その他の請負契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 租税公課に滞納がないなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- ⑦ 過去 3 年間に、ハブ対策、そ族・衛生害虫対策及び感染症の予防及び蔓延防止のための委託業務について、官公署との間に契約実績があり、その契約を誠実かつ適正に履行した者であること。
- ⑧ 建築物ねずみ昆虫等防除業の登録（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号の規定）を受けている者であること。
- ⑨ 本委託業務に従事させる業務員は、常駐で 4 名以上配置すること。
ただし、正規社員は、3 名以上配置し、そのうち 1 名は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 29 条第 3 号（イ）又は（ロ）に該当する者であり、その他の者のうち 1 名は、規則第 29 条第 4 号に規定する研修を修了した者を配置すること。
- ⑩ 仕様書に定める業務内容を確実に遂行できる者であること。

別紙2 「入札心得」**（入札）**

本入札は、入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型とする。

- （1）入札参加者は、仕様書等を熟読のうえ、入札しなければならない。
- （2）入札書、委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印の上、所定の入札箱に投函しなければならない。
- （3）代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。委任状のない入札は、無効となる。
委任状には、法人代表者の使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- （4）入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- （5）入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- （6）入札金額は、5年間分の金額で消費税を含まない金額を記載すること。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入すること。
- （7）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の無効）

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- （1）入札に参加する資格を有しない者が行ったとき
- （2）委任状を持参しない代理人が行ったとき
- （3）日付を欠いたとき、又は入札の年月日と合わないとき
- （4）記名押印を欠いたとき
- （5）入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき
- （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- （7）明らかに談合と認められるとき
- （8）同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行ったとき
- （9）鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき
- （10）その他入札に関する条件に違反したとき

（落札候補者の決定）

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その他の者を落札候補者としてすることができる。

なお、すべての入札が予定価格の範囲外であった場合の入札執行回数は、三回までとする。

（同価格の入札者が二人以上ある場合の落札候補者の決定）

落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を定める。当該入札をした者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（入札の取りやめ等）

入札参加者が談合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

那覇市公告第 638 号
令和 5 年 1 月 27 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 那3号天久緑地
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - （1）収用の部分 変更なし
 - （2）使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成4年10月2日から令和10年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 都市みらい部 花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎9階)

那覇市公告第 639 号
令和 5 年 1 月 27 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 寛

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 3・3・那17号久場川公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - （1）収用の部分 変更なし
 - （2）使用の部分 変更なし
5. 事業施行期間
平成18年7月11日から令和10年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 都市みらい部 花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎9階)

那覇市公告第 652 号
令和 5 年 2 月 3 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 知念 覚

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年12月13日

那覇市長宛

那覇市長 知念 覚

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	ハイサイ市民課小禄支所 電話857-0086			
個人情報管理責任者	ハイサイ市民課 小禄支所長			
業 務 の 名 称	那覇市ハイサイ市民課小禄支所防犯カメラ設置・運用に関するこ と			
業 務 の 目 的	市民等の権利利益を保護し、安心してハイサイ市民課小禄支所を 利用できる安心安全な環境を確保すること			
個人情報の対象者	ハイサイ市民課小禄支所を利用する市民等（カメラに写る者）			
業務の開始年月日	令和4年12月16日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☐ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☒ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☒ カメラに写 る個人情報 ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性 審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期 ☒ 随時(保管期間1ヶ月・機器の仕様による)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)			
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年12月15日

那覇市長宛

那覇市長 知念 覚

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	こども教育保育課 電話 098-861-2113（内2576・2577）			
個人情報管理責任者	こども教育保育課長			
業 務 の 名 称	市内就学前教育保育施設等に対する指導監督及び調査業務			
業 務 の 目 的	以下の業務遂行のため ・那覇市特定・教育保育施設確認監査実施要綱 実地指導第7条3項、7項、監査第8条、改善勧告等第11条 に基づく業務 ・那覇市認可外保育施設指導監督要綱 第2通常の指導監督 2報告徴収、3立入調査 第3問題を有すると認められる場合の指導監督 2改善指導、 3種類改善勧告 に基づく業務 ・平成28年3月31日付け府子本第191号等内閣府子ども・子育て本 部参事官（子ども・子育て支援担当）等通知「教育・保育施設等 における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」 に係る検証業務			
個人情報の対象者	市内就学前教育保育施設の役員及び職員、その利用者及び保護者			
業務の開始年月日	令和4年7月30日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ■氏 名 ■住 所 ■性 別 ■生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ■その他 (電話番号)	■職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ■その他 (職名)	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		■健康状態 ☐ 容 姿 ■病 歴 ■障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	■本人 ■本人以外(本人同意) 法令等・公知性 緊急性 審議会			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ■随時()			
本人への通知方法	■文書 ■口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	■文書 ☐ 図画 ■電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 653 号
令和 5 年 2 月 3 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 知念 寛

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 5年 1月 18日

那 覇 市 長 宛

那覇市長 知念 覚

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部 資産税課	目的外利用部課 又は提供先	まちなみ共創部 建築指導課
業 務 の 名 称	建築基準法第48条に基づく用途許可申請の公聴会開催における 利害関係者名簿整理		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(通知する都度)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	対象建築物の建物及び土地所有者の住所・氏名		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項 1 に該当) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	建築基準法第48条に基づく用途許可申請の公聴会開催における 利害関係者名簿の整理のため。		
届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部 建築指導課 電話 951-3244 (内線2364)		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和5年 1月 20日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	市民文化部 ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	生涯学習部 生涯学習課
業務の名称	はたちの記念事業（はたちの記念式典）		
利用の区分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 令和4年10月1日 ☐ 随時（ ）		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	式典対象者【生年月日が平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの令和4年10月1日現在の現住者（外国人含む）】の住基情報【住所、方書、氏名（漢字及びカナ）、生年月日、性別、世帯主名】		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （平成27年9月29日 答申第3号にて承認） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は提供をする理由	式典対象者に対して、はたちの記念式典の案内通知を送送するため		
届出担当部課	生涯学習部 生涯学習課 電話098-917-3509（内線2641）		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用 **提供**)届出書

令和 5 年 1 月23日

那覇市長 宛

那覇市長 知念 覚

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部 生活衛生課	目的外利用部課 又は提供先	西原町役場 健康保険課
業 務 の 名 称	施術所（はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師）一覧の提供		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☒ 令和 4 年12月23日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	市内で開設している施術所の情報提供 施術所の種類：はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師) 台帳の項目：施術所名、施術所所在地、施術所開設者、施術所で登録されている施術者		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会類型事項Ⅰ) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提供をする 理	西原町国民健康保険条例第6条の2において、施術者の指定をする際にははり師・きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の免許を取得している必要があり、要件を欠いていないか等の状況確認に係る照会のため、当該情報の提供を行う。		
届 出 担 当 部 課	健康部 生活衛生課 電話 098-853-7963		

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第1号

令和5年2月15日

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 山 城 良 嗣

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則（昭和47年那覇市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1（第3条関係）

小学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
城東小学校	首里石嶺町2丁目（全部） 首里久場川町2丁目88番地、135番地～155番地 首里汀良町3丁目42番地1、64番地～114番地 首里烏堀町4丁目101番地～146番地
[略]	
城西小学校	首里池端町（全部） 首里大中町（全部） 首里金城町1丁目～3丁目（全部） 首里寒川町（全部） 首里汀良町1丁目～2丁目（全部） 首里汀良町3丁目1番地～ <u>63番地（42番地1は城東小学校）</u> 首里当蔵町（全部） 首里桃原町（全部） 首里真和志町（全部） 首里山川町（全部） 繁多川4丁目21番 字松川437番地～451番地、455番地～458番地、480番地～485番地、532番地～542番地 松川3丁目16番～17番
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
城東小学校	首里石嶺町2丁目(全部) 首里久場川町2丁目88番地、135番地～155番地 首里汀良町3丁目42番地1、64番地～114番地(72番地1は城西小学校) 首里鳥堀町4丁目101番地～146番地
[略]	
城西小学校	首里池端町(全部) 首里大中町(全部) 首里金城町1丁目～3丁目(全部) 首里寒川町(全部) 首里汀良町1丁目～2丁目(全部) 首里汀良町3丁目1番地～41番地、43番地～63番地、72番地1 首里当蔵町(全部) 首里桃原町(全部) 首里真和志町(全部) 首里山川町(全部) 繁多川4丁目21番 字松川437番地～451番地、455番地～458番地、480番地～485番地、532番地 ～542番地 松川3丁目16番～17番
[略]	

監査委員公表

那 監 公 表 第 7 号

令和5年2月15日

那覇市監査委員	渡 口 勇 人
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	奥 間 亮

令和4年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和4年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項後段の規定により、別添のとおり公表します。

前期定期監査の結果に伴う措置状況について

(1) 共通事項

ア 歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(サ)の歳入事務について、調定をしなければならない日から遅れて調定されている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

- (ア) 老人福祉施設入所者負担金（ちゃーがんじゅう課）
- (イ) 地域医療介護総合確保基金事業補助金（ちゃーがんじゅう課）
- (ウ) 予防接種事故対策費県費負担金（健康増進課）
- (エ) 令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国補助金（翌年度地方繰越分）として（健康増進課）
- (オ) 令和3年度市町村健康づくりボランティア養成・活動支援強化事業助成金（健康増進課）
- (カ) 行政財産目的外使用料（こども政策課）
- (キ) 那覇市壺屋児童館使用料（こども政策課）
- (ク) 那覇市緑ヶ丘公園集会所使用料（こども政策課）
- (ケ) 待機児童対策特別事業（新すこやか保育事業補助金）
（こどもみらい課）
- (コ) 土地賃料令和3年度（公私連携こども園）（こども教育保育課）
- (サ) 消防団加入促進支援事業（警防課）

□ 注意事項に関する措置

- (ア) 老人福祉施設入所者負担金（ちゃーがんじゅう課）
- (イ) 地域医療介護総合確保基金事業補助金（ちゃーがんじゅう課）
当該注意事項については、(ア) 被措置者状況変更届の受理後、(イ) 補助金交付決定通知の受理後に直ちに調定を行うよう課内へ周知徹底し事務引き継ぎの確認、事務処理手順の再確認およびその周知やマニュアルの再整備を行い、関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努めます。
- (ウ) 予防接種事故対策費県費負担金（健康増進課）
- (エ) 令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国補助金（翌年度地方繰越分）として（健康増進課）
- (オ) 令和3年度市町村健康づくりボランティア養成・活動支援強化事業助成金（健康増進課）
(ウ)～(オ)については、課内での事例の周知及び決裁権者のチェック

体制の整備等の改善を行い、今後は適切な事務処理を行っていきます。

(カ)行政財産目的外使用料（こども政策課）

目的外使用申請に対し、許可書の発行と同時に使用料納付の歳入事務が発生することについて引継ぎ資料に加え、口頭でも担当者と共有を図ります。

(キ)那覇市壺屋児童館使用料（こども政策課）

直営の児童館については、毎月提出される利用状況報告書から利用団体の活動状況を把握し、財務会計システムで使用料徴収事務が適切に処理されているか、児童館との二重のチェック体制をとって参ります。

(ク)那覇市緑ヶ丘公園集会所使用料（こども政策課）

那覇市緑ヶ丘公園集会所は、令和4年度から指定管理となっており使用料徴収事務を適切かつ速やかに行うよう引継ぎを行いました。

(ケ)待機児童対策特別事業（新すこやか保育事業補助金）（こどもみらい課）

当該指摘については課内職員へは国や県からの交付決定通知を受けた後、速やかに対応する旨、周知を図りました。周知の方法としては、担当者へメールが到達後は速やかにグループ長へ転送する等、複数で把握。併せて、紙媒体での供覧等を行うことを検討しております。今後も引き続き調定事務については、適正な事務処理を行ってまいります。

(コ)土地賃料令和3年度（公私連携こども園）（こども教育保育課）

土地賃料の調定については、原則契約締結日（複数年契約の場合、契約締結の翌年度以降は4月1日）に調定を行うよう課職員に周知し、那覇市会計規則に基づき適正に予算執行するよう取り組みます。

(カ)消防団加入促進支援事業（警防課）

今後、適正な事務処理が行われるよう課内職員へ関係規則等を周知徹底し再発防止に努めます。

イ 契約期間を遡及させる契約について（注意事項）

次の(ア)～(ハ)の契約については、契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を遡及させる契約となっている。

地方自治法234条の解釈として、地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履

行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立させるよう努められたい。

- (ア) 精神障がい者地域生活支援センター警備業務委託
(障がい福祉課)
- (イ) 那覇市保健所結核臨床検査業務委託 (保健総務課)
- (ロ) 那覇市保健所感染症臨床検査業務委託 (保健総務課)
- (エ) 健(検)診結果等の様式の標準化整備に伴う健康かるて改修業務委託 (健康増進課)
- (ウ) 健(検)診情報副本連携に伴う健康かるて改修作業委託
(健康増進課)
- (カ) 妊婦健康診査業務委託 (地域保健課)
- (キ) 乳児一般健康診査(個別健診)業務委託 (地域保健課)
- (ク) 乳児一般健康診査(個別健診)統計処理業務委託 (地域保健課)
- (ケ) 1歳6か月児健康診査統計業務委託 (地域保健課)
- (コ) 3歳児健康診査業務委託 (地域保健課)
- (サ) 乳幼児精密健康診査業務委託 (地域保健課)
- (シ) 産婦健康診査業務委託 (地域保健課)
- (ス) つどいの広場わくわく非常通報装置の保守点検委託
(こども教育保育課)
- (セ) 献立栄養管理システム保守サービス委託契約
(こども教育保育課)
- (リ) 非常通報装置保守点検業務委託 (こども教育保育課)
- (タ) 大名こども園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (チ) 城北こども園外2園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ツ) 真嘉比こども園外1園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (テ) 泊こども園外3園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ト) 与儀こども園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ナ) 真和志こども園外1園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ニ) 天妃こども園外1園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ヌ) 小禄南こども園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ネ) 旧大道保育所警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ノ) 令和3年度那覇市立認定こども園児童諸検査業務委託
(こども教育保育課)
- (ハ) 救急救命士の病院実習に関する業務委託契約 (救急課)

□ 注意事項に関する措置

- (ア) 精神障がい者地域生活支援センター警備業務委託
(障がい福祉課)

注意事項を踏まえ、同様のことが起きないように課内会議で周知を図ります。また、契約の締結の際は、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。

- (イ) 那覇市保健所結核臨床検査業務委託 (保健総務課)
(ウ) 那覇市保健所感染症臨床検査業務委託 (保健総務課)
(イ) (ウ)については、当初予算議決後、速やかに入札を実施し、契約の始期までに契約が締結できるよう努めます。
- (エ) 健(検)診結果等の様式の標準化整備に伴う健康かるて改修業務委託 (健康増進課)
(オ) 健(検)診情報副本連携に伴う健康かるて改修作業委託 (健康増進課)
(エ) (オ)については、今後は関連部署からの類似の様式取寄せを行う等の対応により、適正な事務処理が行えるよう努めていきます。
- (カ) 妊婦健康診査業務委託 (地域保健課)
(キ) 乳児一般健康診査(個別健診)業務委託 (地域保健課)
(ク) 乳児一般健康診査(個別健診)統計処理業務委託 (地域保健課)
(ケ) 1歳6か月児健康診査統計業務委託 (地域保健課)
(コ) 3歳児健康診査業務委託 (地域保健課)
(サ) 乳幼児精密健康診査業務委託 (地域保健課)
(シ) 産婦健康診査業務委託 (地域保健課)
(カ)～(シ)の当該契約については、契約相手方である医療機関や団体との事前調整を十分に行い、予算確保や契約方法の見直しをして、契約始期までに契約成立ができるようにいたします。今後は適切な契約事務を執行してまいります。
- (ス) つどいの広場わくわく非常通報装置の保守点検委託 (こども教育保育課)
(セ) 献立栄養管理システム保守サービス委託契約 (こども教育保育課)
(ソ) 非常通報装置保守点検業務委託 (こども教育保育課)
(タ) 大名こども園 警備業務委託 (こども教育保育課)
(チ) 城北こども園外2園 警備業務委託 (こども教育保育課)
(ツ) 真嘉比こども園外1園 警備業務委託 (こども教育保育課)
(テ) 泊こども園外3園 警備業務委託 (こども教育保育課)
(ト) 与儀こども園 警備業務委託 (こども教育保育課)
(ナ) 真和志こども園外1園 警備業務委託 (こども教育保育課)
(ニ) 天妃こども園外1園 警備業務委託 (こども教育保育課)
(ヌ) 小禄南こども園 警備業務委託 (こども教育保育課)
(ネ) 旧大道保育所警備業務委託 (こども教育保育課)
(ノ) 令和3年度那覇市立認定こども園児童諸検査業務委託 (こども教育保育課)
(ス)～(ノ)については、契約の履行を担保するため、那覇市契約規則第28条の適用を受けるものを除き、契約書を作成の上、契約の始期までに契約を成立させる必要があり、また、契約期間の遡及については、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合に限

られる旨、課職員に周知し、適切な予算執行に取り組めます。

(ハ)救急救命士の病院実習に関する業務委託契約（救急課）

今後は追認事項を設けることなく、契約締結日を契約始期と致します。

(2) 各部署の指摘事項等

【福祉部】

○ 障がい福祉課

ア 障がい福祉サービス等給付費返還金及び加算金債権の不納欠損処理にかかる時効の根拠法適用誤りについて（注意事項）

障がい福祉サービス等給付費返還金及び加算金の歳入に係る債権の不納欠損処理にあたって、地方税法第15条の7第4項を適用し時効消滅としている。

地方自治法第236条第1項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する旨定めている。

当該債権は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利であり、消滅時効については地方自治法236条第1項の適用が適切であった。

債権管理にあたっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項を受け、同様のことが起きないように担当職員へ周知を図り、また、債権管理にあたっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。

【健康部】

○ 国民健康保険課

ア 予算の適正な執行及び監査指摘事項等の措置を怠ったことについて（是正事項）

国民健康保険事業特別会計における一般事務費の消耗品費については、支出負担行為額 2,115,772 円に対し、執行済額 2,036,154 円で 79,618 円の差が生じている。これは1件の消耗品の購入において、支出負担行為額を二重計上したことによるものである。

支出負担行為額の二重計上は、令和2年度前期定期監査において注意事項とされた。その措置として、「グループ長等は、月末及び出納整理期間中には『所属別事業別歳出執行状況表』『負担行為整理簿』等で処

理状況をチェックし、支出負担行為額と執行済額に差が生じていないか確認します」と通知があり、監査委員がこれを公表した。しかし、令和3年度においても同様に不適正な事務処理があり、指摘事項等に対する措置が機能していない。

監査における指摘事項等を重く受け止め、予算の執行に当たって適正な事務処理が確実に行われるよう、必要かつ十分な措置を講じられたい。

□ 是正事項に関する措置

支出負担行為書等を改めて作成する際には、先に作成した書類の取り消しを行った後に作成することを徹底するとともに、担当G長の確認だけでなく、予算担当と庶務G長において負担行為整理簿や予算差引簿にて、毎月末と出納整理期間にも再チェックを行う体制に強化をしております。担当職員等の変更があった場合にもチェック体制を引き継げるようマニュアルに処理事項を掲載しております。今後は適正な事務処理を行うよう再発防止に努めてまいります。

イ 国民健康保険事業特別会計決算剰余金について（是正事項）

国民健康保険事業特別会計の令和2年度決算剰余金は5,189万8,210円で、令和3年度の繰越金として収入し、同額が令和2年度一般会計繰出金に対する精算額として支出されている。

地方財政法第7条第1項は、「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」と定められている。また、那覇市国民健康保険基金条例第2条は、「基金として積み立てる金額は、各会計年度において生じた剰余金の2分の1に相当する額以上とする」と定めている。しかし、令和3年度において当該決算剰余金については、関係法令に定められた処分が行われていない。

決算剰余金については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

年度末において国民健康保険特別会計の不足額を予測し、国保加入者の税負担の軽減を図るため、一般会計から国保特会へ政策的な繰入を実施しています。出納整理期間中による国保税の収納額増加等により決算剰余金が発生しますので、地方自治法第233条の2にて、翌年度に編入しています。この剰余金については、一般会計から繰り入れた結果によるものであり、那覇市国民健康保険基金条例に定める剰余金にあたらないと認識し、基金積み立てではなく一般会計へ繰り出す措置をしております。令和5年度以降においては決算剰余金の2分の1に相当する額以上を那覇市国民健康保険基金に積み立ていたします。

ウ 歳入調定誤りについて（注意事項）

後期高齢者医療特別会計における督促手数料については、調定済額 734,811 円に対して収入済額 734,711 円で、収入未済額が 100 円となっている。当該収入未済額は、収入の調定にあたり、誤って調定したもので不適正な事務処理となっている。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該調定誤りに伴う未収金については、歳入調定の月次処理の際に、収納管理システムから算出された収納額のうち、督促料の還付金も含めて 100 円多く調定を立ててしまい、決裁過程における確認も不十分であった結果、同額の収入未済額が発生したものであります。現在は、月次処理におけるチェックリストを作成し、担当者及び決裁過程においてもチェック体制を強化しております。今後は適正な事務処理を行うよう、再発防止に努めてまいります。

エ 振替命令誤りについて（注意事項）

後期高齢者医療特別会計における歳入の還付加算金については、調定済額 10,300 円に対して収入済額 8,200 円で、収入未済額が 2,100 円となっている。当該収入未済額については、令和 2 年度分（過年度）の保険料還付金の還付加算金で、現年度分特別徴収保険料から還付し、月次処理において歳出科目の還付加算金へ振替命令を行うべきであったが、誤って歳入科目の当該還付加算金に振替命令を行ったものである。

振替命令に当たっては、振替科目を十分に確認し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該振替命令誤りに伴う未収金については、歳入調定の月次処理の際に、振替命令における振替科目の確認が不十分であった結果、収入未済が発生したことによるものであります。現在は、月次処理におけるチェックリストを作成し、担当者及び決裁過程においてもチェック体制を強化しております。今後は適正な事務処理を行うよう、再発防止に努めてまいります。

○ 保健総務課**ア 業務委託契約について（注意事項）**

「那覇市保健所結核臨床検査業務委託」及び「那覇市保健所感染症臨床検査業務委託」については、3 月 29 日に制限付き一般競争入札を実施して、同日に落札決定の通知を行い、5 月 10 日に契約を締結している。

入札の場合、契約締結の手続きにおいては、那覇市契約規則第 25 条で落札者は落札決定の通知を受けた日から、やむを得ない理由がある場合を除き 7 日以内に契約書を作成しなければならない旨定めている。

契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

入札実施後、落札者と速やかに契約締結の調整を行い、適正な事務処理となるよう努めます。

○ 地域保健課

ア 契約の自動更新における債務負担行為の設定について（注意事項）

育成医療事業、未熟児養育医療費事業及び小児慢性特定疾病医療費事業のそれぞれの事業における①公費負担医療受給者別一覧データ作成業務、②レセプト電子データ提供の合計 6 件の業務委託契約は、「履行期間満了の 1 ヶ月前までに双方から何らかの意思表示がないときは、履行期間を 1 年更新し、その後も同様とする」旨の契約条項を設け、債務負担行為の設定をすることなく、平成 25 年 6 月 1 日又は平成 26 年 4 月 1 日に、それぞれ当該年度末を期間として締結し、現在まで更新している。

地方自治法第 214 条は、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかねばならない旨定められている。当該契約は、翌年度以降に支出を伴うような更新の決定がその前年度に行われる契約であり、翌年度以降において債務を生じることがあり得ることから、債務負担行為として予算で定める必要があった。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該業務委託契約について、債務負担行為を予算で定めた上で改めて契約を再締結するため契約相手方と協議を行っています。今後の契約事務にあつては法令を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

【こどもみらい部】

○ こども政策課

ア 入札公告時と異なる条件での契約締結について（注意事項）

令和 3 年度那覇市保育士試験対策講座業務は、公告において条件を提示し制限付一般競争入札を実施したが、契約は公告と異なる条件で締結されていた。

地方自治法施行令第 167 条の 6 では、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札について必要な事項を公告しなければならないと、定められており、公告どおりの条件で契約締結すべきであった。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行わ
れたい。

□ 注意事項に関する措置

契約事務を行うに当たっては、関係法令等を入念に確認し、適正な事務
を執行してまいります。また、同様の事案が起きないように、注意喚起と周知徹
底を行って参ります。

イ 使用済みタクシーチケットの不適切な管理について（注意事項）

壺屋児童館管理運営費では、職員が4月1日から4月24日までに使
用した13枚の使用済みタクシーチケット（発行者用）を紛失し、タク
シー協会が保管するチケット（乗務員用）により使用状況を確認し、支
払いが行われていた。

那覇市会計規則第45条第1項第4号では、支出命令書を発行する際
には「支出に必要な書類が整備されていること」と定められている。

使用済みタクシーチケット（発行者用）は、支出に必要な書類である
ことから適切な管理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

タクシーチケット使用後は、発行者控えをため込まずに速やかに使用
簿へ返却するよう、口頭やメールで注意喚起と周知徹底を実施して参り
ます。

○ こどもみらい課

ア 歳入調定における調査の不備について（注意事項）

こども園一時預かり保育料に関する調定は、実績報告書等を確認する
ことなく、未調定一覧の確認のみで手続きが行われていた。

那覇市会計規則第20条第1項及び地方自治法施行令第154条第1項
では、歳入の調定は、納入すべき金額や納入義務者等を誤っていないか
を調査しなければならないとされている。

歳入の調定に当たっては、関係法令を遵守し、適正な調査を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

歳入の調定を行うに当たりましては、事業実施課からの報告により金
額や納入義務者等を調査・確認したうえで調定し、適正な事務を執行し
てまいります。

イ 同一事業の契約における要綱の適用について（注意事項）

病児保育事業では、内閣府の子ども・子育て支援交付金交付要綱を適
用し、4事業者に業務委託が行われているが、業務委託契約の委託料に
ついて、3事業者は令和3年4月1日改正の要綱を適用しているのに対
し、1事業者は改正前の要綱を適用していた。

契約の締結に当たっては、適切な要綱により行われたい。

□ 注意事項に関する措置

契約事務を行うに当たっては、積算内容等を入念に確認し、適正な事務を執行してまいります。また、同様の事項がおこらないよう複数人でのチェックを徹底し、同事業を実施する全契約施設の契約内容を比べ積算根拠等の差異がないか確認します。

ウ ロ頭による協議について（注意事項）

病児保育事業（病後保育事業）は、業務委託契約書の第2条第2項第5号において「利用定員は、原則として6人とする」と定められている。しかし、受託事業者から、職員確保ができていないことから利用定員を3人として事業開始を行いたい旨の文書による協議があり、当該課は口頭により変更を認める回答を行っていた。

契約に定めのない事項及び疑義が生じて協議を行う場合には、口頭のみの協議では、両者の認識の相違によりトラブルが生じかねないことから、協議の際には、書面により適切に行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今後契約に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、両者の認識相違がないよう、書面により行います。

エ 収支報告書の作成について（注意事項）

病児保育事業（病後保育事業）においては、業務委託完了時の収支報告が、他事業を含めた報告となっていた。

当該事業の業務委託契約書第4条第3項第2号では「委託業務以外の他の業務にかかる経理と区分し、適正かつ明確に経理しなければならない」と定められているが、適正な経理の区分がなされていなかった。

事業の実施に当たっては、契約書に定められた事項を遵守し、適正に行われたい。

□ 注意事項に関する措置

業務委託完了時の収支報告については、金額や内容、該当事業のみの収支になっているか確認し、適正な事務を執行してまいります。

○ こども教育保育課**ア 予定価格を超える支出について（注意事項）**

令和3年度那覇市立認定こども園児童内科健診業務委託及び同歯科健診業務委託では、予定価格を総額で定めたものの、契約は単価で定められていた。結果、予定価格を超える支出がなされていた。

那覇市契約規則第10条第1項のただし書きでは、「単価についてその予定価格を定めることができる」と定められており、また、同条第2項では、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等

を考慮して適正に定めなければならない」と定められている。

当該委託契約は数量により支出額が確定されることから予定価格は総額ではなく単価で設定する必要があった。

予定価格の設定に当たっては、契約の目的等を考慮し適切に定められたい。

□ 注意事項に関する措置

予定価格について、契約の目的等を勘案の上、総額または単価により設定し、適切な予算執行に取り組みます。

イ 予定価格の設定漏れについて（注意事項）

那覇市立保育所給食調理業務委託（平成28年度契約）、那覇市立天久みらいこども園給食調理業務委託（令和元年度契約）及び那覇市立樋川みらいこども園給食調理業務委託（令和元年度契約）では、予定価格が設定されていなかった。

3業務委託とも、プロポーザル方式による随意契約となっているが、那覇市契約規則第22条に基づき、随意契約においても予定価格を定める必要がある。

契約手続きに当たっては、関係法令を遵守し適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

予定価格について、随意契約においては那覇市契約規則第22条に基づき定めるよう課職員に周知し、適正な予算執行に取り組みます。

ウ 業務委託契約について（注意事項）

真嘉比こども園外1園警備業務委託については、令和3年3月23日に制限付き一般競争入札を実施して、同日に落札決定の通知を行い、令和3年5月12日に契約を締結している。

入札の場合、契約締結の手続きにおいては、那覇市契約規則第25条で落札者は落札決定の通知を受けた日から、やむを得ない理由がある場合を除き7日以内に契約書を作成しなければならない旨定めている。

契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

契約締結の時期について、那覇市契約規則第25条に基づき、期限内に契約書を作成するよう課職員に周知し、適正な予算執行に取り組みます。

那 監 公 表 第 8 号

令和5年2月15日

那覇市監査委員	渡 口 勇 人
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	奥 間 亮

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

みだしのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により令和3年度、令和2年度及び令和元年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、別添のとおり通知があるので、公表します。

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【令和3年度テーマ】人口減少・少子高齢化関連事業に係る財務事務の執行について

合計（件数）		措置状況		
指摘の件数		改善の必要性	処理区分	件数
32		要	処理済み	21
			取組中(A)	8
			未措置	0
意見の件数	213	不要	—	3
		改善の必要性	処理区分	件数
			処理済み	114
181		要	取組中(A)	61
			未措置	0
		不要	—	6

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和3年度包括外部監査結果に対する改善措置票

＜改善措置の記載について＞

(1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合に「要」と記載されます。

(2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。

(3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「－」が記載されます。

(4) 「実施日及び～」欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらがこれから記載されます。

(5) 「処理区分」欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「－」が記載されます。また、改善すべきとされていたものの、取組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項…監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの
第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
30	こどもみらい 課	80 120	指摘 事項	【認可外保育施設等の環境整備事業】 ○補助金交付先選定過程が不透明 申請以前の段階で、当該年度の補助金交付先 を選定するにあたっては、認可外保育施設の立 入指導を行っていることも教育保健課から、やり 取りしている施設のうち5施設ほど見繕ってらっ て、これらの施設等に意向調査を行い、うち1施 設に内諾を行った後に、当該施設に申請書を出 してもらっている。 このような現状の補助金交付先の選定方法は、 市民からみて不透明であり、補助金総付にあ たって公平性を求める「那覇市の補助金に関す るガイドライン」に反する懸念がある。 改修を希望する施設を公募する等、公平性を 確保した上で補助金交付先を決定すべきであ る。	要	－	－	令和4年度事業未実施ではありますが、今後事 業を行う上で公平性の確保に注意して進めてい きます。	処理済み
38	こどもみらい 課	85 136	指摘 事項	【病児保育事業】 ○事業完了報告書が提出されていない 本事業は委託契約書第8条1項において「事業 完了報告書」の提出を定めているところ、委託先 3施設中、2施設については「事業完了報告書」が なかった。この点、担当課としては、これら2施設 から、「デイケア内訳書」や「小児ドイケア損益報 告書」の収支報告書の提出を受けていることか ら、これらが事業完了報告書に代わるものと認識 していた。しかしながら、委託契約書第8条2項に おいて、「事業完了報告書は委託業務の実績報 告と当該業務にかかわる収支報告を含むものとす る」とされているところ、上記の提出書類は収支 報告でしかなく不十分である。収支報告だけでな く、実績報告を含む「事業完了報告書」の提出を 求めるべきである。	要	事業完了報告にかかわる統一様式を作成し、令和5 年度委託契約書において提出書類として明記しま す。	令和4年度	病児保育事業委託事業第4施設より、令和3年度 事業完了報告書として収支報告書及び実績報告 書を受領しました。	処理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
68	こどもみらい 課	58 80 191	指摘事項	【地域子育て支援拠点事業(認可)】 ○公的資金の二重交付が行われている 本事業の補助対象経費のうち、本事業で補助金を受領しているにもかかわらず、他の公的資金等によっても財源手当が行われており、公的資金による財源手当が二重になっている事例が発見された。 市は、他の公的資金で財源手当済みの取引は、本事業の補助対象経費に含まれないよう事業者側へ指導を徹底するとともに、補助対象経費の二重計上が無いかどうかという観点で注意深く検査を実施する必要がある。	要	他の公的資金等によって財源があるものは、当該事業実績報告から除くことを再度周知します。	令和4年度	実績報告に他財源手当済みのものは除くことを、各施設へ再度周知しました。 令和2年度分の重複部分については、他財源の実績確認が完了していなかったため、他財源の実績確認には当該事業分で支払ったものを除きまし た(他財源での精算を行い、当該事業では置付は 行っていない)。	処理済み
71	こどもみらい 課 企画調整課	58 61 80 191	指摘事項	【地域子育て支援拠点事業(認可)】 ○補助金に係る消費税等の仕入税額控除 那覇市子ども・子育て支援事業補助金等交付要綱第5条(7)において、「事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入税額控除が確認した場合、子ども子育て支援交付金交付要綱別紙様式8により速やかに市長に報告しなければなら ない」と規定されているが、市は補助金を給付した施設運営事業者に対して、補助金に係る消費税等の仕入税額控除が生じたかどうかの確認を行っていない。 事業者における消費税等の仕入税額控除の発生の有無について、漏れなく正確に把握するためには、補助金に係る消費税等の仕入税額が10円となった法人も含めて、報告書の提出を求 めることを検討されたい。 なお、補助金に係る消費税等の仕入税額控除について事業者から返還を求めなければならない点については、他の補助金給付事業においても生 じ得る状況であるため、上記の取扱いについて は、本事業単独ではなく、全庁的又は部課統 一的に検討するべきであらう。	要	(こどもみらい課) — (企画調整課) — 戸内の補助金所管する部署が適正な事務執行と なるよう、当該包括外部監査による指摘事項につい て周知致します。	— 令和4年度	報告様式を作成し、事業者に対して、補助金に 係る消費税等の仕入税額控除が生じたかどうかの 確認を行います。	処理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
72	こどもみらい課	84 192	指摘事項	【地域子育て支援拠点事業(認可)】 ○随意契約の信頼が弱い つづきの広場(一般型)実施業務を委託するにあたっては、1者随意契約で業者を選定している。随意契約理由書において本事業者の特徴は記載されているものの、他に本事業を実施できる団体が無いことの理由としては弱いと言わざるを得ず、地方自治法施行令167条の2で定める随意契約が可能なる要件を満たしているとは言えない。 したがって、つづきの広場(一般型)実施業務の委託先適宜にあたっては、随意契約とする合理的な理由が無いのであれば、那覇市契約規則に従い、入札方式により委託先を選定すべきである。	要	—	—	現地視察を行った上、随意契約は不可であるかと判断しました。入札に向けて仕様書の検討等準備を行います。	処理済み
75	こどもみらい課	56 86 193	指摘事項	【地域子育て支援拠点事業(認可)】 ○事業内容が変化しただにもかかわらず、仕様書が修正されていない。 令和2年度の仕様書には、「週3日以上開設する、11月1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する」とされているところ、実際にはコロナウイルスの影響により、開設日が3日未満となった月が生じたり、講習等を実施できなかった月が生じたりしていた。 仕様書の変更を行わないと契約違反となってしまうため、このような場合には仕様書を修正すべきである。また、令和2年度においては実施した業務内容が仕様書通りになっていないにも関わらず、その点が検査調査上で特段指摘されることなく検査を完了してしまっており、検査が適切に実施されていたかどうかについても疑義が生じる結果となっている。	要	—	—	交付金の算定については、開所予定だったものについてコロナによる休業となった場合は開所として算定してよいものという国通知に基づき対応したところですが、仕様書についても、事業内容に変化があった場合の対応について記載しました。	処理済み
77	こどもみらい課	86 194	指摘事項	【地域子育て支援拠点事業(認可)】 ○実績報告書の提出時期が契約書に反している 業務委託契約書第5条によれば、事業者は実績報告書を翌月10日までに市に提出する必要があるが、4月の実績報告書の提出日が5月11日となっている事業者が存在した。 実績報告書の提出時期は業務委託契約書に従う必要があるため、留意されたい。	要	契約書のとおり実績報告等必要書類の期限までの提出を周知徹底します。	令和4年度	契約書のとおり実績報告等必要書類の期限までの提出を周知し、翌月10日までに実績報告書を受理しています。	処理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
84	こども政策課	80 204	指摘事項	【児童クラブ運営補助金】 ○実績報告書の提出時期について 令和2年度の実績報告書の提出期間について は、仮決算による実績報告を令和3年3月1日～ 3月19日、本決算による実績報告書を令和3年4 月1日～5月14日としていた。 現状の市の取扱いとは、補助金交付要綱に そったものになっていないと言わざるを得ない。 現状の2段階による実績報告書の提出という方 法の必要性を改めて検討いただいた上で、2段 階方式を継続せざるを得ないのであれば、実施 と交付要綱が乖離しないよう、補助金交付要綱 の規定を改訂することを検討されたい。	要	児童クラブの運営は、継続的に年度末まで実施し ている事業であることから、実績報告については現 状の2段階での報告を求めざるを得ない状況であり ます。要綱規定を含め実績報告の事務処理の在り 方について検討致します。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
85	こども政策課	58 81 204	指摘事項	【児童クラブ運営補助金】 ○開所時間の考え方 市は、開所時間の考え方について厚生労働省 の見解を踏まえて再度整理するとともに、整理し た考え方について事業者へ伝達するとともに、事 業者に対し開所時間を適切に集計するような体 制の構築を指導すべきである。 さらに、本事業の補助金給付に係る検査時に おいて、開所時間について事業者からの報告の みをもって判断するのではなく、運営規定、児童 集集メンバー、支援員のタイムカード及び児 童の出席簿等の関連資料を利用するなどして、 開所時間が正しく算定されているかどうかについ て適切に検査するための手法を確立されたい。	要	開所及び開所時間について、厚生労働省の見解 等も踏まえて、乖離や相違が認められるケースにつ いては、各クラブに対し是正を求めて参ります。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
86	こども政策課	58 81 206	指摘事項	【児童クラブ運営補助金】 ○市の検査が不十分 補助事業実績報告書、補助対象経費に係る根 拠資料及び市の検査調査をサンプルで閲覧した ところ、以下のとおり多数の不備が発見された。 現状では市の検査が十分な水準で実施されたと は言い難く、那覇市補助金等交付規則第13条に 基づく実績報告に対する調査義務を十分に果た したとは言えない。 市は、より質の高い、深度ある検査を実施する必 要がある。 イ資料の入手漏れがある ロ)内容が十分でない、資料を入手している ハ)資料の記載誤りや資料間の不整合に気付か ず、または、気が付いていたにも関わらず放置し たままで、検査を完了してしまっている ニ)提出された資料の内容に疑義が生じるが、検 査において疑義を解消していない	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強 化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
87	こども政策課	58 81 209	指摘 事項	【児童クラブ運営補助金】 ○補助金交付額が誤っている可能性がある 以下のとおり、補助金交付額が誤っている可能性のある状況が発見された。今回の監査でサンプル対象となかった事業者を含め、交付額に誤りがあるかどうかについて事実確認の上、適切に対応したい。 イ) 開所時間 厚生労働省の見解と異なっている可能性があるため、開所時間の考え方について再整理した上で、長時間開設加算額を算定する必要がある。 ロ) 支援員等の配置数 条例において、支援員（又は補助員）の数については、支援の単位ごとに2人以上とすることが定められている。市は厚生労働省からの通知に基づき、感染拡大のリスクを回避するために、当面の間、児童クラブの人員配置について特別措置を認める運用を行っていた。しかしながら、サンプルで確認した児童クラブにおいて、令和2年4月～令和3年3月の通年に渡って1人配置の時間帯が常態的に発生しているケースがあったが、市は、1人配置が通年に渡って発生することの合理的な理由について詳細に確認していない。 ハ) 長時間開設加算額（長期休暇分）の算定 長時間開設加算額（長期休暇分）の算定方法が誤っている児童クラブが存在する。	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
89	こども政策課 企画調整課	58 61 81 213	指摘事項	【児童クラブ運営補助金】 ○補助金に係る消費税等の仕入税額控除 子ども、子育て支援交付金交付要綱第5条(7) において、「事業完了後に、消費税及び地方消 費税の申告により補助金に係る消費税及び地方 消費税仕入税額控除額が確定した場合は、別紙 様式8により速やかに内閣総理大臣に報告しな ければならない。」、「内閣総理大臣は報告が あった場合には、当該仕入税額控除の全部又は 一部を国庫に納付させることがある。」と規定さ れているが、市は補助金を給付した保育施設の運 営事業者に対して、補助金に係る消費税等の仕 入税額控除が生じたかどうかの確認を行ってい ない。 事業者における消費税等の仕入税額控除の発 生の有無について、漏れなく正確に把握するた めには、補助金に係る消費税等の仕入税額控除 が0円となった法人も含めて、報告書の提出を求 めることを検討されたい。 なお、補助金に係る消費税等の仕入税額控除 について事業者から返還を求める必要がある点 については、他の補助金給付事業においても生 じ得る状況であるため、上記の取扱いについて は、本事業単独ではなく、全庁的又は部課統一 的に検討するべきであろう。	要	(こども政策課) 今後各クラブに対し、補助金に対する仕入税額控 除が生じたか確認を求めることについて検討しま す。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					要	(企画調整課) 戸内の補助金所管する部署が適正な事務執行と なるよう、当該包括外部監査による指摘事項につい て周知致します。	令和4年度	全職員に向けて通知文にて周知しました。	処理済み
108	観光課	86 265	指摘事項	【外国人観光客受入整備事業】 ○仕様書に定める内容の事業報告書が提出さ れていない。 「業務委託仕様書」第2項個別事業5. アンケ ートの実施において、「事業の課題を抽出・分析す ること。その結果について委託者へ報告するこ と」とある。 しかし、受託者の事業報告書は、アンケートの 単なる集計結果や回答者のコメントの羅列にとど まり、仕様書で求める事業の課題抽出・分析と いった改善につながる内容ではない。仕様書に 準拠していない事務に対して公金支出すべきで はなく、当該事務を否認している点で那覇市契 約規則第50条(検査員の一般的職務)に違反し ている可能性がある。 業務受贈者に対し、仕様書に準拠した事務の 徹底を指導するとともに、委託事務に対する適切 な検査が求められる。	要	—	—	令和2年度外国人観光客受入整備事業委託に 関する仕様中「課題の抽出・分析」部分の抜け落 ち部分について再提出済みです。	処理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
114	なはまち振興課	56 83 274	指摘事項	【国際通りランジットマイル助成金事業】 ○事業計画変更手続が適切に実施されていない。 令和2年度は、ランジットモール開催回数について、当初計画では40回であったが、実際にはコロナウィルスの影響により16回の実施に留まっているが、このように補助事業内容に変更がある場合には、「那覇市循環まちづくり等支援基金補助金交付要綱」第7条に基づき、事業計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受ける必要がある。 しかしながら、令和2年度において、補助事業者から事業計画変更承認申請書は提出されておらず、市側もそのことに気づいていなかった。交付要綱に従い、適切に事務を執行されたい。	要	当初事業計画で示された実施回数に変更が見込まれる場合には、事業計画変更承認申請書を提出させ、適切な事務処理を行います。	令和4年度	令和3年度についても令和2年度同様、コロナ禍による影響で実施回数減となることとなったため、事業計画変更承認申請書を提出させて変更承認する対応を取っております。	処理済み
115	なはまち振興課	81 274	指摘事項	【国際通りランジットマイル助成金事業】 ○米場者のニーズ調査が実施されていない 「国際通りランジットマイル助成金事業交付要綱」第5条第2項によると、「補助事業者は、毎年任意の時期に米場者等のニーズ調査を行い、事業課題や改善事項の検証を行い、それらの解決に向けた取り組みに努めるものとする」と定められているが、補助事業者は令和2年度においてニーズ調査を実施しなかった。 今後は、補助事業者に対し、確実に実行するよう促すとともに、市側でも事業課題や改善状況を把握することで、より効果的に事業を実施していく必要がある。	要	ニーズ調査の報告書の提出時期を具体的に定めるなど要領改正を行い、市としても事業の進捗状況及び課題の把握に努めていきます。	令和4年度	令和4年3月24日に交付要領の改正を行いました。	処理済み
124	商工農水課	56 83 290	指摘事項	【地域未来投資事業】 ○事業計画の変更を行っていない 事業計画書の内容と実際に実施した内容が大きく異なる結果となっているが、このような場合、地域未来投資事業補助金交付要綱第8条に基づき、事業計画変更承認申請書を市長に提出し、市長はその変更内容を審査・承認する必要があると考えられる。 しかしながら、市は、事業計画変更承認申請書の提出を事業者に求めていなかった。 市は、補助金交付要綱に基づいて事務処理を実施する必要がある。	要	当該変更はコロナウィルス感染症の拡大により当初の予定通り実施が困難であると事業者側から事前に相談があり内容についても確認しておりますが要綱に基づく変更手続きを指示しておりませんでした。今後は補助金交付要綱等を遵守し適正に運用して参ります。	令和4年度	本事業は令和2年度で事業完了となっているため、今後同様の補助事業実施の際には指簿内容に留意し、適切な事務手続きを進めて参ります。	処理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
128	商工農水課	58 81 292	指摘事項	【地域未来投資事業】 ○補助対象経費のうち、人件費が実績値になっていない。 補助対象経費のうち、賃金については「作業従事者の時給単価×作業従事者の時給単価」の算式で算定されているが、作業従事者の時給単価については令和元年度の賃金支給実績に基づき算定されている。 補助対象経費は令和2年度の実績額とすべきであるにもかかわらず、合理的な理由無く令和元年度の支給実績に基づき算定された時給単価を使用することは適切ではなく、補助金交付要綱に反している。 本来であれば、令和2年度の実績額を補助対象経費とすべきであり、賃金支給額の低額資料として、作業従事者の給与台帳を事業者より徴求すべきであった。	要	—	—	該当事業者から補助事業の該当部分に関する賃金根拠資料を取得致しました。	処理済み
130	商工農水課	58 83 293	指摘事項	【地域未来投資事業】 ○固定資産取得時に事業者から入手すべき資料の入手漏れ。 補助対象経費のうち資産取得支出が生じた場合には、実績報告書に取得財産等明細表を添付すると規定されているにもかかわらず、実際には取得財産明細表が添付されていない。実情は、補助金交付要綱に基づき事務処理を行う必要があり、取得財産明細表を事業者から入手する必要がある。	要	—	—	該当事業者から取得財産明細書を取得致しました。	処理済み
131	商工農水課	58 81 293	指摘事項	【地域未来投資事業】 ○補助対象経費のうち、人件費が実績値になっていない。 補助対象経費のうち、賃金については「作業従事者の時給単価×作業従事者の時給単価」の算式で算定されているが、作業従事者の時給単価については平成30年7月～令和元年6月の賃金支給実績に基づき算定されている。 補助対象経費は令和2年度の実績額とすべきであるにもかかわらず、過年度の支給実績に基づき算定された時給単価を使用することは適切ではなく、補助金交付要綱に反している。 本来であれば、令和2年度の実績額を補助対象経費とすべきであり、賃金支給額の低額資料として、作業従事者の給与台帳を事業者より徴求すべきであった。	要	—	—	該当事業者から補助事業の該当部分に関する給与台帳等の賃金根拠資料を取得致しました。	処理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
137	商工農水課	306	指摘 事項	【なし】創業・就労サポートセンター運営事業】 ○仕度書に定める内容の業務完了報告書が提出されていない。 業務完了報告書の内容は、実施した活動、現況認識、アンケート回答の列挙にとどまってお、分析と提言に関する言及は不十分であり、業務仕度書に準拠しているとは言えない。 業務仕度書に準拠した対応を図ることとすることながら、分析と提言は本事業に係るPDCAとしても活用され、事業目的の達成に寄与すると考えられることから特に重視されたい。	要	令和4年4月から7月までの随意契約完了報告書においては、業務仕度書に準拠し、分析と提言にも言及した報告書の提出を依頼しております。 今後は報告書活用による本事業の検証及び改善に取り組む、事業目的の達成を図ります。	令和4年度	令和4年4月から7月までの随意契約の報告時より業務仕度書に準拠し、分析と提言にも言及した報告書の提出を依頼しました。（令和4年8月1日）	処理済み
149	商工農水課	78 318	指摘 事項	【那覇市農業次世代人材投資事業】 ○就農後の状況調査が不十分 市では、病気、介護、介護により離農し、その後消息不明で報告が無いケースを認識しているが、追跡調査を実施しておらず、農業継続に関する進捗管理が不十分な状態である。加えて、交付期間終了後の若農継続の状況確認は、事業成果を測るうえでも貴重な情報収集となることから、改善が求められる。	要	交付終了後の就農の継続について、調査確認を行いました。今後とも継続して状況確認をします。	令和4年度	平成29年度以降交付開始者及び交付終了者の就農状況について状況確認を行いました。また、今後も継続して確認を行って参ります。	処理済み
151	こどもみらい 課	81 324	指摘 事項	【延長保育事業】 ○対象となる児童が補助金交付条件を満たすかどうかの確認が不十分 補助金申請時及び補助金事業実施報告時に、市は延長保育を利用する児童が当該支給要件を満たしているかどうかを確認していないかった。延長保育利用児童名簿を保育施設から入手すれば、認定が得られた児童であるかどうかは検証できる。今後は補助金の支給要件を満たしているかどうかについて確認が必要である。	要	基本的には支給要件を満たした児童(2・3号)が教育保育時間後に引き続き利用するものですが、中には支給要件を満たさない1号認定児童も延長保育を利用しています。延長保育児童を別に認定を入力する項目を追加し、支給要件を満たさない児童がいれば、対象外です」という注意書きが表示されるように致します。	令和4年度	令和3年度実績報告から実施済みです。内容は左記の通りです。	処理済み
154	こどもみらい 課	58 81 328	指摘 事項	【延長保育事業】 ○検査内容が不十分 現状、補助対象経費については、費目毎の金額集計資料等を入手しているだけで、それ以上の検査手続を実施していない。現状の検査方法では、実績報告に対する調査義務を十分に果たしたとは言えない。検査手続を追加することを検討されたい。	要	—	—	補助対象経費が多額な施設や、補助対象経費が前年度比で増加している施設に対して、元帳等の確認を行い報告との不一致がないかを確認しました。	処理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
156	こどもみらい 県 企画調整課	58 61 81 330	指摘事項	(延長保育事業) ○補助金に係る消費税等の仕入税額控除 子ども・子育て支援交付金交付要綱第5条(7) において、「事業完了後に、消費税及び地方消 費税の申告により補助金に係る消費税及び地方 消費税仕入税額控除額が確定した場合は、別紙 様式8により速やかに内閣総理大臣に報告しな ければならない」、「内閣総理大臣は報告があつ た場合には、当該仕入税額控除額の全部又は一 部を国庫に納付させることがある」と規定してい るが、市は補助金を給付した保育施設の運営事 業者に対して、補助金に係る消費税等の仕入控 除税額が生じたかどうかの確認を行っていない。 事業者における消費税等の仕入税額控除の発 生の有無について、漏れなく正確に把握するた めには、補助金に係る消費税等の仕入税額 が40円となった法人も含めて、報告書の提出を求 めることを検討されたい。 なお、補助金に係る消費税等の仕入税額に ついて事業者から返還を求める必要がある点に ついては、他の補助金給付事業においても生じ 得る状況であるため、上記の取扱いについて は、本事業単独ではなく、全庁的又は部課統一的 に検討するべきであろう。	要	(こどもみらい課) —	—	消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額報 告書様式を作成し全施設へ提出を義務付け確認 を行います。	処理済み
					要	(企画調整課) 庁内の補助金所管する部署が適正な事務執行と なるよう、当該包括外部監査による指摘事項につい て周知致します。	令和4年度	全職員に向けて通知文にて周知しました。	処理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
165	こども政策課 法制契約課	65 84 345	指摘事項	【伊原原小児童クラブ活動拠点整備事業】 ○随意契約の理由が不十分 1者随意契約で業者を選定している。しかしながら、実施設計者と工事監理を敢えて別にする方法(第三者監理方式Q)が存在するにもかかわらず、第三者監理方式の選択肢を十分に検討することなく、設計者を工事監理者として選定している。設計者と工事監理者を同一とする方法と区分する方法では、それぞれメリット・デメリットが存在するため、少なくとも第三者監理方式の選択肢を十分に検討せずに、随意契約により設計者を工事監理者として選定すべきではない。随意契約理由書に記載された内容は、工事監理業務全般に当てはまる内容である。したがって、これをもって随意契約の理由とするのは不十分であり、地方自治法施行令167条の2で定める随意契約が可能な要件を満たしていない可能性がある。 第三者監理方式を原則的な方法としている省庁や地方公共団体が存在するため、これらの事例や、設計者と工事監理者を同一とする方法と区分する方法のそれぞれのメリット・デメリット等を検討の上、本事業における取扱いのみならず、全庁的に工事監理を委託する場合の取扱いを検討されたい。	不要	(こども政策課、法制契約課) 建築工事の監理業務については、これまでも原則として制限付き一般競争入れによる第三者管理方式を実施しています。しかしながら、学校、公営住宅、児童福祉施設等の新築工事又は耐震改修工事等で設計の意図や調整内容を現場に反映させる必要がある場合は、監理できる者が設計者に特定されることから、指名選定委員会随意契約による執行の必要性について審議・決定し、当該工事の設計者と地方自治法施行令167条の2に規定する随意契約としています。	—	—	—
175	こども政策課 法制契約課	65 84 362	指摘事項	【伊原小児童クラブ活動拠点整備事業】 ○随意契約の理由が不十分 1者随意契約で業者を選定している。しかしながら、実施設計者と工事監理を敢えて別にする方法(第三者監理方式)が存在するにもかかわらず、第三者監理方式の選択肢を十分に検討することなく、設計者を工事監理者として選定している。設計者と工事監理者を同一とする方法と区分する方法では、それぞれメリット・デメリットが存在するため、少なくとも第三者監理方式の選択肢を十分に検討せずに、随意契約により設計者を工事監理者として選定すべきではない。随意契約理由書に記載された内容は、工事監理業務全般に当てはまる内容である。したがって、これをもって随意契約の理由とするのは不十分であり、地方自治法施行令167条の2で定める随意契約が可能な要件を満たしていない可能性がある。	不要	(こども政策課、法制契約課) 建築工事の監理業務については、これまでも原則として制限付き一般競争入れによる第三者管理方式を実施しています。しかしながら、学校、公営住宅、児童福祉施設等の新築工事又は耐震改修工事等で設計の意図や調整内容を現場に反映させる必要がある場合は、監理できる者が設計者に特定されることから、指名選定委員会随意契約による執行の必要性について審議・決定し、当該工事の設計者と地方自治法施行令167条の2に規定する随意契約としています。	—	—	—

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
181	こども政策課	58 81 377	指摘 事項	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○資料の内容を確認が不十分 市の検査において十分に確認できている状況 とは言えず、補助金の検査義務を十分に果たし ているとは言えない。 市は、資金改善額を承認支給額により算定す ることを徹底するよう児童クラブ側に指導すると ともに、検査時においては、実際支給額であること を給与台帳等の根拠資料により確認することが 必要である。	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強 化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
183	こども政策課	58 82 378	指摘 事項	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○役員給与について 実施要綱によれば、「経営に携わる法人の役員 である職員については、原則として、本事業の対 象とならない」と規定されている。 しかしながら、単に役員と支援員を兼務してい ることのみをもって、役員給与の改善額を本事業 の補助対象経費に含めている児童クラブが存在 した。市は本事業の補助対象経費に含めて良い かどうかを検討しておらず、補助金の検査義務を 十分に果たしているとは言えない。 市は、当該役員に給与決定権が無いことを確 かめる必要がある。	要	当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の 強化に努めます。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
184	こども政策課	58 82 380	指摘 事項	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○事業者からの情報に誤りがある 運営法人の代表取締役と同姓の支援員が3名 存在し、担当側に質問したところ、「雇用契約を 締結している従業員である」との回答を得た。し かしながら、登記簿謄本を入手して確認したとこ ろ、支援員3名中2名は取締役として登記されて いることが判明した。市はそのような確認を行っ ておらず、役員給与を補助対象経費に含めてし まっておく問題である。 したがって、単に留問だけで検査を終わらせる のではなく、可能な限りの資料を入手し、客観的な 根拠に基づいて事実認定を行う必要がある。	要	当該クラブについて役員と支援員を兼務している 者への給与について、適切かどうか確認します。 また今後認定に係る確認作業において可能な限り 資料を入手し事実認定を行うよう努めます。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
186	こども政策課 法制契約課	65 84 385 指 導 事 項	（大道こども園増設事業） ○随意契約の理由が不十分 しかしながら、実施設計者と工事監理を載せても 別にする方法（第三者監理方式）が存在するにも 関わらず、第三者監理方式の選択肢を十分に選 択することなく、設計者を工事監理者として選 定してしまっている。設計者と工事監理者を同一 とする方法と区分する方法では、それぞれメリッ ト・デメリットが存在するため、少なくとも第三者監 理方式の選択肢を十分に検討せずに、随意契 約により設計者を工事監理者として選定すべき ではない。随意契約理由事に記載された内容 では、工事監理業務全般に当てはまる内容であり、 これをもって随意契約の理由とするのは不十分 であり、地方自治法施行令167条の2で定める随 意契約が可能要件を満たしていない可能性が ある。	不要	（こども政策課、法制契約課） 建築工事の監理業務については、これまでも原則 として制限付き一般競争入れによる第三者管理方式 を実施しています。しかしながら、学校、公営住宅、 児童福祉施設等の新築工事又は耐震改修工事等 で設計の意図や調整内容を現場に反映させる必要 がある場合は、監理できる者が設計者に特定される ことから、指名適定委員会で随意契約による執行の 必要性について審議、決定し、当該工事の設計者と 地方自治法施行令167条の2に規定する随意契約と しています。	—	—	—
190	観光課	50 76 392 指 導 事 項	【観光協会運営補助金】 ○成果指標が設定されていない 適切な成果指標を設定する必要がある。本事 業の目的が市と那覇市観光協会が協働して観光 振興を行うことであることを踏まえ、例えば、 「那覇市の観光客数1増」「観光客からのアンケー トによる満足度」等が考えられる。	要	適切な成果指標となるよう観光協会と協議を行いま す。	令和4年度	令和5年度から適切な成果指標となるよう観光協 会と協議して、下記のとおり設定しました。 ①所管事業の実施率（完了率）：95% ②解振観光振興事業（国庫計）受託件数：2事業 以上とする。	処理済み
207	観光課	52 82 413 指 導 事 項	【観光案内所運営補助金】 ○補助率が補助金交付要領に定める上限を超 えてしまっている 補助率上限を一時的に引き上げることがやむ を得ない理由によるものと考えられるが、補助金 交付要領の改訂手続が実施されておらず、現状 では、結果的に補助金交付要領にそぐわない補 助金給付となってしまう。	要	当該補助金交付要領は指標を受け令和3年11月 26日付で改訂済みです。観光案内所については、 公益性が高く行政支援は必須なものの認識です。 今後も交付要領等に沿いつつ効率性等を進めなが ら引き続き適切に給付します。	令和4年度	未だコロナ禍にあつて運営実態に即した対応が 求められますので、これまで以上に観光協会側と 状況把握・情報交換を図りながら、状況に的確・通 切に対応していきます。	処理済み

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見（参考提言）とするもの
(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
1	企画調整課	41	意見	【全般的意見1. 総合戦略の作成方法について】 ○前述の現状における問題点を見る限り、上位概念からのブレイクダウン方式による項目の決定が、適切に行われていないものと考えられる。 総合戦略における項目及び成果指標には上位概念と下位概念という関係性があることから、下位概念の項目や成果指標を決定する際には、上位概念の目標を達成するために必要な項目や成果指標は何であるかを念頭に置きながら、ブレイクダウン方式で決定することを提言したい。	不要	達成指標やKPIなどの指標に加え、各施策の方向性に書かれている「目指す内容」や「施策の内容」に関係する事業をアクションプランに設定しており、上位概念からのブレイクダウン方式による項目の決定は、適切に行われていると考えっております。	—	—	—
2	企画調整課	45	意見	【全般的意見2. 適切な事業の評価に向けて】 ○ブレイクダウン方式による事業の決定 市が実施する事業は、市が定める基本的かつ大局的な目標を達成するために実施するものである。したがって、各事業の実施内容や成果指標は、市の総合的な計画である、総合戦略や総合計画に照準行けて決定する必要がある。 全般的意見1. で記載したとおり、ブレイクダウン方式により事業内容及び成果指標を決定することと、総合戦略や総合計画と関連付けられた事業内容と成果指標が決定されることが期待される。	不要	総合計画においては、各施策に対し各部署が毎年度組総目標を設定しPDCAを回しており、ブレイクダウン方式による計画の作成を実施しております。	—	—	—
3	企画調整課	45	意見	【全般的意見2. 適切な事業の評価に向けて】 ○EBPMの導入 EBPM (Evidence-Based Policy Making) とは、和訳すると「証拠に基づいた政策立案」とされ、EBPMを導入することで、客観的なエビデンス(与事実)に基づいた事業実施上の判断が可能となり、その結果、より説得力を持った事業立案や効果の検証が行われるようになることが期待される。	要	—	—	近年、政策立案にEBPMが導入されており、統計データを分析し、それに基づき事業立案に結びつける高度な技量を必要とします。今後、事業立案を行う上で取り入れることを検討して参ります。	整理済み
4	企画調整課	47	意見	【全般的意見2. 適切な事業の評価に向けて】 ○ロジックモデルの導入 事実の内容とその効果をつなぐ論理、政策効果とそのコストの関係を明示するために優れたツールとして、「ロジックモデル」が存在する。ロジックモデルとは、「ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したものの」と定義される。	要	—	—	事業を実施するにあたり、最小の経費で最大の効果を挙げるための有効な手段だと考えます。事業立案にあたって今後の参考とさせていただきます。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
5	観光課	53	意見	【全般的意見3. 那覇市観光協会のあり方について】 ○観光協会関連事業の評価 現状、成金指標の設定に改善の余地がある状況のため、観光協会関連事業について適切に評価されていない状態である。 観光協会には、市から多額の予算が投入されているため、市は、観光協会関連事業を適切に評価し、投入した予算に見合う効果があげられているか確認する必要がある。	要	適切な成果指標となるよう観光協会と協議を行います。	令和4年度	令和5年度から適切な成果指標となるよう観光協会と協議して設定しました。	整理済み
6	観光課	53	意見	【全般的意見3. 那覇市観光協会のあり方について】 ○観光協会における基本的名方針・取り組みの推進 那覇市観光基本計画における観光協会に関する5つの取り組みの進捗状況は十分とは言えず、また、市における進捗管理も十分に実施できているとは言えない。 市が観光プラットフォーム機能を担う不可欠な組織として観光協会を位置付けているのであれば、市は観光協会における基本的名方針や取り組みについて、進捗管理を十分に行い、また、必要な助言を行う体制を構築されたい。	要	基本計画に掲げられた「観光協会の機能充実」の細目について、施策展開上の整合性を再確認し、取り組みの進捗について必要な情報を収集分析し、適切に対応していきます。	令和4年度	引き続き情報共有や意見交換を密に実施していくことを確認しました。	整理済み
7	観光課	53	意見	【全般的意見3. 那覇市観光協会のあり方について】 ○補助金削減の施策 市及び観光協会は、市から観光協会に交付されている補助金を削減する施策を講じる必要がある。また、自主財源確保の取り組みとともに、費用削減や無駄な支出を抑えるという意識も必要である。	要	補助事業に関わる支出については、費用削減や無駄な支出の抑制について常に意識し処理しているところであるが、補助金財源が公金に頼み、さらに細心の注意を払い処理するよう指導を強化します。	令和4年度	補助事業に関わる支出処理や対象経費等について、年度当初から継続的に会議を設定し、観光課及び観光協会の認識共有化を図っております。	整理済み
8	観光課	54	意見	【全般的意見3. 那覇市観光協会のあり方について】 ○観光分野の専門組織へ 観光協会においては、現在実施している旅行商品の開発及び販売に留まらず、観光基本戦略、リサーチ・マーケティング、観光プロモーション戦略、土産物店の運営等、観光産業の各分野における専門要員を育成し、観光協会の職員一人一人が観光分野のプロフェッショナルとなる集団となることを目指すことが期待される。	要	現在、那覇市観光協会は地域DMO候補法人として、正式認可に向け取り組みを進めており、専門組織とされるよう人材育成など市行政としても連携しつつ支援していきます。	令和4年度	人材育成について強化していくことを確認しました。	整理済み

(令和3年度報告書) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
9	観光課	55	意見	【全般的意見3.那覇市観光協会への対応について】 ○県やOCVBとの連携、役割分担 観光協会が実施する事業の中には、県やOCVBとの連携や役割分担が必要不可欠な事業が存在するため、連携し役割分担を明確にすることで、市と観光協会は最小の経費で最大の効果をあげる努力を続ける必要がある。 【全般的意見4.コロナ禍における臨機応変な対応】 ○民間団体等が実施する事業に対し、補助金や委託料を交付している事業において、事業内容に大きな影響を与える可能性のある事象が生じた場合の市の対応方法について、以下のとおり発言したい。 イ)人的リソース不足の解消 ロ)担当課及び事業者が、関連する法令、省庁からの通知及び補助金交付要綱等を十分に理解する ハ)懐疑心を持ち、事実を追求する姿勢で検査を実施する ニ)効果的かつ効率的な検査方法の確立	要	観光協会実施事業について、県及びOCVBとの役割分担を今一度精査し、適切な事業執行となるよう指導していきます。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
10	企画調整課	57	意見	【全般的意見7.保育士確保の施策について】 ○「保育士の新規確保及び離職防止」の支援となっている主な原因(課題)を分析・把握した上での事業立案及び事業推進方法の一例として提言する。 そこで、指導監査や県との連携を前提として以下の施策を検討されたい。 イ)「業務シフトモデル」の提示 ロ)保育士の処遇に関する那覇市独自の対応 ハ)給付体系の適切な運用 ニ)事業成果を向上させるための効果的なアンケート方法 ホ)保育士業務負担低減のための施策	要	市内の補助金を所管する部署が適正な事務執行となるよう、当該包括外部監査による指導事項について周知致します。	令和4年度	全職員に向けて通知文にて周知しました。	整理済み
11	企画調整課	59	意見	【全般的意見5.補助事業における検査について】 ○上記を踏まえ、補助事業の検査を効果的かつ効率的に実行するための方法について提言する。 イ)人的リソース不足の解消 ロ)担当課及び事業者が、関連する法令、省庁からの通知及び補助金交付要綱等を十分に理解する ハ)懐疑心を持ち、事実を追求する姿勢で検査を実施する ニ)効果的かつ効率的な検査方法の確立	要	市内の補助金を所管する部署が適正な事務執行となるよう、当該包括外部監査による指導事項について周知致します。	令和4年度	全職員に向けて通知文にて周知しました。	整理済み
12	こどもみらい課	68	意見	【全般的意見7.保育士確保の施策について】 ○「保育士の新規確保及び離職防止」の支援となっている主な原因(課題)を分析・把握した上での事業立案及び事業推進方法の一例として提言する。 そこで、指導監査や県との連携を前提として以下の施策を検討されたい。 イ)「業務シフトモデル」の提示 ロ)保育士の処遇に関する那覇市独自の対応 ハ)給付体系の適切な運用 ニ)事業成果を向上させるための効果的なアンケート方法 ホ)保育士業務負担低減のための施策	要	ロ)保育士の処遇に関する那覇市独自の対応として「保育士負担軽減等加配事業」を新たに立案し令和4年度より実施します。	令和4年度	保育・教育の負担が重いクラスや配属が必要ない家庭児童に対し保育士等を加配することにより負担軽減を図り離職を防止し、もって待機児童解消につなげる。待機児童の多い1歳児クラスについて、国の保育士配置基準では児童6人に対し職員1人としているところ5人に対し1人とし、そのために必要な保育士を加配した施設へ人件費の補助を行う事業となります。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
13	こども政策課	79 91	意見	【特機児童解消等加速化事業】 ○別事業の経費が混入されている人件費について、予算積算資料（歳出予算内示書）においては本事業専任職員2名分の人件費が予算計上されていた。 しかしながら、当該職員が令和2年度に実施した業務内容について質問したところ、本事業以外の業務も実施しているとのことであった。 本事業に係る人件費相当額のみを本事業の予算として積算する必要はある。また、人件費に係る予算執行額についても、適切な基準（日数や時間数）により本事業に按分することで、本事業に係る人件費相当額を予算執行額として集計すべきである。	要	当該事業に係る人件費のみを適切に積算するため、業務量の把握、日数や時間等から案分して積算するよう努めて参ります。	令和4年度	令和3年度においては、当該事業の業務量減に伴い、専任の会計年度職員の配置（予算計上）は行いませんでした。	整理済み
14	こども政策課	80 95	意見	【老朽化保育所増改築等事業】 ○補助金交付申請書について 令和2年度に予算計上された2画のうち、1画から提出された補助金交付申請書添付資料において補助対象経費として開業準備費が3,000千円記載されていたが、業者から見積書を入手していなかった。 この点、担当課によれば、開業準備費3,000千円を補助対象経費から除いたとしても、「補助金基準額＜補助対象経費額」となり、結果的に予算種額額には影響を与えないことから、補助対象経費から除いて補助額を算定していたとのことである。 そうであるならば、補助金交付申請書添付資料において開業準備費3,000千円を記載すべきではなかった。合理的な根拠のある数値のみを記載すべきである。	要	補助対象経費として記載する科目については、根拠となる見積書等を補助事業者から入手するよう徹底し、入手できない場合においては、補助対象経費から除いたうえで交付申請書を提出するよう補助事業者へ指導します。	令和4年度	補助事業者へ見積書を提出するよう案内し、提出された見積書の金額に合わせて適正に申請書を記載するよう指導しました。	整理済み
15	こども政策課	74 99	意見	【潜在保育士復職支援事業】 ○成果指標が設定されていない 本事業における成果指標は設定されていない。一方で市は、令和2年4月1日時点の保育士不足を要因とする定員割の人数は281人、不足する保育士数は68人と把握している。そこで、例えば「69人」を基準として今後の入所希望込みなどを加味した数字を保育士確保の目標値とするなど、事業の実効性を高めるための成果指標を設定したい。	要	事業の効果を検証するため、成果指標の設定は有効だと考えております。事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
16	こども政策課	77 99	意見	【潜在保育士就職支援事業】 ○事業立案方法について 那覇市は、指導監督及び各種行政手続を通 して、国や沖縄県および保育現場の実情を知り 立場にある。そのような立場を活かして、潜在 保育士が動かしにくい原因（課題・ニーズ）を分析・ 把握し、その課題を解消し、ニーズを満たす事業 を主体的に立案できる体制を構築されたい。そ のうえで、活用できる補助メニューがあれば利用 すべきである。	要	新たな事業を立案する際には、ニーズを満たす事 業を立案できるよう、保育施設等の意向を確認する など、その手法について検討していきます。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
17	こどもみらい 課	74 103	意見	【保育士確保対策事業(離職抑制分)】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業の成果指標(上記8、参照)について は、①、②の指標は具体的な客観性に欠けて おり、また、③の指標は「2日」の根拠が不明であ るため、いずれも成果指標としての合理性が乏し く事業の効果を測るのは困難である。 このような成果指標であるため、事業継続の判 断基準(充足基準)も不明確である。 充足基準は本来、エビデンスの裏付けに基づき 成果指標の達成度をもって判断基準とすべきで ある。客観的なエビデンスに基づき事業を評価 し、継続の要否を検討する体制を構築されたい。	要	令和4年4月に事業アンケートを実施しました。 その中で令和3年度における市内の保育所等にお ける保育士等の離職率が13.4%であることが把握でき ました。 その結果を踏まえ、今後は、この離職率の数値が 上がらないように事業を実施していくことを目標としま す。	令和4年度	成果指標として離職率を設定しました。	整理済み
18	こどもみらい 課	68 77 104	意見	【保育士確保対策事業(離職抑制分)】 ○課題解消のための施策検討 事業目的である「保育士の新規確保及び離職 防止」の文庫となっている主な原因(課題)につ いては、現場担当レベルにおいても以下の3点 であることを認識している。 第1位「働き方・休み方(休みが取り辛い)」 第2位「職場風土(園の雰囲気)・人間関係」 第3位「給与水準」 このような課題を認識しているものの、根本的に 解消するように設計されておらず対応策が法的で ある。 「働き方・休み方(休みが取り辛い)」と「給与水 準」の改善については行政としての対応が効果 的と考えられ、ひいては「職場風土(園の雰囲気)・人間関係」の改善にも寄与しうると考えられ る。	要	保育士の処遇に關する那覇市独自の対応として 「保育士負担軽減等加配事業」を新たに立案し令和 4年度より実施します。	令和4年度	保育・教育の負担が重いクラスや配置が必要な 家庭児童に対し保育士等を加配することにより負 担軽減を図り離職を防止し、もって待機児童解消 につなげる。待機児童の多い1歳児クラスについ て、国の保育士配置基準では児童6人に対し職員 1人としているところ5人に対し1人とし、そのために 必要な保育士を加配した施設へ人件費の補助を 行う事業となります。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
19	こども政策課	74 107	意見	【保育士試験受験者支援事業】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業は、総合計画上の施策目標である「待機児童数0人」に向けた関連事業の一つとして立案された事業であるが、本事業としての成果指標は設定されておらず、事業の効果を適切に評価しているとは言えない。 事業内容に鑑みれば本事業としての成果指標は受講者の「保育士試験合格率」及び「保育士としての就職率」とすべきである。	要	事業の効果を検証するため、成果指標の設定は有効だと考えております。事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
20	こども政策課	77 108	意見	【保育士試験受験者支援事業】 ○事業の効果検証及び改善方法 前述のとおり、本事業の成果指標が無いためPDCAは実施されておらず、結果として事業の効果検証及び改善が図られているとは言えない。 そこで以下のとおり指言する。 イ) 合理的な成果指標の設定 ロ) 本事業に係るニーズ調査の実施 本事業のニーズ調査に基づき必要性、及び事業の効果を検証し、事業継続の要否も検討されたい。	要	事業の効果を検証するため、成果指標の設定は有効だと考えております。事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。また、今後の事業継続の要否等については、成果指標を設定し、効果検証を図った後に、検討して参ります。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
21	こども政策課	86 110	意見	【保育士試験受験者支援事業】 ○委託の必要性について 委託の必要性について、例えば「那覇市が自前で実施する場合」と「委託する場合」のコストや効果を比較するといった検討は行われていない。 既述のとおり、成果指標に改善の余地があり、事業の効果が適切に評価されているとは言えない状況にあることから、事業内容及び実施方法も含めて再検討すべきである。	要	保育士試験は、全郡で9科目あり、それぞれの科目において、一定のスキルを有する講師を自前で確保するのは困難であるため、委託により事業を実施する事業内容及び実施方法については、他自治体の実施方法を参考にするとし、検討して参ります。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外部監査改善措置置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
22	子ども政策課	84 110	意見	【保育士試験受験者支援事業】 ○仕様の内容について 本事業は、平成28年の開始年度以来、学校法人大庭学園が継続受託している。一般競争入札であるが、入札参加資格として「沖縄県内に保育士養成のための専修学校を有すること」という施設基準の制限があることもあって、1者入札が継続している。 また、同法人からの見積りが予定価格となっているが、仕様書に本事業に係る目標等は設定されていないため、見積りの積算根拠の妥当性を検討することは困難である。 本事業の費用対効果を検証可能としたうえで、さらに効果を向上させるために以下のとおり便宜する。 まず、施設基準を緩和し、多様な事業者の応募を促すべきである。コロナ禍でユニバーサルとなったオンライン授業を活用すること、リアル講義は公共のホール・会館等をレンタルすることにより、施設保有の必要性は格段に低くなると考えられる。 次に、合格率目標を仕様書に明記すべきである。そのうえで、費用対効果の観点から予算を増額することも検討されるべきである。	要	施設基準の緩和を含めた、入札参加資格の見直しを行います。	令和4年度	今年度の一般競争入札の仕様書において、施設基準を緩和しました。さらに、県外の事業者が入札に参加できるよう、入札参加資格の要件を見直しました。	整理済み
23	財政課	63 85 111	意見	【保育士試験受験者支援事業】 ○委託書における一般管理費の算定方法 本事業の委託料に係る積算・見積資料を审阅したところ、細目不明の事務管理費300,000円が計上されていた。 委託事業費としてのいわゆる「一般管理費」的なものと考えられるが、那覇市では、その計上根拠に係る根拠等は無いとのことである。 一般管理費については、客観的かつ合理的な積算を可能とする新たなルール（積算根拠）を明確化されたい。 また、一般管理費の算定ルールを含む委託書に関する事務処理は、明確化された上で、部課又は全庁的に統一されるべきである。したがって、那覇市又は全庁で統一された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。	要	客観的かつ合理的な積算を可能とする新たな一般管理費の算定ルール（積算根拠）については、多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを作るこの調査も含め、他市の状況も踏まえながら検討していきます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	指標事項 頁番号	指標事項 区分	指標事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
24	こども教育保 育課	74 113	意見	【認可外保育施設等保育の質向上事業】 ○成果指標が設定されていない、 担当課によると本事業の成果指標は設定され ていないとのことである。 本事業の目的は、保育の質の向上を図ること にある。本事業による研修受講者数が増えれば、 保育の質が向上するといえることから、毎年の研 修受講者数を成果指標とすべきである。また、 研修内容が保育の質を向上させるために十分な 内容が成果を測るために、研修受講者に対し研 修の満足度を測るアンケートをとり、この満足 度の割合を成果指標とすべきである。	要	令和4年度において、より多くの保育従事者が研 修受講可能となるよう実施方法をオンデマンド配信 型の基本としつつ、施設の通信環境を構築し集合型 の実施も検討します。なお、過去の研修受講票や研 修実施方法の見直しによる受講者数増等を勘案し、 成果指標として、研修受講者目標人数の設定を検 討します。 加えて、研修受講者にアンケートを実施し、研修の 満足度から研修の成果を測ります。なお、他事業で の満足度設定値を参考に、成果指標として満足度 目標値の設定を検討します。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
25	こども教育保 育課	85 115	意見	【認可外保育施設等保育の質向上事業】 ○委託費積算の根拠となる見積書の内容が不十 分 入札時に委託業者から1,500千円の見積書が 提出されているが、研修項目ごとに500千円の単 価が書かれているだけであり、費用見積が簡素 に過ぎる。 入札当日の参加者が当該事業者のみであり、 形式的な入札手続を経て、落札がなされている が、市は事業者に対し、落札後でも、費目ごとの 見積りの提出を求めるべきである。 また、「那覇市保育士キャリアアップ研修」の業 務委託契約書においては、経費に関する項目が ない。市は、入札時に、事業者が経費ごとの見積 りを出すように経費に関する項目を設け、経費の 費目範囲を明確にすべきである。	要	今後は入札後、契約の際、費目毎の見積書によ り、経費の費用範囲を確認致します。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
26	こどもみらい 課	74 118	意見	【認可外保育施設等の環境整備事業】 ○成果指標の目標値の根拠が不明確 令和2年度の成果目標は上記割合を80%と設 定している。令和元年は成果目標80%以上で表 績は89%だったにもかかわらず、令和2年度も昨 年実績より低い数値を設定していることから、目 標値が低すぎであり、目標として機能せず事業 効果を正確に計ることができていない。担当課に よると目標値を80%以上とすることに合理的根拠 はないことから、目標値は前年度実績を踏まえ当 年度目標とすべき数値とすべきである。	要	令和4年度は前年度実績を踏まえ成果指標を85% とします。	令和4年度	令和4年度は85%に設定しました。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
27	ことどもみらい課	74 118	意見	【認可外保育施設等の環境整備事業】 ○アンケート回収率の向上 衛生環境向上事業について、衛生管理施工をした施設の施設長にアンケートをとっているが、実施数が47施設であるのに対し、回答が施設長11人、つまり11施設からしかなく、回答数が少ない。回答数が少ないと正確に実績を図ることができない。ことどもみらい課におかれましては、アンケート回答の必要性を施設長に説明した上、回収率が高まるよう努められたい。	要	当該事業の成果について事業所側がどのように捉えているのか把握するためにも意見を徴取する必要性は高いため、アンケート実施の必要性を施設長へ説明し回収率を上げて参ります。	令和4年度	当該事業の実績報告書提出時にアンケートも提出させ回収率を向上させました。	整理済み
28	ことどもみらい課	78 119	意見	【認可外保育施設等の環境整備事業】 ○PDCA検証シート上の成果指標実績値の記載 令和2年度に実施された本事業の効果について、上記アクションプラン及び検証シートにおいては、実績値が「90.9%」と記載されているが、ことどもみらい課によると「90.9%」は誤記であり、正しくは、「89.3%」とのことであった。 成果指標の達成後検証はPDCAサイクルの実施において重要であることから、検証資料における記載内容に誤りの無いように注意されたい。	要	ケアレスミスがないように努めて参ります。	令和4年度	正しい記載内容に修正しました。	整理済み
29	ことどもみらい課	77 119	意見	【認可外保育施設等の環境整備事業】 ○成果指標の達成度を踏まえた改善活動が実施されていない 上記アクションプランに記載された改善内容として、指導監督基準維持継続事業が、「引き継ぎ立入指導担当情報共有を行い、改修が必要な箇所を施設長へ説明を行いながら実施する。」であり、衛生環境向上事業は、「施設の立入指導担当とともに、巡回の際に害虫が及ぼす被害や危険性に関する説明を行い、施設の良好な衛生環境を維持継続できているかも確認し保育従事者の衛生環境について意識向上を図る。」とある。 効果検証受けた改善内容としては、「本事業（施設改修、及び衛生消毒・害虫駆除）の実施により」認可外保育施設の環境整備を更に改善させるような内容とすべきところ、アクションプランに記載された上記内容は、成果指標を踏まえたものとはいえず改善提案として適切とはいえない。また、そもそもの成果目標値の設定が不合理であることから、この観点からも、適切な改善提案がなされているとはいえない。	要	今後も継続的に当該事業を実施することにより、施設内の衛生環境の向上が図られることから全施設が実施に近づけるよう方策を講じ、施設内の衛生環境の向上を図ると改めます。	令和4年度	アクションプランの改善内容を左記に改めました。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
31	こどもみらい課	83 120	意見	【認可外保育施設等の環境整備事業】 ○補助金適正化チェックシートが作成されていない。 補助金適正化チェックシート(No.1)が補助金交付前に作成されていないかった。 「那覇市の補助金に関するガイドライン」によれば補助金適正化チェックシート(No.1)を作成することが義務付けられており、上記ルールに基づき、適切に作成する必要がある。	要	—	—	令和4年度事業未実施ではありますが、現在他事業においてチェックシートの作成を適切に行っております。	整理済み
32	財政課	63 85 121	意見	【認可外保育施設等の環境整備事業】 ○委託費における一般管理費の算定方法 委託金額のうち、管理費相当分として直接事業費に6%を乗じて算定しているが、係数として6%を採用した根拠が不明であった。 まず、本委託契約における管理費相当分とは、委託事業費としてのいわゆる「一般管理費」的なものと考えられるが、那覇市では、一般管理費計上根拠に係る規程等はないとのことである。 そのため、一般管理費については、客観的かつ合理的な積算を可能とする新たなルール(積算根拠)を明確化されたい。	要	客観的かつ合理的な積算を可能とする新たな一般管理費の算定ルール(積算根拠)については、多種多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを作ることは適否も含め、他市の状況も踏まえながら検討していきます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
33	こどもみらい課	74 125	意見	【認可外保育施設支援事業】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業は、認可外保育施設の保育の質の向上及び入所している児童の処遇向上を目的とするところ、3事業とも補助件数が増えれば、職員や児童の処遇向上に繋がるといえることから、「対象施設のうち上記補助を実施する施設の割合」を成果指標とすべきであり、成果目標としては100%を設定すべきである。 また、3歳児未満児補助金交付事業については、補助金交付後に、施設に対し、「数財購入により、保育の質が向上したか」についてアンケートをとり、「保育の質が向上したと回答した割合」を成果指標とすべきである。	要	3事業の補助金については、「対象施設のうち補助を実施する施設の割合」を成果指標とし、目標を100%とします。 また、3歳未満児補助金交付事業については、施設に対し「数財購入により、保育の質が向上したか」についてアンケートを実施し、「保育の質が向上したと回答した割合」を成果指標とします。 令和4年度の成果目標については、「認可外保育施設等の環境整備事業」と同等の85%とします。	令和4年度	令和4年度の成果指標として、左記の内容で実施しました。	整理済み
34	こどもみらい課	83 126	意見	【認可外保育施設支援事業】 ○補助金適正化チェックシートが作成されていない。 補助金適正化チェックシート(No.1)が補助金交付前に作成されていないかった。 「那覇市の補助金に関するガイドライン」によれば補助金適正化チェックシート(No.1)を作成することが義務付けられており、上記ルールに基づき、適切に作成する必要がある。	要	—	—	現在は補助金交付前に補助金適正化チェックシート(No.1)を適切に作成しております。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
35	子どもみらい課	74 130	意見	【ナハ・ホ・ソ・ケイ案内人（ナビ）設置事業（コンシジェルスジェ設置）】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業の成果指標は待機児童数の減少割合である。本事業の最終的な目的は待機児童数の減少であるから成果指標は不適切とまではいえないが、待機児童数の減少には本事業の成果以外にも様々な要因があることから、待機児童数の減少割合のみで本事業の成果を測ることは困難である。従って、待機児童数の減少割合以外にも本事業の成果指標を設定する必要がある。	要	—	—	本事業は終了しておりますが、他事業においても適切な成果指標を設定するよう努めて参ります。	整理済み
36	子どもみらい課	78 130	意見	【ナハ・ホ・ソ・ケイ案内人（ナビ）設置事業（コンシジェルスジェ設置）】 ○事業終了後のフォローアップについて 上記アクションプランによると、「本事業は令和2年度で実施終了であり、本事業は終了にとどまらずコンシジェルスジェ配置はなくなるが、全職員で細やかな対応をすることにより市民サービスの低下を防ぐ。内閣府が設置した子ども・子育て支援情報公開システム「ここdeサーチ」を活用し、市民への情報提供を継続する」とのことである。今後はシステムが切り替わったことにより、「情報」は美観に低下が見られないが「アクセスがしにくくなっている」を調査し、サービス後退が認められるようであれば、市による運営再開を検討すべきである。	要	—	—	「ここdeサーチ」のアクセス数が不明のため調査することはできませんでしたが、市のホームページやSNS等を活用し市民への情報提供に努めて参ります。	整理済み
37	子どもみらい課	78 135	意見	【病児保育事業】 ○周知活動の徹底 現在の周知方法は、那覇市HPでの案内、那覇市役所及び委託先3施設におけるチラシ・ポスター設置であるが、市民に十分な周知を行うために市内の全保育施設でチラシ・ポスターを設置するなど、徹底した周知を行うべきである。	要	病児保育事業の更なる周知を図るため、病児保育の広報チラシを新たに作成し、地域保健課の実施する乳幼児健診において利用者配付用資料に同封します。	令和4年度	令和4年度保育園入園案内パンフレット（令和3年11月1日配布開始）に病児保育事業の案内を掲載し、保育所利用を検討されている方へ事業周知を図りました。	整理済み
39	子どもみらい課	74 138	意見	【一時預かり事業（認可）】 ○成果指標に改善の余地がある 現状の成果指標にはいささか疑問が残ることから、成果指標により合理性を持たせる施策を講じられたい。 具体的には、一時保育に対する①ニーズの把握（課題）、②ニーズに対して那覇市として提供するサービスのポリシー（課題の解消）について、那覇市が保有する住民データを活用された	要	子ども・子育て支援計画は、当該策定するものではないが、当該意見を計画見直し・次期計画策定時に活用します。	令和4年度	関係課と子ども・子育て支援計画の策定方法について調整を行いました。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
40	こどもみらい課	74 139	意見	【一時預かり事業（認可）】 ○市民のニーズ調査方法について 調査対象の母集団の設定及びアンケート回収方法については以下のとおり改善されたい。 母集団が十分かどうかの判断材料として那覇市が保有する住民データを活用されたい。具体的には、「世帯の家族構成」、「住民税納税額（世帯の有無）」、「保育園児数」、「幼稚園児数」、「在学児童・生徒数」といったデータをビッグデータ化して分析し、就学前及び小学生児童がいる世帯数を推定し、母集団の十分性の根拠とすることを検討されたい。 また、回答率（回答率）アップの観点からは、スマートフォンなどICTを活用した回答方法など、回答者の負担感を削減する方策を取り組まれたい。	要	子ども、子育て支援計画は、当該で策定するものではないが、当該意見を計画見直し、中期計画策定時に活用します。	令和4年度	関係課と子ども、子育て支援計画の策定方法について調整を行いました。	整理済み
41	こどもみらい課	78 141	意見	【一時預かり事業（認可）】 ○PDCAが実施されていない 本事業に係るPDCAは実施されていない。本計画推進上の課題として認識している「保育士の確保・離職防止・処遇改善の解消成果指標」について合理的に設定したうえで事業を立案し、PDCAにより改善を図るべきである。	要	子ども、子育て支援計画は、当該で策定するものではないが、当該意見を計画見直し、中期計画策定時に活用します。	令和4年度	関係課と子ども、子育て支援計画の策定方法について調整を行いました。	整理済み
42	こどもみらい課	78 141	意見	【一時預かり事業（認可）】 ○事業の周知活動について 利用拡大を図るためには、保育士不足の解消もさることながら、より利用しやすいサービス提供方法の工夫に加えて、核家族世帯の増加と地域のつながりが希薄な状況においてはブランチ型で一時保育サービスの周知を図られたい。	要	—	—	市ホームページや入園案内パンフレットへの掲載のほか、出生児のいる市内至世帯へ配布する子育て情報誌に掲載しています。必要に応じて那覇市LINEにて周知を実施していきます。	整理済み
43	こどもみらい課	78 142	意見	【一時預かり事業（認可）】 ○保育士以外の多様な専門家の活用 本事業の意義を「子育てすることが楽しい」と思えるようにすることであるならば、スタッフを「保育士」に限定した結果、本事業で対応しようがない保育士確保ができなかったことで不用が生じるのは妥当ではない。 そこで、保育士以外の多様な専門人材を活用し、スタッフの勤務シフトを工夫するなど柔軟な事業を立案されたい。	不要	国及び那覇市要綱にて、保育従事者の配置が必要となっており、要件を満たす場合は、保育士資格を要するものではなく、子育て支援員も可能であることは改めて周知します。	—	—	—

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
44	こども教育保 育課	74 147	意見	【教育課程充実事業】 ○成果指標に改善の余地がある 現状、本事業における各活動の当初計画(実施回数)を目標的ものとして扱っているが、研修の実施回数は活動指標にすぎない。研修の目的は保育士の教育の質を向上させることにあるため、できるだけ多くの保育士が研修に参加してもらうことを目指すべきである。したがって、職務別研修については保育士の「受講者数」及び「受講率」を成果指標とされたい。	要	過去の研修受講率等を勘案し、成果指標として、研修受講者目標人数や受講率の設定を検討します。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
45	こども教育保 育課	78 148	意見	【教育課程充実事業】 ○ノウハウの引き継ぎ方法について アクションプランにおける本事業の令和3年度以降の展開方針等として「教育保育の質向上を図るため、事業を継続して実施する。また、リモート研修等、受講機会創出のため、受講方法の検討を行う。」と記載されており、「受講機会創出」という点については合理性がある。 加えて、研修や指導に関するノウハウを蓄積する体制を構築されたい。	要	ノウハウの蓄積について、研修や指導において、工夫した点や今後改善要事項等を示した資料を保管するフォルダを作成し、職員全体で情報共有する体制を構築致します。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
46	こども教育保 育課	74 151	意見	【認可外保育施設・絵本読み聞かせ実施事業】 ○成果指標の目標値に根拠が無い 絵本導入割合については、平成30年度から令和2年度まで目標値を毎年80%以上と設定しているが、平成30年度及び令和元年度の導入率の実績は98%、令和2年度も9割(90%)であるから、実績値と比較して目標値が低すぎると言われるを得ない。担当課としては事業効果を適切に測定するための成果目標(例えば、現状の実績が93～98%であるなら目標値は100%にするなど)を設定すべきである。	要	—	—	当該事業については、令和3年度で廃止となっております。今後、事業の実施にあたっては、意見を踏まえた成果指標の設定を検討して参ります。	整理済み
47	こども教育保 育課	74 151	意見	【認可外保育施設・絵本読み聞かせ実施事業】 ○成果指標に改善の余地がある 現状の成果目標だけでは、研修の実施による効果が十分に測定できない。 本事業による研修の効果は、研修受講後、認可外保育園において、研修内容を踏まえて、より効果的な絵本の読み聞かせができるようになるかどうかで測定されるべきである。 事業年度末頃に、研修に参加した施設から、研修の実施により、より効果的な絵本の読み聞かせができるようになったかどうかについて聴取することで、本研修受講による絵本読み聞かせ方法の改善率についても成果指標として設定すべきである。	要	—	—	当該事業については、令和3年度で廃止となっております。今後、事業の実施にあたっては、意見を踏まえた成果指標の設定を検討して参ります。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
48	こども教育保 育課	78 151	意見	【認可外保育施設・絵本読み聞かせ実施事業】 OPDCA検証シートにおける記載誤り 上記アクションプランにおいては、「認可外保育 施設54施設（企業主導型保育施設を除く）うち、 60施設で保育計画への絵本の読み聞かせの導 入を確認した。導入率は93%となり成果目標を 達成した。絵本支給と研修を同時に行った事で、 研修への参加率9割以上を達成した」と記載され ている。この点、絵本導入率に関する上記記載 は誤りであり、正しくは、「認可外保育施設60施 設（企業型主導型保育施設を除く）うち、54施設 で保育計画への絵本読み聞かせの導入を確認 した。導入率は99%となり成果目標を達成した」 「研修への参加率は93%を達した」の誤りとのこと であった。 成果指標の達成度検証はPDCAサイクルの実 施において重要であることから、検証資料におけ る記載内容に誤りの無いように注意されたい。	要	—	—	当該事業については、令和3年度で廃止となっ ております。今後、検証資料の記載内容について は、誤りがないよう複数職員による確認等を行って 参ります。	整理済み
49	こども教育保 育課	85 153	意見	【認可外保育施設・絵本読み聞かせ実施事業】 ○実績報告書の記載内容が十分ではない 事業を委託する場合、一般的には委託事業の実 施状況について市でも確認する目的で、実績 報告書の提出を求めるケースが多い。しかしなが ら、本事業においては、市の担当者が全ての研 修に参加することで、研修内容及び参加施設 数、参加人数を含め、委託事業の実施状況を網 羅的に把握できているのであれば、実績報告書 にこれらの内容を記載しなくてもよいと考えられ る。 ただし、そうであったとしても、上記9、(1)に記 載したとおり、研修後に実施するアンケートの回 答に基づき成果指標を決定すべきであることを 踏まえ、研修後のアンケート内容の集計、ア ンケート回答からの満足度集計、アンケートから 抽出された本事業に係る課題の抽出とその改善 提案、等の事項については、実績報告書へ記載 を求めることを検討すべきである。	要	—	—	当該事業については、令和3年度で廃止となっ ております。今後、事業実績報告書については、 意見を踏まえた記載内容を検討して参ります。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
50	こども教育保健課	86 153	意見	【認可外保育施設・絵本読み聞かせ実施事業】 ○研修参加人数の集計方法が適切ではない。 市の担当者による研修参加人数の集計根拠資料をサンプルベースで確認したところ、参加人数の記載が資料によって異なっていた。その原因は、事前の参加申込書によって参加人数をカウントしたり、あるいは当日の参加人数によってカウントしたりと、集計方法が統一されていないためであることであった。 事前の参加申込があったからといって確実に研修に参加する訳ではないため、研修参加人数は研修当日に実際にカウントした数値を採用すべきである。	要	—	—	当該事業については、令和3年度で廃止となっております。今後、研修参加人数については、意見を踏まえた測定方法を検討して参ります。	整理済み
51	こども教育保健課	87 154	意見	【認可外保育施設・絵本読み聞かせ実施事業】 ○読み聞かせが十分にできていない理由の調査 前述のとおり、令和2年度は絵本配布と研修実施を別々に行わず、研修の機会に絵本配布を行うこととした。これにより研修参加率も93%となっていた。従って、参加率が上がるような改善はなされていない。これに対し、読み聞かせが十分にできていない原因が何かを十分調査することについては今後の課題であり、前記9. (1)で述べたアンケートにおいて調査項目を設け、調査を行うべきである。	要	—	—	当該事業については、令和3年度で廃止となっております。今後、事業の実施にあたっては、意見を踏まえた事業実施結果に係る調査方法を検討して参ります。	整理済み
52	こども教育保健課	87 154	意見	【認可外保育施設・絵本読み聞かせ実施事業】 ○事業実施の根拠が不明確 本事業は、認可外保育施設の大半が保育の材料不足で保育カリキュラムが構成されていないことを理由として実施されている。 この点、認可外保育施設の大半が保育の材料不足であると判断した根拠について確認したところ、市の担当者からは認可外保育施設の大半の経営基盤が脆弱であるとの回答を得た。 しかしながら、認可外保育施設の決算書等の数値に基づく資料は作成されておらず、客観的に判断できなかった。 脆弱であるかどうかについては、本事業の実施理由の根拠であることから、決算書等の数値に基づき、認可外保育施設の経営基盤が認可保育施設と比較して客観的に判断できるような資料（エビデンス）を作成すべきである。	要	—	—	当該事業については、令和3年度で廃止となっております。今後、事業立案にあたっては、事業実施理由等のエビデンスを整理して参ります。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
53	こどもみらい課	87 157	意見	【幼児教育無償化実施円滑化事業】 ○現物給付方式の促進について 保育料等の無償化の方法は、現物給付と償還払いがある。償還払いとは、保護者にとっては園への保育料等の立替払いや払い戻し手続、市に払っては払い戻し手続といった手間がかかるため、できるだけ現物給付方式を採用すべきである。一方で、現物給付方式は、施設側にとって保育料の集計や市への保育料請求等の事務手続負担が増すため、施設側の協力が不可欠である。 保護者である一般市民にとっては現物給付方式の割合を増加させるべきであるので、現物給付方式の割合を増加させることを引き続き検討されたい。	要	—	—	市内の56施設のうち7割(40施設)が現物給付をしています。国は原則「償還払い」としていますが、多くの保護者からは現物給付方式への要望があるなかで施設側の協力が得られず償還払いを行っている現状もあります。今後、引き続き施設においては毎月の振込が実費徴収より遅れること等の了解を得られるのであれば、償還払いから現物給付方式へ切り替えを行うよう促しました。	整理済み
54	こどもみらい課	87 162	意見	【施設等利用給付費(特定子ども・子育て支援施設)】 ○現物給付方式の推進 保育料等の無償化の方法は、現物給付と償還払いがある。償還払いとは、保護者にとっては園への保育料等の立替払いや払い戻し手続、市に払っては払い戻し手続といった手間がかかるため、できるだけ現物給付方式を採用すべきである。一方で、現物給付方式は、施設側にとって保育料の集計や市への保育料請求等の事務手続負担が増すため、施設側の協力が不可欠である。 保護者である一般市民にとっては現物給付方式の割合を増加させるべきであるので、現物給付方式の割合を増加させることを引き続き検討されたい。	要	—	—	市内の56施設のうち7割(40施設)が現物給付をしています。国は原則「償還払い」としていますが、多くの保護者からは現物給付方式への要望があるなかで施設側の協力が得られず償還払いを行っている現状もあります。今後、引き続き施設においては毎月の振込が実費徴収より遅れること等の了解を得られるのであれば、償還払いから現物給付方式へ切り替えを行うよう促しました。	整理済み
55	地域保健課	74 165	意見	【妊婦健康診査事業】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業の成果指標は受診回数であり、受診回数(全14回)中の平均回数が11回となることを目標としている。当該成果指標の内容は、妊婦の健康の保持及び促進を図ることを目的とする本事業の成果指標として不適切とはいえない。本事業をより効果的なものとするために、本事業の利用者の取りこぼしをなくするための成果指標、すなわち、本事業を利用せず出産に至るケースを無くするための成果指標を設定すべきである。	要	現在、妊婦健康診査の適正受診ができるよう、母子(親子)健康手帳交付時に保健師等が妊婦健康診査受診要の活用方法・受診時期・受診回数等の説明を行っています。また、医療機関と見守りの体制について更なる強化を図るべく、産婦人科連携会議等でも情報共有・意見交換を行っています。 本事業を利用せず出産に至る理由は様々で、事前のケース把握や予防対応が難しいと考えますが、本事業の目的は「妊娠時の異常の早期発見・早期治療等を促進するとともに、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図ること」であるため、妊娠時の成果指標も確認しながら検討していきます。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
56	地域保健課	78 165	意見	【妊婦健康診査事業】 ○事業の周知活動について 若年妊娠などによる情報不足により本事業を利用しない事態を減少させるために、若年層に対し本事業の周知をする方策を検討すべきである。 現在は本事業の周知として市内ドラッグストア（44カ所）へポスターの掲示や周知カードの配布を行っているとのことであるが、その他、中学校や高等学校等において情報提供の機会を設けることも有用である。	要	中学生や高校生、専門学生に対し、助産師による思春期教室等で妊娠に関する講話をする機会には既に設けられており、その際に見えない妊娠をした場合の相談先の周知や医療機関が発行する妊娠証明書がなくても母子健康手帳と妊婦健康診査受診票を交付できることを説明しているところ等。引き続き実施していきます。	令和4年度	養護教諭と連携を取りながら、中学、高校へ思春期教室を継続実施してまいります。 また、若年妊娠に限らず、支援が必要な妊婦に於いては、医療機関と地域保健係員が連携して支援を行っており、妊娠中から産後以降も母子健康保持及び増進、育児などに関する支援を積極的・継続的に行って参ります。	整理済み
57	地域保健課	74 170	意見	【不妊に悩む方への特定治療支援事業】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業の成果指標は助成件数である。当該成果指標は、不妊治療をしている夫婦の経済的負担軽減を目的とする本事業の効果を測るものとして妥当である。もともと、本事業は総合戦略を構成しており、本事業が人口減少・少子高齢化対策にとれはと貢献したかの成果を測る指標が必要である。この点、上記効果を測るものとして、補助金交付先の不妊治療成功数を成果指標に加えるべきである。 また、不妊治療は短期間で治療が成功するとは限らないことから、成果目標は年度ごではなく、例えば3年間に一度など複数年度にまたがった目標とすべきである。	要	本事業の申請者の内、合計で8割以上を占める2医院（空の森クリニック、ワイメンズクリニック）へ補助金交付先の不妊治療成功数を出すことは統計をとっておらず難しいとの回答を受けました。また、補助金交付先である申請者本人へ治療成功の有無を確認すること、心情を考慮すると望ましくないと考えます。 さらに、本事業は経過措置も含め令和5年度（上半期）にて終了を予定しております。 上記理由より、不妊治療成功数を人口減少・少子高齢化対策の成果指標とすることは現状難しいと考えます。	令和4年度	本事業の申請者に限定しない不妊治療成功数（妊娠数）については、市内指定医療機関（糸数クリニック）へ毎年照会を行い回答を得ています。照会結果は沖縄県へも報告し、県内全体の集計を行っています。	整理済み
58	平和交流・男女参画課	87 175	意見	【女性センター管理運営】 ○事業名称について センターの名称は「なは女性センター」である。しかしながら、講座は男女問わず参加者を募集していること、また、同性パートナーシップ登録事務なども実施していることから、センター名称について見直しを検討されたい。例えば、「男女共同参画センター」といった女性に限定しない名称が考えられる。	要	1996年本市に「女性室」が組織され、女性行政から男女共同参画行政移行に伴い、2001年に「男女共同参画室」に改称されました。また、1996年に「女性センター」が設置されています。 現在は、平和交流・男女共同参画として、社会情勢の変化に伴い、男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的企画及び連絡調整に関すること、性の多様性の尊重に関することが所管事務であることから、「女性センター」の名称についても検討していきます。	令和4年度	なは女性センターの名称変更の検討については、附属機関である「那覇市男女参画会議」等では、附属機関と連携を図っていきます。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 案

ID	所管部署	頁番号	指標事項区分	指標事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
59	平和交流・男女参画課	87 175	意見	【女性センター管理運営】 ○一般財源以外の財源による事業実施の可能性について 本事業は、事業開始以降、市単独事業として執行しており、財源は一般財源となっている。センター運営事業に外部委託を導入することや、一括交付金や他の補助金・メニューが利用できないか検討されたい。	要	—	—	国の交付金として女性活躍推進法に基づく「地域女性活躍推進交付金」がありますが、センターでは女性活躍推進計画の他、DV防止計画、性の多様性に関するアワードも複数あり、当該交付金の要綱等の内容と合致しませんでした。また、「沖縄振興特別推進交付金」は沖縄の特殊性に起因するものの交付金のため、対象とはなりません。引き続き、利用可能な補助金等がないか注視していきます。 また、外部委託の導入については、那覇市男女共同参画計画に沿った講座の企画や社会状況に応じた様々なニーズに的確に対応することが困難な部分もあると判断したため、当面は、「女性センター」を直接管理のもと運営することが望ましいと評価しました。	整理済み
60	平和交流・男女参画課	74 176	意見	【女性センター管理運営】 ○成果指標が設定されていない 本事業の成果指標は特段設定されておらず、適切な成果指標を設定されたい。講座開催時には毎回アンケートを実施しているようであり、アンケート回答の積極的な活用を期待したい。	要	成果指標を設定し、講座開催時に満足度アンケートを実施します。	令和4年度	令和4年度開催の講座から、受講者に対し満足度を評価してもらうアンケートを実施しております。令和4年度の成果指標は、「講座受講者のアンケートにおいて、非常に満足、又は満足と評価した人の割合が80%」としました。	整理済み
61	こどもみらい課	75 179	意見	【子育て世代包括支援センター（基本型）運営事業】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業の成果指標は支援センターの開設数となっている。しかしながら、本事業では将来的にも支援センター数を増加させることを想定しているため、支援センターの開設数という指標は成果指標として意味を成していない。 事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要となるため、事業目的や事業内容に合致した成果指標を設定する必要がある。	要	相対件数を成果指標として設定し、目標件数を2,000件を目指します。	令和4年度	令和4年度から、成果指標を相対件数に設定しました。	整理済み
62	こどもみらい課	78 179	意見	【子育て世代包括支援センター（基本型）運営事業】 ○将来的な児童相談システムの導入について 相談内容について、データベース化し、ノウハウとして蓄積・共有される仕組みが構築されている。ただし、現状の方法では、業務記録やカルテの記録に手間がかかる。本事業における相談対応件数が年々増加していることを踏まえ、将来的には必要に応じて児童相談システムの導入についても検討されたい。	要	成果指標を照えて、現状の方法で対応できなくなった場合に検討致します。	令和4年度	児童相談システムの導入について検討しました。現状の相談件数であれば、システム導入した際の対費用効果面に疑問が生じたため、目標の相談件数を達成後に再度検討致します。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指標事項区分	指標事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分	
63	こども教育保健課	75 183	意見	【地域子育て支援拠点事業（公立）】 ○成果指標に改善の余地がある コロナ禍においては、利用者数のみを成果指標とすると、事業の成果が適切に測定できなくなる可能性があるため、利用者数に加えて、電話対応を含む相談件数も成果指標に加えることを検討されたい。	要	成果目標については、意見を踏まえた設定内容を検討して参ります。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中	
64	こどもみらい課	75 187	意見	【地域子育て支援拠点事業（認可）】 ○成果指標に改善の余地がある コロナ禍においては、利用者数のみを成果指標とすると、事業の成果が適切に測定できなくなる可能性があるため、利用者数に加えて、電話対応を含む相談件数も成果指標に加えることを検討されたい。	要	—	—	報告様式を変更し電話対応を含む相談件数を成果指標に加え、各施設へ周知しました。	整理済み	
65	こどもみらい課	79 188	意見	【地域子育て支援拠点事業（認可）】 ○拠点運営コストの妥当性について 1拠点当たりの運営コストを比較したところ、民間団体が実施している本事業の方が、市の直営方式で実施している場合よりも割高であった。 1拠点当たりの運営コストに差異が生じる主な原因であるが、拠点運営で従事する保育士の人数について、民間団体が運営する場合には3名となっている一方、市の直営方式で運営する場合には2名となっている点が見られる。 したがって、民間団体が運営する場合の従事保育士数が3名必要なのかどうかについて、改めて検討する必要がある。	不要	受入数や休暇を考慮すると3名の配置は必要です。また、市の直営方式で運営している場合も当該事業交付金の対象となる非常勤職員2名に加え、交付金対象外の正規職員1名の配置となっています。運営コストを比較する際には、市直営方式の人員費を非常勤職員2名分しか予算として計上していませんが、実際には正規職員1人も配置しており、その分の人件費が加味されておりません。正規職員分の人件費を加えると、市直営のコストが高くなります。	—	—	—	
66	こどもみらい課	83 189	意見	【地域子育て支援拠点事業（認可）】 ○補助金適正化チェックシートを入手していない 1那覇市の補助金に関するガイドライン]によれば、補助事業を実施する場合、補助金適正化チェックシート（No.1）を作成する必要がある。しかしながら、本事業に係る令和2年度の補助金適正化チェックシート（No.1）は作成されていなかった。 担当課は、補助金適正化チェックシート（No.1）は毎年作成すべきである。	要	—	—	—	現在は補助金交付前に補助金適正化チェックシート（No.1）を適切に作成しております。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
67	子どもみらい課	56 82 190	意見	【地域子育て支援拠点事業（認可）】 ○コロナ禍における臨機応変な対応 本来、補助金の交付額は、交付額に対し相応の成果が見込めるかどうかを確認の上で決定すべきであるが、市は成果指標が目標水準になる見込みであるにもかかわらず、補助金の交付額を予定通りの額で決定してしまっている。 コロナウィルスのように、事業環境を大きく変化した事例に対して柔軟な対応をすることは難しい面もあるが、今後は地方公共団体においても、民間の事例等も含めて広く情報収集し、また、迅速な意思決定を行うことで柔軟な対応を行うことを期待したい。	要	交付金の算定にあたっては、国よりもと開所の予定があったものについては、開所したものととして算定して差し支えない旨の通知があったため当該通知を考慮し算定しています。 コロナにより開所した際には、有効活用策として助言いただいたに従業員間での情報交換・業務改善策の検討やSNS等を活用した子育てに関する情報発信等柔軟に対応できるように求めていきます。	令和4年度	コロナにより開所した際には、従業員間での情報交換・業務改善策の検討やSNS等を活用した子育てに関する情報発信等柔軟に対応できるように求めていきます。	整理済み
69	子どもみらい課	58 80 191	意見	【地域子育て支援拠点事業（認可）】 ○補助対象経費が二重計上されている 本事業の補助対象経費のうち、軽重機代660,000円が二重で対象経費に計上されている事例が発見された。 当該事業者については、補助対象経費が補助基準額を大きく上回っていたことから、結果的に補助金交付額に影響は無かったものの、本来であれば、市の検査時に発見し、事業者側に修正を要請すべきであった。 市は、事業者へ指導を徹底するとともに、二重計上が無いかどうかという観点で注意深く検査を実施する必要がある。	要	—	—	実績報告様式と差証資料の照合を不備なく実施するとともに、記入方法や添付方法を施設及び検査員とともに確認しやすいように検討、整理し各施設へ周知しました。 検査時は2名以上で確認を行いました。	整理済み
70	子どもみらい課	58 80 191	意見	【地域子育て支援拠点事業（認可）】 ○補助対象経費の金額と根拠資料の金額が一致しない 本事業の補助対象経費のうち、従業員の人件費計上額について給与台帳による支給実績額と当該不一致の事例が発見された。 当該不一致金額については、「給与台帳による支給実績額＞補助対象経費計上額」であったことから、結果的に補助金交付額に影響はなかったものの、本来であれば、市の検査時に発見し、事業者側に修正を要請すべきであった。 市は、補助対象経費が根拠資料と一致しているかどうかについて注意深く検査を実施する必要がある。	要	—	—	実績報告様式と差証資料の照合を不備なく実施するとともに、記入方法や添付方法を施設及び検査員とともに確認しやすいように検討、整理し各施設へ周知しました。 検査時は2名以上で確認を行いました。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
73	こどもみらい課	85 193	意見	【地域子育て支援拠点事業(認可)】 ○委託書の積算方法が不明瞭である 委託書については、子ども・子育て支援交付金交付要綱(厚生労働省)に定める補助金基盤額及び事業者から入手した見積書を参考に決定されているが、一部の事業者において、要綱に定める補助金基盤額に加えて、一般管理費相当分を上乗せした金額を委託費としていた。 しかしながら、同様の業務を委託する他の事業者への委託費積算上は一般管理費を上乗せしておらず、当該事業者のみ一般管理費を上乗せする理由が不明確であり、委託費予算額が適切に積算されているとは言えない。	要	—	—	令和3年度より上乗せ分は削除済みです。要綱に定める補助金基盤額により決定しています。	整理済み
74	こどもみらい課	85 193	意見	【地域子育て支援拠点事業(認可)】 ○委託書の積算方法が不明瞭である つどいの広場(一般型)事業業務の委託費5,423,000円については、子ども・子育て支援交付金交付要綱(厚生労働省)に定める補助金基盤額を参考に決定されていることである。 しかしながら、同交付要綱によれば、職員合計3名以上配置の場合が5,423,000円、職員合計2名配置の場合が4,011,000円の補助金基盤額と規定されている一方、当該委託事業の仕様書においては、職員の配置数について2名とされており、また、令和2年度の職員の出勤簿を見ると出勤職員数は2名又は3名となっており、常時3名以上の職員が配置されている状況ではなかった。 したがって、当該事業委託先は、同交付要綱に定める職員合計3名以上配置という要件を満たしていないことから、委託書を5,423,000円とする根拠に欠ける状況となってしまう。 同交付要綱に基づき委託費金額を決定するのであれば、同交付要綱に規定する区分に従い、適切な金額で委託費予算額を積算すべきである。	要	—	—	令和4年度より常時3名を求めており実際に運営しています。契約書についても職員合計3名以上の配置を明記しました。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
76	ことどもみらい課	86 194	意見	【地域子育て支援拠点事業(認可)】 ○検査調書の作成状況が不十分 検査調書における検査の実施状況について、令和2年12月ないし令和3年1月までしか実施されておらず、令和3年3月まで検査が実施されたことが検査調書上で確認できなかった。 この点、担当課へ質問したところ、「検査自体は3月まで実施したが、検査調書の記入が漏れていた」との回答であった。 検査調書に記入漏れがあると、検査が完了したことを第三者に説明することができないため、検査調書の作成にあたっては記入漏れの無いように留意されたい。	要	—	—	検査調書の作成にあたって漏れなく記載します。	整理済み
78	ことどもみらい課	86 194	意見	【地域子育て支援拠点事業(認可)】 ○検査内容が不十分 市が委託事業の検査を委託する際、現状は、事業者から提出される月次実績報告書、事業実績報告書及び収支報告書に基づき検査を実施していることであるが、検査の趣旨や目的を踏まえると、以下の点について検査内容が不十分になっていると考えられる。以下の発見事項を踏まえ、検査内容の充実について検討されたい。 イ)仕様書を遵守して事業が実施されているかどうかの検討 ロ)事業の成果測定 ハ)根拠資料の確認	要	—	—	検査においては、事業者が実際に実施した事業内容が仕様書を遵守しているか月次実績報告書及び事業実績報告書で行います。成果目標値の達成状況も確認し未達成の場合は原因・改善算等を検討します。収支報告書に誤差がある場合は、追加で根拠資料を提出させるなど確認を行います。	整理済み
79	ことどもみらい課	57 86 195	意見	【施設閉鎖期間における事業者の業務内容に関する指導が不十分 令和2年度は、コロナウィルスの影響により事業委託先において施設閉鎖期間が生じた。施設を閉鎖することはやむを得ないが、委託費の有効活用という観点から、市は閉鎖期間中における業務内容について、適切に指導する必要がある。	要	コロナによる閉鎖時には、施設備品等の重点検・保守作業の実施・他施設の見守り・事業運営時に行う新たな手遊びを習得等目玉字習を実施していましたが、市として閉鎖時の有効活用について助言指導を行います。	令和4年度	コロナによる閉鎖の際には、有効活用している事業所の事例等を助言指導しました。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
80	こどもみらい課	87 196	意見	【地域子育て支援拠点事業(認可)】 ○区分経理の指導の必要性 本事業を実施する事業者においては、本事業のみならず、他の事業を並行して実施している事業者が多い。 本事業(地域子育て支援拠点事業)に関する収支状況を適切に市に報告する必要があることから、事業者が複数の事業を実施している場合には、本事業に係る収支取引を適切に区分経理することが重要となる。 区分経理の重要性を踏まえると、市は、例えば以下のような対応を行なうべきである。 ①区分経理の適切な実施方法、及び複数事業に共通して発生する費用の適切な按分方法について、事業者に指導する。 ②事業者が決定した区分経理の方法、及び共通経費の按分方法(共通経費の按分基準を含む)を確認し、その妥当性を確かめる。 ③検査時において、区分経理の方法、及び共通経費の按分方法が、当初事業者が決定した方法通りであることを確かめる。	要	—	—	他事業と併せて実施している事業者の共通する収支については、案分方法を指導のうえ実績の計上方法も確認します。	整理済み
81	こどもみらい課	87 197	意見	【地域子育て支援拠点事業(認可)】 ○拠点間の情報共有 ある拠点において生じた事象や保護者からの相談内容等で、通例ではない事項が生じた場合、対応方法や類案を含め、他の拠点においても共有することができれば、他の拠点においても事業実施上のノウハウとして蓄積され、本事業全体の質が向上することが期待できる。 しかしながら、現状、他の拠点に情報を共有する業務フローは確立されていないため、今後、20.地域子育て支援拠点事業(公立)事業も含めた各拠点担当者による情報交換会を開催する等して、情報共有の業務フローを確立することを検討されたい。	要	—	—	公立主導で子育て支援事業者の会議を開催しています。今後は、当該担当者も参加し情報を共有し活用して参ります。	整理済み
82	こども政策課	75 202	意見	【児童クラブ運営補助金】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業の目的を踏まえると、最終的に目指すべきは放課後児童クラブに係る待機児童数を解消することにあると考えられる。この点、市においても待機児童数の解消を目指すべきという認識は同様であり、毎年待機児童数を把握しているため、成果指標に待機児童数を加えることを検討されたい。	要	入所を希望する全ての児童を受け入れる体制づくりが求められることから、待機児童数を成果指標に加えることについて検討致します。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
83	こども政策課	83 203	意見	【児童クラブ運営補助金】 ○起案書における補助金交付額の記載誤り 令和2年度の補助金交付額は、運営費補助分が957,400,437円、コロナウイルス感染症対策分が228,569,548円である。 書においては、運営費補助分が957,463,931円、コロナウイルス感染症対策分が225,793,017円と記載されており、実際の補助金交付額と異なる数値で起案され、当該起案書が承認されていた。 最終的な補助金交付額について市内部で承認を得る際に、起案書は重要な役割を果たしたため、起案書における数値の記載誤りには注意されたい。	要	起案作成時における交付額をはじめとする記載内容について、担当における複数回の確認および上司のチェックにより誤りが生じないよう確認を徹底致します。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
88	こども政策課	81 213	意見	【児童クラブ運営補助金】 ○支援員の長時間労働の懸念について 市は、タイムカード記録や児童の出席簿等の資料と照らし合わせて、報告された労働時間が事実であるかどうかを確認する必要がある。その上で、報告された労働時間が事実である場合には、支援員の長時間労働が常態化していることを踏まえ、児童支援の質が低下していないかどうかを確認するとともに、労働基準法に違反していないかどうかを確認し、事業者に通切に指導する必要がある。	要	当該児童クラブに対し支援員の長時間労働の状況確認を行い、労働関係法令の遵守及び改善を求めます。他の児童クラブに対してでも労働関係法令遵守を呼びかけて参ります。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
90	こども政策課	81 214	意見	【児童クラブ運営補助金】 ○本事業実施上の課題及び課題解消策の提案 前述に記載のとおり、主に実績報告書の提出及び実績報告書に対する市の検査において、多数の課題が発見された。理由毎に大別すると、以下のよう区分されると考えられる。 イ)担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解していないことにより生じる問題 ロ)質の高い深度な検査が実施されていないことにより生じる問題 ハ)担当課における人的リソースの不足 そして、これらの問題点を解消するために、以下のような対応を行うことを検討されたい。 ア)人的リソース不足の解消 イ)担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解する ウ)懐疑心を持ち、事実を追求する姿勢で検査を実施する エ)効果的かつ効率的な検査方法の確立	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
91	こども政策課	83 216	意見	【児童クラブ運営補助金】 ○1支援単位あたりの児童数 条例において、1支援単位の児童数は概ね40人以下とすることが規定されている。 この点、放課後児童健全育成事業実施要綱（厚生労働省）において、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準が、おおむね40人以下とする児童の数に関する設備運営基準を満たしていない場合であっても、超過措置等により、当該設備運営基準に適合しているものとみなしている場合について、本事業の対象とする」と規定されており、市においても当該超過措置を適用することで、40人を超える児童クラブに対しても補助金を交付している。 上述の条例や事業実施要綱の趣旨を踏まえ、市は1支援単位あたりの児童数を40人以下とするよう、事業者へ指導していることであった。市の現状の対応には問題ないが、条例の趣旨に基づき、事業者へ指導することを引き続き実施されたい。	要	各クラブ運営者に対し、1支援あたりの児童数が40人以下とするよう引き続き指導を図って参ります。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
92	生涯学習課	88 219	意見	【地域学校協働活動推進事業】 ○国の補助金メニュー活用の検討 本事業のうち「放課後子ども教室」事業は、平成19年度～令和元年度までは国の補助金メニュー（補助率3分の1）で実施していたが、補助金交付要綱の見直しにより令和2年度は市の一般財源で実施することとなった。 見直し後の補助金交付要綱及び要領においては、補助金対象事業に「コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること」が要件として追加されたが、コミュニティ・スクールは学校教育課の所管であり、導入や具体的な計画が無かったため、令和2年度より本事業は補助金対象外事業となった。今後、学校教育課と連携してコミュニティ・スクールが導入できないか研究・検討することである。市は財源が厳しいことから、積極的に補助金メニューの活用を検討されたい。	要	補助金交付要件の一つである「コミュニティ・スクールの導入、または導入に向けた具体的な計画」については、コミュニティ・スクールの所管課と連携を図り、補助金等の活用も含め調査・研究して参ります。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	指標事項 区分	指標事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
93	生涯学習課	意見 75 220	【地域学校協働活動推進事業】 ○成果指標が設定されていない。 現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出、次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するためには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	現在の指標は、活動指標となっており、事業目的のPDCAサイクルが効果的に行えていないため、子どもたちの成長や地域教育力等について、確認できるようなアンケートを実施し、適切な成果指標に見直しを行って参ります。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
94	企画調整課	意見 78 220	【地域学校協働活動推進事業】 ○PDCAの理解に改善の余地がある そもそもPDCAによる効果検証自体の理解が浸透していないようであり今後改善されたい。例えばPDCAサイクルの理解が深まるような職員向け研修の開催等を検討されたい。	要	職員向けにPDCAサイクルの理解が深まるよう検討して参ります。	令和4年度	総合戦略アクションプラン策定時に、PDCAサイクルの資料を通知し、事業の評価を適切に実施するよう周知致しました。	整理済み
95	保護管理課	意見 75 232	【子供の貧困緊急対策事業】 ○成果指標に改善の余地がある 「イ 児童の抱えこし数」については、単純な支援数のみならず、支援を受けたことにより、児童の自立が促進されたといえることが必要であるから、支援児童やその保護者からのアンケートによる「ポジティブな変化」の増加率を成果指標とすべきである。 「ウ 支援員研修継続」は単なる活動指標であり、成果指標としては妥当とはいえない。本事業は、支援員のスキル習得を目的とするものであるから、研修後、支援員に対し、研修内容の習得度を測るテスト等を実施し、テストの正答率等を成果指標とすることを検討すべきである。 「オ 子ども支援団体等へのサポートセンターの設置継続」は単なる活動指標であり、成果指標としては妥当とはいえない。これに加え、センター利用者の満足度を測るアンケートを実施し、センター利用者が満足した割合を成果指標とすべきである。 【カ 居場所型学習支援事業に通塾する生活保護世帯含む生活困窮者世帯に属する子どもの高等中学校等進学率】については、「居場所型学習支援事業に直接通塾するためには、「居場所型学習支援事業に通塾する子どもの高等中学校等進学率」を成果指標とすべきである。	要	○成果指標の改善について 「イ 児童の抱えこし数」については、支援数のみならず、児童の自立が促進されたといえる「ポジティブな変化」の増加率を成果指標とするよう検討したいと考えます。 「ウ 支援員研修継続」については、事例検討から様々な支援スキルを習得しており、正誤問題で成果指標とすることは難しいと考えます。 「オ 子ども支援団体等へのサポートセンターの設置継続」については、サポートセンターを利用する子どもの居場所からも満足度等のアンケートを実施するなどの成果指標を検討して参ります。 【カ 居場所型学習支援事業に通塾する生活保護世帯含む生活困窮者世帯に属する子どもの高等中学校等進学率】については、ご意見のとおり成果指標としています。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
96	財政課	63 83 236	意見	【子供の貧困緊急対策事業】 ○一般管理費算定額について合理的な根拠が無い。 一般管理費の取り扱いについては、担当課において定めている根拠規定は無いが、他省庁などが発行する資料を参考にしているとのことであり、本事業においては沖縄県総務部財政課が作成した委託業務事務処理マニュアルを参考として、一般管理費の係数を10%としている。 委託のための必要な金額を計上すべきところ、根拠が曖昧な項目は極力排除することが求められるが、現状のように市における一般管理費のルールが存在せず、県や他省庁のマニュアルを参考にするという対応では、一般管理費の算定根拠として十分ではない。 そのため、一般管理費については、客観的かつ合理的な算定を可能とする新たなルール（積算根拠）を明確化されたい。	要	客観的かつ合理的な積算を可能とする新たな一般管理費の算定ルール（積算根拠）については、多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを作ることは適否も含め、他市の状況も踏まえながら検討していきます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
97	保護管理課	84 239	意見	【子供の貧困緊急対策事業】 ○随意契約期間が長期に渡ることを防ぐ仕組みとして理由による随意契約があまりにも長期化してしまえば、「委託先の業績低下による事業の質の低下」や「他の優良な事業者への委託機会の喪失」といったデメリットが生じる可能性があるため、数年に1度の頻度でプロポーザルによる一校公断により委託先を選定されたい。	要	—	—	県傘下事業の質の低下については、定期的な定額報告会を実施し、意見交換することで事業の質は担保されていると考えています。また、当該事業の委託事業者は、自治会やNPO等の地域の市民活動団体等とネットワークを構築しており、個々の団体の課題に順じた支援を専門的に実施することができると考えております。 今後、現在の委託事業者と同等な対応ができる事業者がいる場合には、一般公募での選定を検討したいと考えております。	整理済み
98	保護管理課	88 239	意見	【子供の貧困緊急対策事業】 ○支援員のノウハウを最大限活用する仕組み。本事業のうち、Aについて、自立支援員は会計年度職員として採用されている。本事業の細目事業として、Dにより自立支援員に対する研修が行われているものの、自立支援員は、不登校の児童生徒支援に特化したスキルをもった者であって、これは経験により培われるものであるから、なるべく同じ者が長く支援を継続することができる仕組みが必要である。現在は事実上、同じ支援員を長く(最長9年)雇用できているが、制度上も、同じ支援員を長く雇用する仕組みが必要である。	要	—	—	会計年度任用職員の採用規程に基づき、長期的に雇用できるよう取り組んで参ります。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 要 素

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
99	教育相談課	75 242	意見	【子ども寄添支援員(スクールソーシャルワーカー)配置事業】 ○満足度の測定方法について 「満足度」を取り入れることも検討されており良い取組だと考えられる。必ずしも数値といった定量的な指標にこだわる必要は無い。児童生徒の心や態度の変化の推移をみることでできる定性的な情報でも成果指標として機能する。また、児童生徒の変化に支援内容の情報も併せてデータベース化できれば、支援業務のノウハウとしても活用できると考えられる。	要	子ども寄添支援員(スクールソーシャルワーカー)配置事業の成果指標として、必ずしも世帯数や支援人数といった定量的な指標ではなく、児童生徒を中心とするケースの変化の推移といった定性的な情報を、成果指標の一つとして取り入れることができるよう、記録の方法について整理し確認しました。	令和3年度 令和4年度	令和3年度からは、支援をするケースについて、ケースの概要や背景、アプローチの仕方、それに伴う変化や効果等についても記録するようにしました。今後は、そのデータを生かし、より良い支援に繋がります。	整理済み
100	教育相談課	78 243	意見	【子ども寄添支援員(スクールソーシャルワーカー)配置事業】 ○支援員のノウハウ活用方法 現状、各支援員がサポートした児童生徒について個別の対応履歴や児童生徒の学習・生活状況の現状がわかる資料は体系的に整備されていない。支援員は会計年度任用職員であるため日々の業務で得られたノウハウは確職により失われてしまっている。 そこで、スマートフォンや音声入力機能などを活用して記録の手段を極力省力化し、今後は、対応履歴や児童生徒の学習・生活状況の現状をデータベース化し、ノウハウとして蓄積・共有される仕組みを構築することを検討されたい。	要	子ども寄添支援員が支援(サポート)した児童生徒等について、学習・生活状況の現状把握と、個別の対応履歴によって変化した状況をみるために、記録が必要であることを寄添チーム内で確認しました。また、データを蓄積することで、今後は、その情報を生かし、より良い支援に繋がるということも共通理解しました。	令和3年度 令和4年度	令和3年度からは、支援をするケースについて、ケースの概要や背景、アプローチの仕方、それに伴う変化や効果等についても記録するようにしました。今後は、そのデータを生かし、より良い支援に繋がります。	整理済み
101	教育相談課	75 245	意見	【自立支援教室(むぎほ学校)事業】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業の成果指標は「年間支援者数」となっている。効果を客観的に計るためには何らかの数値設定を行うべきであるところ、支援を受ける生徒やその保護者からのアンケートによる「ポジティブな変化」の増加率を成果指標に加えるべきである。	要	「自立支援教室(むぎほ学校)」は、様々な体験学習を通して集中的にサポートすることで、自己肯定感を高め、将来の社会的自立に向けた支援を行うことを目的としています。「年間支援者数」という定量的な成果指標と合わせ、支援を受ける生徒の変化等についても把握するよう整理しました。	令和3年度	支援を受ける児童生徒や保護者等について変化や効果等についても記録するようにしました。	整理済み
102	教育相談課	88 247	意見	【自立支援教室(むぎほ学校)事業】 ○豊富なノウハウを有する職員を継続雇用する仕組みの構築 むぎほ学校支援員は不登校の児童生徒支援に特化したスキルを有した者である必要があるところ、これは経験により得られるものであるから、なるべく同じ者が長く支援を継続することができるとなるべきである。現在は、支援員を会計年度任用職員として採用しているところ、事実上、同じ者を長く採用できているが(最長5年)、制度上も同じ者を長く雇用する仕組みが必要である。	要	むぎほ学校支援員は、会計年度任用職員であるため、継続した雇用には限りがありますが、経験を積んだ職員が支援したケースについて、そのノウハウが受け継がれるよう、支援記録が重要であることを共通認識しました。 また、会計年度任用職員は、任期満了時、雇用は一旦切れますが、公算、面談を経て、公平な条件のもと、優秀な人材は、再度、任用することができま	令和3年度	支援員が蓄わったノウハウ、ケースの概要等が引き継がれるよう、支援記録について、再度、内容を確認し、整理しました。また、雇用についてでは、同じ会計年度任用職員が、再公募で再任用ができることを周知して参ります。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	指標事項 区分	指標事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
103	こども政策課	意見 75 250	【こどものみらい応援プロジェクト内推進事業】 ○成果指標が設定されていない。 現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	事業の効果を検証するため、成果指標の設定は有効だと考えております。どのような成果指標の設定が適当なのか検討していきます。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
104	企画調整課	意見 79 250	【こどものみらい応援プロジェクト内推進事業】 ○PDCAの理解に改善の余地がある そもそもPDCAによる効果検証自体の理解が浸透していないようであり今後改善されたい。例えばPDCAサイクルの理解が深まるような職員向け研修の開催等を検討されたい。	要	職員向けにPDCAサイクルの理解が深まるよう検討して参ります。	令和4年度	総合戦略アクションプラン算定時に、PDCAサイクルの資料を通知し、事業の評価を適切に実施するよう周知致しました。	整理済み
105	こども政策課	意見 78 250	【こどものみらい応援プロジェクト内推進事業】 ○子どもの貧困問題を根本的に解消するための施策 家庭の貧困問題は簡単に解消困難な課題であるが、対処療法的な事業に留まらず、例えば、貧困の連鎖を断つために、貧困家庭の子どもに対する教育機会や就業機会を十分に提供する事業や、市民の所得を増加させるために産業を活性化させる事業など、問題の根本解決に繋がるような、より大きな視点での事業の実施も検討されたい。	要	子どもに対する対処療法的な事業にとどまらず、子どもの貧困問題の根底にある保護者の経済問題等の支援について、検討します。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
106	観光課	意見 84 261	【プロ野球キャンプにきわい創出事業】 ○公募型プロポーザルにおけるガイドライン遵守について ガイドラインにおいて、「公募期間は、原則20日以上は確保するものとする。ただし、対象業務の特殊性や緊急性を考慮して、その期間を10日以内に限り短縮することができるとする」と定められている。本事業の場合、公募期間は7日となっており例外的に認められている10日よりも短い公募期間となっている。担当者に確認したところ、「新型コロナウイルスの影響により球団側からキャンパス実施方針の連絡を受けたのが12月下旬であり、2月初旬から事業を実施する必要性があったことからガイドラインに抵触している点と知りながら短い公募期間で公募せざるを得なかった」との回答であった。 断るべき事情はあるものの、ガイドラインに沿って運用されたい。	要	ガイドラインに沿って公募期間を確保できるように致します。	令和4年度	令和3年度よりガイドラインに基づき、公募期間を10日以上確保して公募行っています。 令和4年度についても、球団からの連絡後速やかに公募が行えるように準備し、ガイドラインに沿って公募期間を設定していく予定です。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	指標事項 区分	指標事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
107	観光課	意見 50 75 264	【外国人観光客受入整備事業】 ○成果指標に改善の余地がある 目標値が数値化されていることは客観性があり 否定するものではない。しかし、上記の状況で は、事業の効果を適切に検証するのは困難であ る。令和2年度はコロナ禍のため少ない回収件数 によりアンケートの活用も制限的であったことは はやむを得ない面もある。この点、担当者も「成 果目標の内容と効果検証の手法について整合 性が図れるよう留意し、事業実施に努める」ど認 識しており、コロナ後を見据えて、成果指標の設 定を改善されたい。	要	—	—	本事業は令和3年度で終了していますが、今後 の他の事業を実施するにあたり、適切な効果検証 が図れるような成果目標の設定について認識の強 化を図りました。	整理済み
109	観光課	意見 79 266	【外国人観光客受入整備事業】 ○実効性のあるPDCA実施について 改善方法について担当者にヒアリングしたとこ ろ、毎年度の予算編成にあたりアンケート結果等 を考慮しているとのことであった。しかし、前述の く指標①>の状況もあいまって、アンケート結果 を活用したフィードバックを確認できる資料はな かった。 事業効果を高めるため実効性あるPDCAに取り 組まれたい。具体的には、アンケート手法を工夫 し、得られるデータを統計学的に分析し、翌年度 以降の事業策定に効果的にフィードバックするこ とを意識すべきである。	要	—	—	本件事業は令和3年度で終了していますが、全 事業にわたりPDCA実施が必要となることの認識強 化を図ります。	整理済み
110	観光課	意見 84 267	【外国人観光客受入整備事業】 ○委託先の選定方法について 令和元年度より複数見積りを入手しているが、 一般社団法人那覇市観光協会と他3者の見積 金額には約1.5倍を超える開きがあったこともあ り、平成21年度から継続して随意契約により委託 している観光協会の見積りが予定価格として採 用されている。 しかしながら、仕様書には成果指標が明記され ておらず、本事業においてどのような効果を期待 しているのかが明確になっていないため、観光協 会の見積額が妥当かどうかを検討する術がな い。その結果、金額の多寡を判断基準として予 定価格が設定されているため、観光協会以外は 予定価格を超過し選定されない状況であり妥当 性に欠けると言わざるを得ない。 そこで、複数見積りに基づいて予定価格を設定 する場合でも、まず何をもって成果とするか、言 い換えれば現状の課題を明確化し、その解消を 成果指標として仕様書上も明確にしたうえで見積 りを概算することを検討されたい。	要	—	—	本件事業は令和3年度で終了しています。しか し、他の委託事業に関わる選定方法として、見積 額の妥当性を含め、事業課題を明確化し、対応を 要件とするなどして、適切な委託事業となるよう努 めます。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
111	観光課	86 267	意見	【外国人観光客受入整備事業】 ○委託費用に係る領収書について 委託事業に要した経費に係る領収書の宛名が、一部「一般社団法人那覇市観光協会」のみで本事業に関連するものが見受けられた。 そのため、観光協会は他にも委託事業や自主事業を実施しているため、本事業の「事業実績報告書」の適正性に疑義が生ずる。 本事業に要した経費に係る領収書の宛名は「一般社団法人那覇市観光協会 外国人観光客受入整備事業」で統一するよう観光協会へ指導されたい。	要	—	—	本件事業は令和3年度で終了しています。しかし、他の事業についても同様に適切な事業執行となるよう指導を強化します。	整理済み
112	観光課	87 268	意見	【外国人観光客受入整備事業】 ○委託の必要性について検討が不十分 委託の必要性について、例えば「那覇市が目前で実施する場合」と「委託する場合」のコストや効果を比較するといった検討が行われていない。 上記9.(1)で既述のとおり、成果指標に改善の余地があり、事業の効果が適切に評価されているとは言えない状況にあることから、事業内容及び実施方法も含めて再検討すべきである。	要	—	—	本件事業は令和3年度で終了しています。事業計画について、実施主体の比較検討は必要不可欠との認識です。他の事業を含め当該検討を意識して実施に努めます。	整理済み
113	なはまち振興課	75 272	意見	【国際通りのランジントマイル助成金事業】 ○成果指標に改善の余地がある しかしながら、令和元年度包括外部監査報告書にも記載されているとおり、事業効果測定の際、単にランジントモール開催時の歩行者数により測定するのではなく、ランジントモールを開催しなかった場合に比べて開催した場合とどれだけ歩行者が増えたのかにより効果を測定することが、より合理的であると考えられる。 この点、那覇市が毎年12月に実施している「那覇市通行量調査」結果資料において、平日と休日の通行量差が記載されているため、この数値を利用して、ランジントモールを開催した場合の歩行者増加数も成果指標に加えることを検討されたい。	要	中心商店街の集客を高めるという事業目的を踏まえ、マチグラー案内所にアンケート調査を行い、ランジントモールから中心商店街へ周遊しているかの確認を行います。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
116	なはまち振興課	75 279	意見	【マチグラー総合案内所事業】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業の成果指標は観光案内所の利用者数としている。 しかしながら、観光案内所利用者数だけでは、案内所の利用者が有益な情報提供を受けたかどうか、また、観光案内所の対応に満足したかどうか、については測定することができないため、成果指標として、例えば観光案内所利用者の満足度を追加することを検討されたい。	要	現在実施しているアンケート項目には案内所の存在や対応に好意的な意見が書かれておりますが、数値化することができなかったため、満足度を測定できるようなアンケート項目を追加します。	令和4年度	現在実施しているアンケート項目に、令和4年7月から、「案内所を利用することによって、今回の利用目的は達成されましたか」、「案内所の対応に満足しましたか」の質問を追加し、回答方法として「そう思う、そう思う、ややそう思う、思わない」とも「そう思わない」の5段階にし、案内所利用者の満足度を測定できるようにしました。	整理済み

（令和3年度報告書）外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
117	なはまち環境課	56 86 280	意見	【マチグラー総合案内所事業】 ○コロナ禍における事業内容の修正 緊急事態宣言中は県民への要不急の外出自粛や県外から沖縄県への渡航自粛が求められていたことを踏まえ、観光案内所を閉鎖するという意思決定もあり得たと考える。その上で、観光案内所閉鎖期間は、業務受託者側において、コロナ前後に向けた観光案内所運営上の課題抽出や改善施策を検討してもらえば、委託費の無駄は生じない。 今後、事業環境が大きく変化した場合には、変化後の事業環境を鑑み、事業内容を適時に修正していく対応力が求められる。	要	コロナ禍中の地域観光サービスとしての実施の是非が課題となりますが、少ないながらも入込観光客に対する観光案内サービスは、ガイドラインに基づく感染対策を実施することを観光業界の方向としたいため、強力休業しない運営の仕方について検討しました。コスト圧縮を含め、対応方法について今一度確認し検討していきます。委託料の支払いについては、稼働状況実績に基づき行っています。	令和4年度	委託契約書に、必要があれば業務の変更を行うことを記載しており、毎月の業務実績報告を受けながら、コスト圧縮を含め、対応方法について通直業務改善のための協議をしながら対応していくことを確認しております。	整理済み
118	財政課	66 84 281	意見	【マチグラー総合案内所事業】 ○委託契約を2段階で締結する方法について 令和2年4月1日から4月30日までの1か月間は令和元年度受託業者と1者間覚書を締結している。その間に、プロポーザルを実施し、5月1日～3月31日までの業者を決定している。このような方式を採用している理由について担当者に確認した。担当者からは「入札の執行は支出負担行為の一通の手続きであり（予算の執行に含まれる）、予算の執行は年度開始前に行うことはできない」という会計年度独立の原則（地方自治法208条第1項）に反しないよう、2段階で契約を締結している。また、一括交付金は新年度に交付決定されるため、交付決定前に入札を執行することは認められないと判断している」との回答であった。 この点は、平成28年度の包括外部監査においても言及されている。当該監査報告書では、「年度開始前に入札の可否については、可能という見解と不可という見解があり、現時点において法令上の解釈が定まっていないが、今後制度の見直し等に注視し適切に対応されたい」とコメントされている。 所管課においては後者の見解を取り入れ、事務手続を執行しており、設けた手続とまでは言えないが、他方で前者の見解を取入れて事務手続を執行している課も存在している。今後、全庁的に取扱いを検討されたい。	要	—	—	入札の手続き自体が「予算の執行」に含まれるかどうかについては、法令上も解釈が分かれるところですが、「（地方財務審議要（地方自治制度研究会（1971））では、入札の執行は支出負担行為（契約）の一連の手続きであり、予算の執行に含まれるため、年度開始前に行うことはできない」という見解が示されています。一方、「自治体契約セミナー（太田 和紀、橋本 真（1992））」では、契約に至る前の入札の手続き自体は、その年度開始前（3月31日以前）に行うことが可能であるという見解が示されています。） 国は、事務手続の簡素化の観点から、債務負担行為によらずとも、年度開始前に入札手続を可能とすることについて、総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究」で検討することとしていますが、現時点においても進展がありません。 以上のことから、全庁的に統一した取扱いについては、今後、国の制度見直しの動向や他市の状況を注視しつつ、検討して参ります。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指標事項区分	指標事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
119	商工農水課	75 286	意見	【地域未来投資事業】 ○成果指標の目標値に根拠が無い 合理的な根拠が存在しない目標値を設定してしまっ場合、当該目標値を達成したとしても事業の効果が達成されたかどうかを判断することはできなくなってしまう。 したがって、補助対象となる事業内容及び事業規模や、地域未来投資促進法による那覇市の基本計画に記載されている「沖縄県全産業平均1事業あたり平均付加価値額:2,926万円(平成24年経済センサス)」という数値等に基づき、成果指標の目標値を算定し、目標値に合理的な根拠を持たせるべきである。	要	当該指標は経済センサスや労働統計から算出・設定した目標値となっておりますが、一部明確な根拠を示すことが難しい項目もございます。今後は公的な統計資料等から算出した数値等を根拠にKPIの設定等を行って参ります。	令和4年度	本事業は令和2年度で完了していることから、今後同様の事業実施の際にご指摘の件を踏まえ、公的な統計資料等から算出した数値等を根拠にKPIの設定等を行って参ります。	整理済み
120	商工農水課	76 287	意見	【地域未来投資事業】 ○成果指標の実績値が適切に集計されていない。 成果指標としては売上の「増加額」を設定しているにもかかわらず、「売上金額」を実績値としてしまっており、実績値が正しく認識されていない。	要	補助事業者へ確認し、実績値を正しく集計致します。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
121	商工農水課	76 287	意見	【地域未来投資事業】 ○成果指標の実績値が適切に集計されていない。 成果指標としてはシステム利用者の「増加数」を設定しているにもかかわらず、「システム利用者数」を実績値としてしまっており、実績値が正しく認識されていない。	要	補助事業者へ確認し、実績値を正しく集計致します。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
122	商工農水課	76 288	意見	【地域未来投資事業】 ○複数年に渡っての効果測定 このような挑戦的な事業は、結果が出るまでに時間を要することが考えられ、収益化が実現できるのは開発から数年後になるということも推測される。 したがって、本事業の効果は単年度で判定するだけではなく、複数年に渡って判定するべきである。	要	効果測定のために実績値を複数年で測定することを検討致します。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 要 素

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
123	商工農水課	80 290	意見	【地域未来投資事業】 ○補助金交付先選定時に事業者から提出される事業計画書の妥当性について 補助金給付先選定時における資料を閲覧したところ、令和2年度の事業計画書において令和元年度までに既に既に完了済みの事業が記載されている理由について、市が確認した事実は発見されなかった。 補助金給付先選定のプロセスにあり、かつ、補助金交付要綱に沿った内容であることを確かめること 事業計画書の内容が妥当であり、かつ、補助金交付先選定時に沿った内容であるため、今後は、補助金給付先選定時において、従来以上に慎重に事業計画書の内容を確認する必要がある。	要	当該事業は事業計画において平成30年度～令和2年度の3年度を想定していることから、掲載時においては経緯説明の意味合いも含めて、過去の提案内容、完了部分も含めた事業計画書となっていることから、今後は令和2年度で事業完了となり、交付先選定の際にはご指摘の件を踏まえ、事業目的に沿った内容であるかを慎重にチェックして参ります。	令和4年度	本事業は令和2年度で完了しておりますが、今後同様の事業実施の際は、妥当性に疑問が生じるご指摘により、事業計画書や実績報告書等へ内容が事業目的に沿うものか慎重にチェックして参ります。	整理済み
125	商工農水課	80 291	意見	【地域未来投資事業】 ○事業内容が補助金交付要綱に合致しているか。 実施している主な事業は車なる取組活動や観光情報の発信となっており、「第4次産業革命に関する本市における先進的、先駆的な取組」に該当する内容とは考え難い。 市は、補助金検査時において、事業者が実施した事業内容が補助金交付要綱に沿ったものであるかどうかについて、従来以上に慎重に確認したい。	要	本補助事業はいずれも「ビッグデータの収集、活用等の仕組みの構築」に資する事業「又は」ビッグデータを活用した情報通信産業における新ビジネスの創出及び情報化による高付加価値型観光サービス推進に資する事業」として認識しておりますが、ご指摘の件を真摯に受け止め、今後同様の補助事業実施にあたり、交付先選定の際にはご指摘の件を踏まえ、交付要綱に沿った内容であるかを慎重にチェックして参ります。	令和4年度	本事業は令和2年度で完了しておりますが、今後同様の事業実施の際は、妥当性に疑問が生じるご指摘により、事業計画書や実績報告書等へ内容が要綱等に沿うものか慎重にチェックして参ります。	整理済み
126	商工農水課	81 291	意見	【地域未来投資事業】 ○補助事業者に対する複数見積りの指導が不十分 市は、比較的多額の取引については複数見積りを取り、比較的多額の取引については複数見積りを取り、また、実際に複数見積りを取ったかどうかについて確認する必要がある。	要	見積書を複数取得するよう指導を徹底して参ります。また、該当事業者へ備品購入等の際に複数見積りも取ったかどうかを要確認致します。	令和4年度	該当事業者へ確認したところ複数の見積書取得は行っておりませんでした。複数見積りを取り、複数見積りについて改めて説明し、事業者からのご理解をお願いしました。	整理済み
127	商工農水課 財政課	62 83 292	意見	【地域未来投資事業】 ○子会社への委託費の取扱い 補助対象経費の取扱いとして、委託業務にかかっている子会社からの納品書及び請求書を入力しているだけで、市は子会社への委託費の中に、子会社の利益相当分が含まれているかどうかを確認していない。 今後、補助事業及び委託事業において、子会社に対する委託費用が対象経費に含まれる場合に子会社の利益相当分を控除する取扱いについて検討されたい。 なお、このような取扱いについては、本事業においてのみ検討するのではなく、全庁的に検討すべきであると考えられる。	要	（商工農水課） 自社調達による利益相当分の排除について、今後同様の補助事業実施の際は、申請時に該当事業者に対し、周知を図って参ります。 （財政課） 自社調達による利益相当分を控除することに関する全庁的な取扱いについては、今後市の予算執行方針運用細則に掲載することを含め検討していきます。	令和4年度	本事業は令和2年度で事業完了しているため、今後同様の補助事業実施の際は、自社調達の利益相当分排除については、該当事業者へ周知してまいります。なお、本件指摘部分については対象事業者へ確認を取り、自社発注の委託費用については自社調達利益分を控除した金額であることを確認しました。	整理済み
					要		令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
129	商工農水課	58 81 292	意見	【地域未来投資事業】 ○補助対象経費の支出内容について(補助金交付要綱との整合性) (沖縄CLIP)及び(沖縄CLIPマルシェ)の単なるサイト運営業務に係る経費が、本事業の補助対象経費に該当することが妥当かどうかについて疑問が生じるが、市はこの点について検討を行っていない。 今後は、補助対象経費の内容が補助金交付要綱に沿ったものであるかどうかについて、従来以上に慎重に検証されたい。	要	当該サイトは観光情報発信のみの運営ではなく、サイト利用者等のデータ分析による市内観光施設等へ誘客が可能な仕組みも含めたものとなっており、これらの取り組みは本事業の趣旨に沿ったものと考えられます。したがって運営費用についても事業対象経費に該当するものと認識しております。本事業は令和2年度で完了しておりますが、今後同様の事業実施の際は、妥当性に疑問が生じることはないよう、事業計画書や実績報告書等へ明確な記載を求めて参ります。	令和4年度	本事業は令和2年度で完了しておりますが、今後同様の事業実施の際は、妥当性に疑問が生じることはないよう、事業計画書や実績報告書等へ明確な記載を求めて参ります。	整理済み
132	財政課	63 85 294	意見	【地域未来投資事業】 ○委託費における一般管理費の算定方法 一般管理費算定上の係数として、本事業では10%を採用しているが、嘉真事項に定める上限の値を採用した理由について担当課に質問したところ、明確な理由はなく係数の上限を採用すること、明確な理由も無く係数の上限を採用すること、適切な予算算定がなされているとは言えない。したがって、市は委託費の一般管理費算定における係数を採用する際に、委託事業者の実態を踏まえた合理的な係数を採用されたい。	要	客観的かつ合理的な積算を可能とする新たな一般管理費の算定ルール(積算規程)については、多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを作ることの適否等も含め、他市の状況も踏まえながら検討していきます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
133	商工農水課 財政課	64 85 295	意見	【地域未来投資事業】 ○委託費のうち、再委託費の定義が不明確 本委託事業において、研修実施業務が外注されているが、当該外注費用は再委託費には含まず事業費としたままで一般管理費を算定している。 この点、担当課に質問したところ、研修実施業務の外注取引が再委託費に該当しない理由については、明確な回答が得られず、また、そもそも再委託費について明確に定義付けされていない。また、再委託費の定義が曖昧のままでは、一般管理費算定上問題であるので、再委託費の範囲を明確に定義付けされたい。 また、一般管理費の算定ルールを含む委託費に関する事務処理は、明確化された上で、部課又は全庁的に統一されるべきである。したがって、部課毎又は全庁で統一された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。	要	(商工農水課) 再委託の定義が曖昧であることについては、契約書や募集要項等への記載など検討していきます。	令和4年度	本事業は令和2年度で完了しているため、今後同様の委託事業実施の際は、再委託の定義について契約書や事業募集要項等への記載を検討していきます。 なお、委託費の再委託の定義等の事務処理は全庁的に統一される事項であるため、当該所管課での検討状況を踏まえ対応していきます。	整理済み
					要	(財政課) 客観的かつ合理的な積算を可能とする新たな一般管理費の算定ルール(積算規程)については、多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを作ることの適否等も含め、他市の状況も踏まえながら検討していきます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
134	商工農水課	88 301	意見	【企業立地促進奨励助成事業】 ○助成金交付判断における視点 申請企業が市で実施する事業が成功し、なるべく長期間事業が継続されることが望ましいため、交付要件を満たしているかどうかを確認することとします。市で予定している事業に関する事業計画の合理性についても確認することを検討したい。	要	本事業の性質上、立地企業による事業の継続可能性が問題となるものではありませんが、市内に立地後半年以上経過し、かつ市民を半年以上雇用し、続けることを助成の要件としているため、事業の継続可能性としての観点から、立地企業の事業の合理性は確認されるものと考えておりますが、より明確に合理性を確認するため、申請時に計画を求める等について検討致します。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
135	商工農水課	75 304	意見	【なはし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業における成果指標は事業目的に即しておらず、設定根拠も曖昧であるため、事業の効果、すなわち事業目的の達成状況を適切に測定できる指標とは言い難い。また、本事業における成果指標を設定するにあたって事業に関連する計画等(事業計画及び基本指針)で掲げる数値目標との関連性は考慮されていない、事業目的に即した成果指標の設定ならびに事業を算定されたい。	要	令和5年度成果指標等設定時に、事業目的の達成状況を適切に測定できる指標、事業に関連する計画等(事業計画及び基本指針)で掲げる数値目標との関連性を考慮し、事業目的に即した成果指標の設定について変更も含めて検討致します。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
136	商工農水課	76 306	意見	【なはし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○成果指標と紐づけた効果検証について 令和2年度に実施された本事業の効果について、いわゆる一括交付金事業として(沖縄振興特別推進交付金事業(市町村分)検証シート)において検証している。 令和2年度はコロナ禍であったことから成果指標の達成は二の次で、予定していた活動をいかに消化するかに注力している機子が伺えることから、適切に効果を検証できる状況に至っていない。次年度以降は、事業目的に即した成果指標の設定と併せて、その成果指標と紐づけた達成状況、課題及び改善策を検証されたい。	要	令和5年度成果指標等設定時に、事業目的の達成状況を適切に測定できる指標、事業に関連する計画等(事業計画及び基本指針)で掲げる数値目標との関連性を考慮し、事業目的に即した成果指標の設定について変更も含めて検討致します。課題として、その成果指標と紐づけた達成状況、課題及び改善策の検証を実施致します。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
138	財政課	63 85 306	意見	【なはし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○委託費における一般管理費の算定方法 本事業の委託料に係る積算・見積資料を査問したところ、一般管理費について「総事業費の10%相当」として計上されていた。担当者に質問したところ、「総事業費の10%相当」は従前の運用によるものであり、根拠規程等はないとのことである。委託料の積算にあたっては、市の要求水準を先たすために必要な金額を計上すべきところ、根拠が曖昧な項目は極力排除することが求められる。 そのため、一般管理費については、客観的かつ合理的な積算を可能とする新たなルール(積算根拠)を明確化されたい。	要	客観的かつ合理的な積算を可能とする新たな一般管理費の算定ルール(積算根拠)については、多種多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを作ることの適否等も含め、他市の状況も踏まえながら検討していきます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
139	商工農水課	56 86 307	意見	【なはし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○非常時における機動的な対応について 令和2年度はコロナ禍であったことから成果指標の達成は二の次で、予定していた活動ないかに消化するかに注力している様子が伺えた。コロナ禍のような非常時においても事業目的達成のために予算使途をいかに機動的に変更していくかは今後取り組むべき課題として認識すべきである。	要	コロナ禍においても、事業目的達成のため、委託事業者と連携しながら機動的に事業を実施して参ります。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
140	商工農水課	87 308	意見	【なはし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○委託の必要性について 委託の必要について、例えば「那覇市が自らで実施する場合」と「委託する場合」のコストや効果を比較するといった検討は行われていない。成果指標に合理性が認められず、事業の効果が適切に評価されているとは言えない状況が継続していたことに鑑みると、事業そのものの必要性を再検討すべきである。	要	予算面においては、本市直営で実施した場合、概算ですが、2倍以上の経費が見込まれます。また、本事業においては、専門性を持った相談員の配置等が必要と考えられており、実績のある事業者が委託することで事業効果を高めることができるかと考えております。市民に身近な基盤的自治体である市で実施することでも長期、個別に密着型の支援ができることから必要な事業と考えております。 令和5年度成果指標等設定時に事業目的に即した成果指標の設定について変更も含めて検討し、検証・改善を実施することにより事業効果を高める参ります。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
141	商工農水課	84 308	意見	【なはし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○委託先選定時における事業目的の明確化 従前、企画競争型公募（プロポーザル方式）を採用している。令和2年度は随時契約を実施している。 随時契約理由については理解できるが、これまで、同一の事業者が平成21年度から就職支援事業、平成28年度から創業支援事業を継続して受嘱している。 成果指標に合理性が認められず、事業の効果が適切に評価されているとは言えない状況が継続していたことに鑑みると、事業そのものの必要性もしくは再構築に併せて仕様書内容も再検討したうえでプロポーザル方式により選定すべきである。	要	令和5年度成果指標等設定時に、事業に関連する計画等（事業計画及び基本指針）で掲げる数値目標との関連性を考慮し、事業目的の変更も含めて検討致します。 事業の必要性について検討しましたが、市町村による長期・個別に密着型の支援は必要だと考えております。 事業を実施するなかで単年度契約による課題があったため、事業効果を高めることを目的として、令和4年8月期契約において随時契約(令和4年8月～令和7年3月 末)へと仕様書を変更し、プロポーザル方式により選定いたします。	令和4年度	令和4年8月期契約において随時契約(令和4年8月～令和7年3月 末)へと仕様書を変更し、プロポーザル方式により選定しております。	整理済み
142	商工農水課	87 309	意見	【なはし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○沖縄振興特別推進交付金事業検証シートへの記載漏れ 令和2年度においても検証シート上、随時契約である旨の記載は無く、改善されていない。	要	令和4年度分報告時より記載致します。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
143	商工農水課	75 312	意見	【中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業】 ○成果指標に改善の余地がある 商成成約率のみならず、「展示会への出展による売上増加額」を加えると補助金1円当たりの売上増加額により事業の効果が測定できるようになり、より適切であるため検討されたい。 また、事業実施状況報告書において、県外向けの成果と、県内向けの成果を区分して報告するよう検討されたい。	要	売上増加額は商品単価に依存するため、補助金1円あたりの売上増加額で事業効果を正確に測定することは困難と考えております。 県外及び県内向けの成果を区分し報告することに関しては、検討して参ります。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
144	商工農水課	75 312	意見	【中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業】 ○成果指標に改善の余地がある 現状、展示会に参加した年度の成果のみが成果指標の実績値として集計されているが、場合によっては、展示会参加の翌年度以降に効果(すなわち売上増加)が発現することも考えられる。したがって、本事業の成果を測定するにあたっては、複数年度に渡る売上増加額に基づき測定することを検討されたい。	要	翌年度以降の効果測定に関しては、現在も事業実施翌年度に後追い調査を実施し、実績報告後約1年間の成約件数及び売上額を確認しております。成果指標に翌年度成果を含めることは今後の検討材料といたします。複数年度の売上増加額を指標にすることは前項目同様理由で困難と考えております。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
145	商工農水課	75 313	意見	【中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業】 ○成果指標が設定されていない ツーリズムEXPOジャパンへのブース出展については、活動指標及び成果指標が何ら設定されていない。事業を効果的かつ効率的に実施するためには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、事業目的や事業内容に合致した成果指標を設定する必要がある。	要	—	—	ツーリズムEXPOジャパンや今後類似のイベントにてブース出展を行う場合は、活動指標及び成果指標の設定を検討して参ります。	整理済み
146	商工農水課	79 313	意見	【中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業】 ○予算算の根拠が適切でない 予算算資料と活動指標の助成目標件数が一致していない。 この点、過去の実績を踏まえると軍艦の助成金は助成上限額までは差し引かないため、助成金総額が2,000千円であっても「県外5社、海外2社」という助成件数の達成は可能である。 そうであるならば、予算算算時に助成金上限に基づき算定するのではなく、過去の実際の助成額に基づき算定することを検討されたい。	要	令和5年度の予算を算定する際、過去の助成平均額に基づいた算定とすることを検討します。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
147	商工農水課	87 315	意見	【中】企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業】 ○助成金交付要綱に暴力団排除条項が規定されていない。 令和2年度の助成金交付要綱においても暴力団排除条項が規定されていないため、対応されたい。	要	助成金交付要綱を改正し、暴力団排除条項を規定します。	令和4年度	令和3年3月31日改正の助成金交付要綱第2条第4号にて暴力団排除条項を規定しました。	整理済み
148	商工農水課	75 317	意見	【那覇市農業次世代人材投資事業】 ○成果指標に改善の余地がある 成果指標は「給付対象者13名、給付額17,250千円」であり、いずれも経営の安定性を示すものではなく活動目標に過ぎない。そのため、事業の効果、すなわち事業目的の達成状況を適切に測定できる指標とは言い難い。 また、事業計画については、農地のある市町村及び農業委員会がチェックしており、那覇市も年2回現地調査を実施しているものの、事業計画と実績の乖離が大きいケースがほとんどである。このような現場レベルでの目標と実績が明確化した状況を踏まえた上で、事業目的に即した成果指標の設定ならびに事業手法を特定されたい。	要	事業目的が就農後の定着を図ることを目的としていることから、事業目的の達成状況を適切に測定できる成果指標の設定を今後検討して参ります。また、実績との乖離が大きくならないよう事業手法を検討して参ります。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
150	こどもみらい課	78 323	意見	【延長保育事業】 ○市民のニーズを踏まえた事業の構築 延長保育に係る市民の需要に100%応えられているかどうか、という観点からも改善活動を実施することを検討されたい。	要	—	—	施設への聞き取り等により、延長保育利用を断った件数がないか把握し、必要であれば改善策の検討を行います。	整理済み
152	こどもみらい課	58 81 325	意見	【延長保育事業】 ○保育士配置人数の確保が不十分 市は保育施設に対する指導監査において、延長保育実施時に確実に2名以上の職員を配置するよう指導していることをもって、上記要件を満たしているかと判断している。 しかしながら、実際に2名以上の職員を配置しているかどうかの確認が行われていないため、要件充足の確認が不十分である。 したがって、指導監査時又は本事業における事業実施報告書の検査時において、保育施設が実際に2名以上の職員を配置しているかどうかの確認の実施を検討されたい。	要	—	—	シフト表やタイムカード等を提出してもらい適切な職員配置が行われているかを検証します。各地区ごとに数回を抽出して確認します。依頼文にその旨記載し、各園へ通知します。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所 管 部 署	頁 番 号	指 導 事 項 区 分	指 導 事 項 又 は 意 見 の 内 容	改 善 の 必 要 性	改 善 計 画 又 は 改 善 が 不 要 な 理 由	実 施 期 限	実 施 日 及 び 実 施 内 容	処 理 区 分
153	こどもみらい 県	58 81 325	意見	【延長保育事業】 ○延長保育時間の集計誤りを防止するための施策について 延長時間区分の判定において、市は保育施設が作成した日別の延長保育利用児童数一覧表の内容が正しいとの前提で判定を遂行しているが、現状の市の方法では、保育施設が作成する延長保育利用児童数一覧表が誤って作成されたり、不正に改ざんされたとしても、気付かずに補助金給付手続が行われてしまふリスクがある。このようなリスクを低減させるために対応を検討されたい。	要	—	—	補助金額にかかわる平均利用児童数の誤り、改ざんを防ぐために、利用児童のカウント及び記載を2名以上で行うよう通知することにより指導をしました。	整理済み
155	こどもみらい 県	81 329	意見	【延長保育事業】 ○補助対象経費の算定根拠が不明確 保育施設からは、補助対象経費のうち、おやつ代が1人当たり50円、教材費が1人当たり50円として報告されているが、当該金額は実費ではなく、市内の取決めにより決められた金額である。しかしながら、1人当たりおやつ代及び教材費を50円とした根拠が無く、金額の合理性が確認できない点は問題である。そこで、何らかの方法で1人当たりおやつ代及び教材費を算定し、根拠のある金額を使用すべきである。	要	—	—	おやつ、教材費の金額は各園で誤差があるため、実費を報告することとした。日々の購入分と分けるのは難しいと思われるため、算出方法についてでも記載することとした。	整理済み
157	こども政策課	75 333	意見	【児童クラブ賃借料補助金】 ○成果目標の数値に合理的な根拠が無い 成果目標の数値が合理的に算定されなければ、成果目標の達成度により事業の成果を測定することができなくなるため、成果目標は合理的な根拠を持った数値を設定する必要がある。 令和元年度においては目標値よりも大きく上回ったことを踏まえると、今後は80%を超える数値を成果目標として設定することを検討すべきである。	要	成果指標及び目標値の設定について検討します。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
158	こども政策課	75 333	意見	【児童クラブ賃借料補助金】 ○成果指標に改善の余地がある 市においても待機児童数の解消を目指すべきという認識は同様であり、毎年待機児童数を把握しているため、成果指標に待機児童数を加えることを検討されたい。	要	入所を希望する全ての児童を受け入れる体制づくりが求められることから、待機児童数を成果指標に追加することを検討します。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指標事項区分	指標事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分	
159	こどもみらい課	75 337	意見	【待機児童対策特別事業(認可外)】 ○成果指標が設定されていない 成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	—	—	対象施設のうち補助を実施する割合を成果指標とし100%としました。	整理済み	
160	こどもみらい課	79 338	意見	【待機児童対策特別事業(認可外)】 ○予算の効率的な配分について 本事業の予算執行率は、3年連続して70%代と十分な執行率とは言えない状況である。予算執行率が低く、予算執行残高が多額に発生する事業が生じてしまうことは、市における効果的かつ効率的な事業の実施という観点からは望ましくなく、可能な限り予算執行率を上げる努力を行うべきである。	要	—	—	年度途中に施設へ執行予定額を確認し、予算執行率を上げる努力を行いました。	整理済み	
161	こどもみらい課	81 339	意見	【待機児童対策特別事業(認可外)】 ○補助対象経費の根拠資料である領収書の日付が空欄になっている サンプルベースで、補助事業実績報告書及び添付書類を閲覧したところ、日付欄が空欄となっている領収書が発見された。 日付が記載されていない領収書では、令和2年度における補助対象経費の支出であるかどうかを証明することができないため、領収書には日付を記載するよう保育施設への指導を徹底いただきたい。	要	—	—	領収書に日付を記載するよう保育施設へ指導しました。	整理済み	
162	こどもみらい課	81 339	意見	【待機児童対策特別事業(認可外)】 ○補助対象経費に係る根拠資料の保管状況について サンプルベースで、補助事業実績報告書及び添付書類を閲覧したところ、給食費に係る領収書や請求書のコピーが添付資料として保存されていない取引が散見された。 コピーを取り忘れてしまったことはやむを得ないが、補助対象経費のうち、一部の取引は領収証・コピーを実績報告書の添付資料として保存し、一部の取引は領収証・コピーを保存していないという状況は、全体として資料を見た時に印象が悪く、検査を適切に実施しているかどうかについて疑問を抱かせる原因にもなっている。 領収証・コピーを保存するか否かの方針を明確にし、保存するのであればコピーの取り忘れの無いように留意されたい。	要	—	—	—	方針として領収書のコピーを保存することとし、コピーの取り忘れがないように徹底しました。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指標事項区分	指標事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
163	こどもみらい課	84 340	意見	【待機児童対策特別事業(認可外)】 ○随意契約理由書の記載内容が不十分 健康診断実施事業計画書において、当該文章の内容では随意契約とする理由の説明にはなっていない。 担当課に随意契約とする理由について追加で質問したところ、委託料が低廉であることもあり、市側が頼み込んでようやく医師側に引き受けてもらえる状況であることが理由とのことであった。このような理由が存在するのであれば、随意契約とする理由についても明記すべきである。	要	—	—	健康診断実施事業計画書における随意契約理由として、1件当たりの委託料が低廉である旨の理由を明記しました。	整理済み
164	こども政策課	75 344	意見	【宇栄原小区児童クラブ活動拠点整備事業】 ○成果指標が設定されていない。 現時点において、詳細な成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。 したがって、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
166	こどもみらい課	75 350	意見	【一時預かり事業(幼稚園型)】 ○成果指標に改善の余地がある より合理的で実態に合った成果指標の目標値設定を講じられたい。 具体的には、一時保育に対する①ニーズの把握(課題)、②ニーズに対して那覇市として提供するサービスのポリシー(課題の解消)について、那覇市が保有する住民データを活用されたい。	要	子ども、子育て支援計画は、当該で策定するものではないが、当該意見を計画見直し・次期計画策定時に活用します。	令和4年度	関係課と子ども、子育て支援計画の策定方法について調整を行いました。	整理済み
167	こどもみらい課	76 350	意見	【一時預かり事業(幼稚園型)】 ○市民のニーズ調査方法について 調査対象の母集団の設定及びアンケート回収方法については以下のとおり改善されたい。 母集団が十分かどうかの判断材料として那覇市が保有する住民データを活用されたい。具体的には、「世帯の家族構成」、「住民総数(総人口)」、「世帯の年齢構成」、「幼稚園児数」、「在学児童・生徒数」といったデータをビッグデータ化して分析し、就学前及び小学生児童がいる世帯数を推定し、母集団の十分性の検証とすることを検討されたい。 また、回収率(回答率)アップの観点からは、スマートフォンなどICTを活用した回答方法など、回答者の負担感を削減する方策を取り組まれたい。	要	子ども、子育て支援計画は、当該で策定するものではないが、当該意見を計画見直し・次期計画策定時に活用します。	令和4年度	関係課と子ども、子育て支援計画の策定方法について調整を行いました。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分	
168	こどもみらい 課	79 352	意見	【一時預かり事業(幼稚園型)】 ○PDCAが実施されていない。本計画に 係るPDCAは実施されているが、PDCAの 推進上の課題として認識している「保育士の確保・離職防止・処遇改善」の解消を成果指標として合理的に設定したうえで事業を立案し、PDCAにより改善を図るべきである。	要	子ども・子育て支援計画は、当該課で策定するものではないが、当該意見を計画見直し・次期計画策定時に活用します。	令和4年度	関係課と子ども・子育て支援計画の策定方法について調整を行いました。	整理済み	
169	こどもみらい 課	78 352	意見	【一時預かり事業(幼稚園型)】 ○事業の周知活動について 単なる一時的な預り保育のみならず、保護者が互いに悩みを共有したり気軽に相談したりできるような空間の創造と併せて、利用拡大を図るためには、保育士不足の解消もさることながら、より利用しやすいサービス提供方法の工夫に加えて、核家族世帯の増加と地域のつながりが希薄な状況においてはフシ型で一時保育サービスの周知を図りたい。	不要	午後の預かりを希望する保護者は、急な用事や仕事等といった理由によるもののため、預かり保育時の交流の空間づくりは難しいと思われま	—	—	—	
170	こどもみらい 課	78 353	意見	【一時預かり事業(幼稚園型)】 ○保育士以外の多様な専門家の活用 本事業の意義を「子育て家庭が気軽に利用できるサービス」とするならば、スタッフを「保育士」に限定した結果、本事業で対応しようがない保育士確保ができなかったことで不利用が生じるのは妥当ではない。 そこで、保育士以外の多様な専門人材を活用し、スタッフの勤務シフトを工夫するなど柔軟な事業を立案されたい。	不要	国及び那覇市要綱にて、保育従事者の配置が必要となっています。要件を満たす場合は、保育士資格を要するものではなく、子育て支援員も可能であることは改めて周知します。	—	—	—	
171	こどもみらい 課	76 356	意見	【発達支援保育事業(こども園分)】 ○成果指標に改善の余地がある 上記成果指標とは別に、年度ごとの成果指標を設定する必要がある。費用補助の実施件数を多くすればするほど、事業目的に役立つといえることから、成果指標は「助成を受けたこども園の件数」とすべきである。さらに、上記成果指標に加えて、「助成割合100%(要件を満たして助成を希望する園には100%支給することを目標とする)」を設定すべきである。	要	令和4年度より支援が必要な児童がいるすべての園が100%の助成が受けられるよう周知をしていきます。	令和4年度	成果指標に「助成割合100%(要件を満たして助成を希望する園には100%支給することを目標とする)」を設定しました。	整理済み	
172	こどもみらい 課	77 357	意見	【発達支援保育事業(こども園分)】 ○一歩踏み込んだ効果測定の必要性 市は補助対象児童数が目標値を上回ったことをもって、こども園における発達支援保育事業を担当職員の確保が進んだ」と評価しているが、担当職員が確保された要因として、本事業が関係しているのか分析し、関係していないのであれば、どのような事業展開を行えば、本事業により担当職員の確保がすすむのか検討すべきである。	要	—	—	—	少子化により教育保育で必要な職員に余裕ができた状況もあり、当該事業があることで、発達支援担当職員の確保が進んだと分析しております。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
173	こどもみらい課	83 358	意見	【発達支援保育事業(こども園分)】 ○補助金適正化チェックシートが作成されていない。 補助金適正化チェックシート(No.1)が補助金交付前に作成されていないかった。 「那覇市の補助金に関するガイドライン」によれば補助金適正化チェックシート(No.1)を作成することが義務付けられており、上記ルールに基づき、適切に作成する必要がある。	要	—	—	現在は補助金交付前に補助金適正化チェックシート(No.1)を適切に作成しております。	整理済み
174	こども政策課	76 361	意見	【神原小児童クラブ活動拠点整備事業】 ○成果指標が設定されていない。 本事業の成果が放課後児童クラブの新設により児童クラブ待機児童の解消に資することを踏まえ、 「児童クラブの待機児童数」や本事業実施による「放課後児童クラブ定員の増加数」等を成果指標とし、最終的に待機児童の解消を目指すことが考えられる。	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
176	こども政策課	76 367	意見	【放課後児童クラブ利用料軽減事業】 ○詳細な成果指標が設定されていない。 本事業の目的は生活困窮世帯の経済的負担軽減であることから、該当世帯の多くが補助金を申請・受給することを成果指標と結びつける必要がある。短期的な成果指標の設定に関しては、補助金を支給すべき児童者総数を把握し、総数に対する実際の申請者数の比率を成果目標として設定することが考えられる。 一方、中長期的には、逆に貧困家庭を減らし補助金利用人数を減らすことを目指すべきである。	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
177	こども政策課	79 367	意見	【放課後児童クラブ利用料軽減事業】 ○予算算定の根拠について 現状の予算算定方法には、以下の通り実施と乖離しているという問題点があるため、適切に算定されたい。 ・月額保育料10,000円は、保育料の最寄額であり、保育料の平均額6,400円と乖離している。 ・対象者数434名は、令和元年6月時点の補助金申請者数であるが、令和2年度の利用人数594名と乖離している。	要	予算要求時において、利用見込数をより正確に求め算定していきます。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	指標事項 区分	指標事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
178	子どもみらい 課	意見 76 371	【保育士正規雇用化促進事業】 ○成果指標に改善の余地がある 事業の効果検証のため、補助対象者の勤務継続状況を把握するとともに、合わせて離職理由について情報収集・分析・課題抽出したうえで本事業はもとより他の保育士確保を目的とした事業へフナードバックする体制を構築することで、保育士の離職率低下に資する事業を効果的に実施されたい。	要	—	—	令和4年4月に事業アンケートを実施した結果、保育現場のニーズが低い本事業については、今年度の実施を見合わせています。	整理済み
179	子ども政策課	意見 76 375	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○成果指標に改善の余地がある 「放課後児童支援員等の賃金上昇」の業績値を集計するにあたって、県の調査結果を利用しているが、県の調査対象者には本事業による補助を受けていない者も含まれる。従って、補助金支出先児童クラブの処遇改善等又は処遇改善額を成果指標とすべきである。 また、具体的な数値による成果目標を設定すべきである。	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
180	子ども政策課	意見 58 81 377	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○資料の入手漏れがある 市は、各児童クラブが実施要綱に定める要件に則した運営をしているかどうかについて、実施要件を満たしているかどうかの自己チェックリストを提出してもらうとともに、実施要件を満たすために児童クラブ側が作成しなければならない資料のコピーを提出してもらうことで、実施要件の充足状況を確認している。 しかしながら、一部資料について児童クラブから資料を提出されないまま、検査を終えていた。資料は漏れなく入手されたい。	要	各クラブから資料の入手漏れがないよう担当職員に確認作業の徹底を指導いたします。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
182	子ども政策課	意見 58 82 378	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○資金改善額の算定の根拠が不明確 平成25年度当時在籍していたがった支援員に係るBの数値の根拠については、平成25年度の給与台帳を見ても不明確であった。 市は、Bの数値の根拠を明確にするよう児童クラブに指導し、必要に応じて検査時に数値の根拠を確認すべきである。	要	資金改善額の算定根拠となる数値の根拠の明確にするよう児童クラブに指導いたします。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
185	こども政策課	82 381	意見	【放課後児童支援員等の処遇改善事業】 ○本事業実施上の課題及び強要解消策の提案前記に記載のとおり、主に実績報告書の提出及び実績報告書に対する市の検査において、多数の課題が発見された。理由毎に大別すると、以下のよう区分されると考えられる。 イ) 担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解していないことにより生じる問題 ロ) 質の高い検査ある検査が実施されていないことにより生じる問題 ハ) 担当課における人的リソースの不足 これらの課題点を解消するためには、担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解する必要があるとともに、担当課により質の高い検査ある検査を実施する必要がある。	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
187	こどもみらい課	76 388	意見	【保育士継続給付金給付事業】 ○成果指標が設定されていない 本事業における成果指標は設定されていない。一方で市は、令和2年4月1日時点の不足する保育士数は69人と把握している。そこで、例えば「69人」を基準として今後の入所希望見込みを加味した数字を保育士確保の目標値とするなど、事業の実効性を高めるための成果指標を設定されたい。	要	令和4年4月に事業アンケートを実施しました。その中で令和3年度における市内の保育所等における保育士等の離職率が13.4%であることが把握されました。 その結果を踏まえ、今後は、この離職率の数値が上から下へ徐々に事業を実施していくことを目標とします。	令和4年度	成果指標として離職率を設定しました。	整理済み
188	こどもみらい課	73 77 389	意見	【保育士継続給付金給付事業】 ○アンケートの集計方法及び活用方法 事業の実効性をより高めるため以下のような改善されたい。 イ) アンケート方法 沖縄県と連携して共同実施することが効果的かつ効率的である。また、回答者の負担軽減をより削減するため、ICTを活用した回答方法を取り入れるなど、回答率アップに取り組まれたい。 ロ) 分析・評価 当該アンケート結果に併せて、那覇市は指導監査及び各種行政手続を通して処遇状況を把握するとともに、国の処遇改善事業で取りまとめているデータも参照し、本事業の前後の状況を把握・分析することによって成果を測りたい。	要	—	—	今後、沖縄県と調整します。 アンケート方法については、本市においてLoGoフォームを使ったアンケート実施の手法が取れ入れられましたので、今後、活用して参ります。 本事業のアンケート結果に併せて、国の処遇改善事業で取りまとめているデータも参照し、本事業の前後の状況を把握・分析します。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
189	こどもみらい課	78 389	意見	【保育士継続応援給付事業】 ○事業内容の合理性の根拠について 保育士継続年数が継続3年目、6年目を支給対象とする根拠は、国の処遇改善事業で取りまとめられているデータに基づき、3年目、6年目の離職率が高いという事実にもとづいて設定しており合理性が認められる。 一方で、「3年目」、「6年目」の合理性を検証するため、今後も定期的（毎年度が望ましい）に離職率が高くなる勤務年数の傾向を調査・分析し、支給対象となる継続年数に反映させることで事業の実効性をより高められたい。	要	—	—	今後も定期的に離職率の調査を実施、その傾向を調査・分析します。	整理済み
191	観光課	79 393	意見	【観光協会運営補助金】 ○予算算料根拠が不明確 市は、補助金交付予算額の算定にあたって、補助対象経費予算額のみならず、協会自己負担予算額についても明確な根拠に基づき算定するよう、那覇市観光協会へ指導する必要がある。	要	観光協会運営補助金については、交付要領に基づき適切に処理しているとの認識です。協会負担については、対象経費及び対象外経費を含め、財務諸表（伝票含む）を確認しており、不備・不明はありませんでした。今後も明確な根拠を持って予算措置及び補助金交付できるよう努めます。	令和4年度	観光協会補助金については、関係部署の承認を毎年継続して実施することで明確な根拠を持って予算措置及び補助金交付できるよう努めます。	整理済み
192	観光課	80 394	意見	【観光協会運営補助金】 ○公益事業の定義が不明確 観光協会運営補助金交付要領第3条において、補助対象となる活動については、「観光協会の公益事業の運営に係る経費」と規定されている。「公益事業」の定義は画一的に決められているものではなく、その判断に主観が入る余地がある。 本事業における「公益事業」の定義について、補助金交付要領又は別の内部文書において、具体的に明記することを検討されたい。	要	ここの「公益事業」は、「公益的事業」とし、例示的整理が必要との認識です。時代の変化にも対応できるように事業性質をもって定義できるよう取り組みます。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
193	観光課	80 394	意見	【観光協会運営補助金】 ○プロパー職員の定義が不明確 観光協会運営補助金交付要領別表において、補助対象経費のうち、給料の一般職給について、プロパー職員の人件費であると記載されている。一方、令和2年度における補助対象経費の中には、雇用契約期間が有期である契約職員の人件費も含まれていた。 一般的なプロパー職員の定義は雇用契約期間の定めが無い、正職員を指すと考えられるため、補助金交付要領における記載は誤解を生じさせる内容となっている。 補助金交付要領別表における記載内容を修正することを検討されたい。	要	観光協会運営に関わる人件費部分の定義について、運営補助金交付要領の不明確な部分を修正します。	令和4年度	交付要領別表の記載内容を、「プロパー職員及び契約職員の人件費に係る経費」へと改正しました。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
194	観光課	52 83 395	意見	【観光協会運営補助金】 ○補助対象経費の範囲変更について 本事業については、令和2年度においてコロナウィルスの影響による那覇市観光協会の自己収入が減少したという事情等を踏まえ、市からの財政支援の拡大との観点から補助対象経費の範囲はぐいを得ないと考えられるものの、補助金交付要領改正前においては、補助対象経費が人件費に限定されていたにもかかわらず、観光協会の自己収入が回復した場合には、補助対象経費の範囲を人件費のみとする規定に戻すことを検討すべきである。	要	—	—	運営補助金については、他からの受託事業による人件費充当、自主財源確保や市域観光振興のための積極的経費受託等から、補助対象経費の拡大など柔軟な運営支援が必要との認識です。 今後とも適切な補助事業となるよう対象経費を含め内容を検討していきます。	整理済み
195	観光課	82 396	意見	【観光協会運営補助金】 ○補助金交付額の算定根拠が不明確 市は、補助金交付予算額の算定にあたって、補助対象経費額のみならず、協会自己負担額についても明確な根拠に基づき算定するよう、那覇市観光協会へ指導する必要がある。	要	—	—	観光協会運営補助金については、対象経費及び対象外経費を踏まえ、補助額を予算の範囲内で措置しているものです。今後も明確な根拠を踏まえて予算措置できるよう努めます。	整理済み
196	観光課	76 399	意見	【那覇大綱挽保存会補助金】 ○那覇大綱挽の経済効果試算について 事業の効果検証にあたっては、「那覇大綱挽」現場者等に基づいて検証するに留まらず、「那覇大綱挽」まつりの経済効果を測定し、事業の効果測定に利用すると、補助金1円当たりの経済効果金額により事業の効果が測定できるようになり、より適切である。 したがって、「那覇大綱挽」まつりの経済効果を試算することを検討されたい。	要	那覇大綱挽まつりだけでなく、那覇三才まつりや他市内イベント等それぞれの経済効果を調査・試算 について検討を進めます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
197	観光課	87 400	意見	【那覇大綱挽保存会補助金】 ○自主財源の確保 富付金・協賛金の増加させる施策が現実的であらうと考えられる。那覇大綱挽というイベントにおいて、協賛金を支出する企業にとって自社の広告宣伝に繋がる機会が多ければ、協賛金の獲得増加に繋がると考えられるため、イベントを通じてどのように企業の広告宣伝ができるかを検討してみても良いのではないだろうか。	要	経験者への企業看板の募集や、くす玉協賛など大綱挽保存会とともに検討を進めます。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
198	観光課	50 76 403	意見	【観光まちづくり整備補助金】 ○事業内容及び成果指標に改善の余地がある 上記施策を実行した上で、施策の効果を測定するために、那覇市観光協会における「那覇まちまーい事業の事業収入額」及び「補助金収入を 除く那覇まちまーい事業の収支額」を成果指標として設定することを検討されたい。	要	那覇まちまーいは、着地型観光コンテンツとして地域観光振興に大きく貢献しています。収支についての課題はあるもののその改善への取り組みも着々と進められています。収支額の成果指標の設定については、今後の検討課題とします。	令和4年度	収支額の成果指標の設定については検討課題として、今後の収支改善実行の状況を踏まえて対応して参ります。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
199	観光課	82 404	意見	【観光まちづくり整備補助金】 ○自立化までの目標年数の設定 最終的には市からの補助金を受給しなくとも、那覇市観光協会が自立して「那覇まちづくり」事業が実施できるような状況になることを目指すべきであり、市は、自立に向けた施策の実行を那覇市観光協会に指導すべきである。その際、自立化に向けて目標を付けるべき時期に来ているため、自立化までの目標年数を定めるべきである。	要	那覇まちづくり事業は自立化に向けて取り組んでおり、観光協会においてもインバウンド向けに同事業の展開が計画されているなど、収支改善が見込まれています。 コロナの現在の状況により計画実行を担保できず、目標年数の設定も困難となっていますが、今後の状況を踏まえつつ目標設定に努めます。	令和4年度	コロナ後のインバウンド向け事業展開と既存サービスの料金改定等による自立化に向けた収支改善への取り組みの強化について、認識を共有しています。	整理済み
200	観光課	52 56 83 405	意見	【観光まちづくり整備補助金】 ○コロナ禍における臨時対応 スタッフが令和2年5月に行っていた業務は急を要するものといえず、本来であれば、収入が見込まない月は休業し、雇用調整助成金を活用すべきであったのではないかと、今後、同様の事態が発生した場合、那覇市観光協会は、収入がない月は休業し雇用調整助成金を活用すべきであり、市は那覇市観光協会に休業するよう指導すべきである。	要	コロナ禍中の地域観光サービスとしての重役の是非が課題となりますが、少ないながらも入込観光客に対する提供可能なサービスは、ガイドラインに基づく感染対策を施して実施することを観光業界の方向としていたため、休業は受け付けていません。 同事業のスタッフは受付やガイド手配のほか種々のデータ整理や広報誌発行なども担っており、完全の休業の対応は困難であるが、部分的対応を検討していきます。	令和4年度	同事業スタッフについて、受付やガイド手配が不要となる部分において、休業可能性を協議して対応していくことを確認しています。	整理済み
201	観光課	52 57 83 406	意見	【観光まちづくり整備補助金】 ○将来的な補助率の引き下げについて コロナウイルスの影響が収まった際には、配餐による特別措置を止め、補助金交付要領における補助率上限を適用すべきである。	要	今後も交付要領等に沿いつつ効率的性を高めながら適切な補助率となるよう検討します。	令和4年度	未だコロナ禍によって事業運営手続に即した対応が求められますので、状況をみながら的確・適切に対応していきます。	整理済み
202	観光課	50 76 410	意見	【観光案内所運営補助金】 ○成果指標に改善の余地がある 事業全体の効果を適切に測定するためには、外国人観光客の満足度だけではなく、日本人観光客の満足度についても成果指標に加えるべきである。	要	適切な成果指標となるよう観光協会と協議し設定します。	令和4年度	令和5年度から適切な成果指標となるよう観光協会と協議し、日本人観光客の満足度も追加する事とします。	整理済み
203	観光課	50 76 410	意見	【観光案内所運営補助金】 ○成果指標に改善の余地がある 同事業の事業規模を測定するためには、「観光案内所への来所者数」、「那覇市観光協会ホームページへのアクセス数」、「観光協会への電話やメールによる旅行者からの相談数」という指標が適切なものである。 このように、本事業に係る適切な予算額算定という観点から、これらの指標を活用し、指標又は成果指標に設定することを検討すべきである。	要	適切な成果指標となるよう観光協会と協議し設定する事とします。	令和4年度	令和5年度に観光協会と協議し、「来所する外国人観光客及び日本人観光客」ホームページの閲覧数」を設定する事とします。	整理済み

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 要 求

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
204	観光課	50 76 411	意見	【観光案内所運営補助金】 ○成果指標が設定されていない 適切な成果指標が設定されていない、『事業の効果測定』『事業実施上の課題抽出』『次の年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に改善することが難しい、事業を効果的かつ効果的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要となるため、事業目的や事業内容に合致した成果指標を設定する必要がある。	要	実行性あるPDCA実施は全事業に求められるものとの認識です。サイクルの実施とフロントバックでより適切な成果指標の設定に努めます。	令和4年度	全事業にわたりPDCA実施に必要な成果指標の適切な設定について認識強化を図ります。	整理済み
205	観光課	52 54 56 83 411	意見	【観光案内所運営補助金】 ○コロナ禍における事業内容の修正 令和2年度はコロナウイルスが社会に大きな影響を与えたが、このように事業規模が大きく変化した場合、事業を単に当初計画とおりに実施するのではなく、変化後の事業規模を鑑み、事業内容を適時に修正することが必要である。事業規模が大きく変化した場合には、変化後の事業環境を鑑み、事業内容を適時に修正していく対応力が求められる。	要	コロナ禍中の地域観光サービスとしての実施の是非が課題となりますが、少ないながらも入込観光客に対する観光案内サービスは、ガイドラインに基づく感染対策を施して実施することを観光業界の方向としていたため、休業としていません。コスト圧縮を含め、対応方法について今一度確認し検討していきます。	令和4年度	同スタッフ配置について、最小経費で最大効果を得られるよう不要となる部分において、休業可能性を協議して対応していくことを確認しています。	整理済み
206	観光課	80 412	意見	【観光案内所運営補助金】 ○予算積算の根拠が不明確 市は、補助金交付予算額の算定にあたって、補助対象経費予算額のみならず、観光協会、観光協会の経費予算額についても明確な根拠に基づき算定するよう、那覇市観光協会へ指導する必要がある。	要	観光案内所運営補助金については、対象経費及び対象外経費を踏まえ、補助額を予算の範囲内で措置しているものです。今後も明確な根拠を持って予算措置できるよう努めます。	令和4年度	観光案内所運営補助金については、関係諸表の確認や対象経費の確認など双方で毎年総額して実施することや明確な根拠を持つて予算措置及び補助金交付できるよう努めます。	整理済み
208	観光課	414	意見	【観光案内所運営補助金】 ○補助金交付額の算定根拠が不明確 市は、補助金交付額の算定にあたって、補助対象経費のみならず、観光協会一般財源額についても明確な根拠に基づき算定するよう、那覇市観光協会へ指導する必要がある。	要	観光案内所運営補助金については、対象経費及び対象外経費を踏まえ、補助額を予算の範囲内で措置しているものです。今後も明確な根拠を持って予算措置できるよう努めます。	令和4年度	観光案内所運営補助金については、関係諸表の確認や対象経費の確認など双方で毎年総額して実施することや明確な根拠を持つて予算措置及び補助金交付できるよう努めます。	整理済み
209	観光課	53 82 415	意見	【観光案内所運営補助金】 ○土産物店の黒字化について 市は、観光協会に対し、土産物店の収支黒字化について把握を促して取り組んでもらい、仮に期限までに黒字化が実現できなかったら土産物店運営業務の規模縮小や廃止を言明して検討することを指導すべきである。	要	ショップの収支状況の傾向はコロナ期間を除けば改善傾向にあり、那覇土産の販売促進、認知度向上の機能面の向上を求めつつ成果指標の設定を協議し、一定期限を設けるよう努めます。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
210	観光課	55 88 417	意見	【観光案内所運営補助金】 ○沖縄県が運営する観光案内所との協業 市及び那覇市観光協会は、沖縄県を含めた3市で、2つの観光案内所の役割分担を協定するにとともに、2つの観光案内所における業務の一元化や窓口業務担当者の相互派遣等、費用削減に繋がる施策の有無を検討いただきたい。	要	旭橋の沖縄県観光案内所と牧志在の協会案内所の役割分担について、今一度確認し、相互に効率的運営となるよう観光協会とともに取り組みます。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
211	商工農水課	78 421	意見	【小口資金融資事業】 ○低述する融資実績への対応策について 市は本事業の融資利用件数を増加させる施策を検討しているが、仮に県の制度融資により市内事業者のセーフティーネット融資による借入需要が増えたと仮定すれば、あえて市の制度融資の件数を拡充する必要はないとも言えるため、市の経済状況や銀行・商工会議所からの関連情報等を勘案し、市内におけるセーフティーネット融資による借入需要量を見極めた上で、必要と判断した場合にのみ本事業の融資利用件数を増加させる施策を実行すべきである。	要	令和3年度に融資上限額の変更や窓口拡大等の内容の一部変更を盛り込んだ要綱改正を行い、借入需要量の状況を注視しているところです。 それに基づいた上で、県などの制度等についてど 景気・経済状況を考慮しながら当該制度についてど の様な施策を講じるのが適切なのか検討して参ります。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
212	商工農水課	88 422	意見	【小口資金融資事業】 ○脱解を与えかねない契約書上の文言について 市と金融機関との間で締結される「那覇市小口資金融資の予約に関する契約書」において融資目標額が記載されており、目標額は市からの預託金の10倍の金額に設定されており、前述した本事業の性質と整合しない契約内容となっている。 脱解を避けるために、契約書の文言について、「融資目標額」とするのではなく、「融資上限額」に改めるべきである。	要	契約書の文言について、事業の性質に整合し、また脱解を避けるために適切な整理に改めることを検討します。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
213	商工農水課	88 423	意見	【小口資金融資事業】 ○貸倒損失の徹底的な把握 一定水準以上の貸倒損失や貸倒損失率が生じた場合には、その要因を分析し、融資した銀行なども情報共有の上で、次回以降の融資判断に役立てる、という業務フローの導入を検討された	要	貸倒要因の分析を行い今後の融資判断に役立てることができるように金融機関と調整し導入の可能性を検討して参ります。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【令和2年度テーマ】

那覇市の生活保護に関する事業

合計（件数）		措置状況		
指摘の件数		改善の必要性	処理区分	件数
31		要	処理済み	24
			取組中(A)	6
			未措置	0
意見の件数	84	不要	—	1
		改善の必要性	処理区分	件数
			整理済み	28
53		要	取組中(A)	19
			未措置	0
		不要	—	6

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和3年度措置状況		措置状況		
指摘の件数	合計（件数）	改善の必要性	処理区分	件数
6		要	処理済み	6
			取組中(A)	0
			未措置	0
意見の件数	25	不要	—	0
		改善の必要性	処理区分	件数
			整理済み	19
19		要	取組中(A)	0
			未措置	0
		不要	—	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和2年度包括外部監査結果に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1)「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2)「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3)「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「一」が記載されます。
- (4)「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
- (5)「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきと考えられます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきと考えられているものの、取組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの
第1号様式(第3条関係)

(令和2年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
37	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	6 91	指摘 事項	○遺留金の情報管理 那覇市においては、遺留金の一括管理を行っていないため、遺留金の葬祭扶助への充当実績を把握していないとのことであった。 しかし、遺留金については、生活保護法上も葬祭扶助への充当が予定されている。葬祭扶助が適正に支給されているかの確認は、支給額を算定する際の前段として、遺留金の金額及びそれが適正に充当されているかの検証が不可欠である。相親人がないか、相親人が明らかでない例も決して少なくないと考えられる。那覇市においても、葬祭扶助に充当する場合は遺留金を保管しているのであっても、金庫の出納簿という形で情報管理することは十分に可能である。 そもその遺留金品の確認が不十分であることと相俟って、遺留金品全般の取扱いに関する意識が不十分であり、早急に改善すべきである。	R3	要	出納簿の作成は行っていないが遺留金品一覧表にて葬祭費への充当について記載しています。今後は充当後の記載漏れが無いよう徹底します。また、非保護者ではない行旅死亡人の遺留金品もあわせて扱っているため、これらの判別ができるよう分別も進めます。	令和3年度	遺留金品一覧表について、葬祭費への充当を正確に記載し、番号欄を追加し被保護者と行旅死亡人の遺留金品を分別できるようにしました。	処理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和2年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
38	保健管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	6 92	指摘 事項	○遺留金品の確認方法 被保護者が医療機関等で死亡した場合であっても、自宅で死亡した場合であっても、相続人がいないか、相続人が明らかでない場合は、遺留金品の確認を行う必要がある。その上で、遺留金品の有無に応じて、遺留金品引渡書を受領するか、遺留金品確認書の作成が必要がある。 しかし、実際には、遺留金品引渡書も遺留金品確認書も存在しない例が散見された。 また、遺留金品引渡書が存在する例であっても、その内容の確認が不十分な例が存在した。 那覇市においては、遺留金品を警察扶助に売却し得る場合の遺留金品の確認が不十分である。特に故人の死亡後においては、相続人がいないか、相続人が明らかでない場合であれば、預貯金口座を含めた遺留金品の変動は本来的にはないはずである。少なくとも故人の死亡後の遺留金品の変動については、より詳細な確認を行う必要があると考える。警察扶助を適正に支給するためには、遺留金品を適正に確認する必要があるのであって、遺留金品引渡書の変換及び遺留金品確認書の作成を徹底することも含めて、遺留金品の確認方法は早急に改善するべきである。	R3	要	非保護者死亡時には相続人の確認、相続人がいないまたは不明かつ遺留金品が存在する場合は遺留金品引渡書や遺留金品確認書の作成、警察費への充当、警察費充当後の遺留金品の確認について徹底します。 また、警察費への充当が送れていることについて、遺留金品一覽表、保護台帳の記録以外に確認のとれる資料が無いため、警察費の領収書徴収も併せて徹底します。	令和3年度	遺留金品引渡書や遺留金品確認書の作成、警察費への充当、警察費充当後の遺留金品の確認はできており、警察費の領収書徴収もできています。遺留金品について病院等正確に確認しながら処理手続きを進めていきます。	処理済み
55	保健管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	7 137	指摘 事項	○保護停止決定通知書の未通知 世帯員の一人(子)が検診命令書を履行しなかったことから、世帯員停止となり、保護変更決定通知書(その他の理由)により、(子)検診命令に従わないことによる保護停止と記載)のみで、停止決定通知書は通知されなかった件があった。保護の停止の決定は、書面をもってこれを被保護者に通知しなければならず(法第26条)、これは厳格に遵守すべきである。	R3	要	保護の停止決定にかかると書面通知は法第26条に規定があり、その様式も生活保護法施行細則を参考に那覇市生活保護法施行事務要綱にて定めています。今後は同要綱第3条第5号で規定されている「保護停止決定通知書」を用いて通知を行います。また、世帯員の保護停止についても同様に同要綱第3条第6号で規定されている「保護停止決定通知書」を用いて通知を行います。	令和3年度	令和4年3月3日開催の保護管理課、保護第1課から4課合同の管理職及び班長(1課から3課は警察指導員)の28名体制で実施する保護班長会議にて、世帯員の保護停止、廃止時には、当該世帯員へ書面(保護停止決定通知書、保護廃止決定通知書)にて通知することを決定し、全現業員へ周知しました。	処理済み
66	保健管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	7 145	指摘 事項	○年金額及受給の際の指導 歳及受給した年金約106万円について、法63条返還となり、年金の収入から約3週間後に、被保護者に消費しないよう指導したが、被保護者は消費してしまい、一括返還が困難となった事例があった。法63条返還の回収率を上げるためには、年金の裁定請求を行うよう指導した際に、併せて、入金されても消費しないよう指導すべきである。	R3	要	原則、年金の裁定請求を行うよう指導した際には、年金額及受給の際に消費しないよう指導を行っているが、個別事例においては、徹底できていない場合があるため、今後更に周知に努めて参ります。	令和3年度	令和4年3月30日開催の保護管理課、保護第1課から3課合同の管理職及び班長(1課から3課は警察指導員)の28名体制で実施する保護班長会議にて、年金裁定請求を行うよう指導した際は、歳及受給分も含めて消費しないよう併せて指導することを、改めて付議し、全現業員へ周知しました。	処理済み

(令和2年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
76	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	8 189	指摘 事項	○職員に対するフォロー・メンタルヘルズ 対応困難者による理不尽な対応で、職員が疲 弊し場合によってはメンタルヘルズに悪影響を及 ぼすことになり、市がその対応を放置することは できないといえる。そこで、以下の方策を講ずるこ とを検討頂きたい。 ・正規職員を中心に対応困難者の実態調査 ・対応策の検討 ・マニュアルの作成 ・研修の実施 本来、市の職員は市民の力になりたいという思 いをもって市に採用されているはずである。それ がやる気を削がれる結果となるのは真に残念で ある。職員が誇りをもって職務にあたることで あるよう体制を整備頂きたい。 なお、職員アンケートの中には、「面接技術の向 上を図るべき。市民に対し上から目線で対応す る職員がいる」旨のコメントがあった。市民との関 係は、決して与える・与えられるという関係や、主 従の関係ではないはずである。日常業務に忙殺 され、また対応に時間を要する場合など、苛立つ ことがあるかもしれないが、市民にとっても利用し易 い環境作りは対応する職員の態度が第一であ る。いつでも冷静な対応を心がけて頂きたい。 ○時間外手当の支給 正規職員、会計年度任用職員双方より、業務 が時間内にこなすことができない旨の指摘があ り。また、サービス残業もあるとの回答がある。 今回は実態の検討までは至らなかったが、サー ビス残業はあってはならず、適正な業務量、勤務 時間を正確に管理し、適正な手当の支給に努め られたい。	R3	要	・市民からのクレームについては、上司へ報告し一 人ではなく複数名で対応することとし、必要に応じて 適正推進員の同席を行っている。 ・対応困難者については、現業員一人での対応で はなく、査察指導員が同席し対応しています。対応 策については随時、管理職を含め組織として検討を 行っています。 ・上半期に新人職員を対象とした、「クレーム対応研 修(現役警察官、警察OBの指導のもと)」を行ってい ます。また、「危険対応マニュアル」を毎年班長会議 で周知、必要に応じて更新を行っています。 正職員の新規採用職員においては、初任者研修 として「接遇」について学ぶ機会を設けています。ま た、年に一回、臨床心理士による「職場カウンセリング」を実施し、心身の健康問題等の早期発見に努め ています。加えて長時間労働が総、職員について は、産業医面談等を勧めています。 今後、「服務規定」(接遇)について、理業員に対し 査察指導員が各班単位での小規模研修等を検討し て参ります。	令和3年度	「服務規程」(接遇)について、令和3年10月から 随時理業員に対し査察指導員が各班単位で研修 を実施しました。 今後も対応困難者への対応策の検討、マニユ アルの更新及び各種研修を随時実施して参ります。	処理済み
80	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	8 189	指摘 事項	○時間外手当の支給 正規職員、会計年度任用職員双方より、業務 が時間内にこなすことができない旨の指摘があ り。また、サービス残業もあるとの回答がある。 今回は実態の検討までは至らなかったが、サー ビス残業はあってはならず、適正な業務量、勤務 時間を正確に管理し、適正な手当の支給に努め られたい。	R3	要	職員の在庁時間をデータで収集し、業務内容や採 用年数、超過勤務過多となる期間などを比較検討し ます。正課な超過勤務実績と業務量を基に時間外 勤務手当の予算の要求を行います。	令和3年度	係職種全体の職員引超過勤務実績を抽出し、職 員の採用年数や担任業務を基に時間外勤務手当 の積算を行い予算要求を行いました。	処理済み

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見（参考提言）とするもの

（令和2年度報告書分）外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
18	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	6 49	意見	○通知書のケース記録への保管 保護開始決定通知書の写しがケース記録に綴られていない案件が見受けられた。 保護開始決定は申請から14日以内に処理することが法令上求められており、これが適切に行われていたかどうかは、事後的に検証することが容易でなければならず、後々に保護実施機関として適切な事務処理を実施していたことを立証できるようにするためにも、保護開始決定書の写しをケース記録に綴照する運用を検討されたい。	R3	要	現在、保護開始決定通知書はく資産・29条調査・保護開始書類の項目に綴照することとしています。 当項目は、台帳を分冊した場合にも新しい分冊台帳に該当書類を移し替える項目であることから、常に最新の台帳に保管されることとなります。 新しい分冊台帳には開始時のケース記録も綴照するため、今後の運用について現業員の意見も聴取しながら検討を行います。	令和3年度	現業員の意見を聴取した上で、保護開始決定通知書の写しはケース記録ではなくく資産・29条調査・同章書・開始時の保護申請書及び通知の項目に綴照することとし、令和3年12月8日に班長会議にて周知を行いました。	整理済み
21	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	6 58	意見	○保有不動産に関するフォロー 不動産の保有に関して、亡父名義の土地の評価額が1,000万円を超えており、不動産会社へ売却見積を行ったところ、売れる見込みがないから買取りできないとのことであり、当該連絡を受けた後、すぐにフォローがされていた。 評価額が1,000万円を超える土地が買取り不可となることについて、仮に事実であったとしても、一定の懐疑心を抱くべきであり、懐疑的不動産会社から見積をとってもらうなどの積極的な対応が望まれる。	R3	要	買取り不可の確認を行うだけではなく、積極的不動産会社へ相談を確認し、見積りをとるよう努めます。また、査察指導員は担当現業員へ上記を行うよう指示してまいります。	令和3年度	1社で買取り不可となった場合は、さらに懐疑的不動産会社から見積をとってもらうなど、積極的な対応を行っております。	整理済み
20	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	6 64	意見	○債務の借入時期の確認 貸金業法が改正される平成22年以前（すなわち過払い金発生の原因となる利息制限法と貸金業法の移行期であるクレーゾン金利が存在している）から借入が始まっているれば過払い金が発生している可能性があるから、借入を始めた時期を聞き取ることを加えることを検討頂きたい。	R3	要	債務の借入時期の確認について班長会議やメール等で随時周知します。	令和3年度	令和3年8月4日に、保護管理課、保護第一課から3課合同の管理職及び班長（1課から3課は査察指導員）の28名体制で実施する保護班班長会議にて議題として取り上げて、改善策を決定し同年9月1日にメールにて全現業員へ周知を行いました。	整理済み
25	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	6 71	意見	○決裁手続における代印 決裁手続は、調書上で、班長、課長、参事（新病の場合のみ）が押印する形で行われているが、代印が使用されている例が存在した。具体的には、参事権に課長の押印があり、その上に「代」の記載がなされていた。 迅速な保護費支給の必要性がある場合は当然に想定され、その場合は場合にまで代印による処理（事前に押印までは必ずしも必要ないとする処理）が否定されるべきではないと考える。しかし、このような場合でも、本来的に参事決裁が必要であれば、事前に参事の了解を得るという意味での決裁を得た上で、その決裁を得たことを調書上に残すためにも、少なくとも事後的には、参事の押印等の措置を実施することが望ましい。	R3	要	那覇市事務決裁規程を遵守し、規定に沿って決裁手続を行ってまいります。	令和3年度	令和3年8月4日に、保護管理課、保護第一課から3課合同の管理職及び班長（1課から3課は査察指導員）の28名体制で実施する保護班班長会議にて決議として取り上げて、代決した場合は事後に決裁権者（参事又は課長）へ確認を求める等、改善策を決定し、改めて改善策及び那覇市事務決裁規定の確認、周知を全現業員へ行いました。	整理済み

（令和2年度報告書分）
外部監査改善措置

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
32	保健管理課 保健第一課 保健第二課 保健第三課	6 79	意見	○保護受給後の緊急貸付 緊急市民支援基金の貸付等に関する事務処理要領第3条第2項に「基づく誓約書(様式第2号)」には、「生活保護を受けている間は、新たに基金を借用できない旨の規定がある。 しかし、初回保護受給後に新たな借用を行っている例が存在した。この点については、生活保護に受給後に新たな緊急貸付が必要となる場面は容易に想定でき、実際、上記の新着市退職職員等による緊急市民支援基金重苦悩及び緊急市民支援基金の貸付等に関する事務処理要領のいずれにおいても、本文では特に生活保護受給後の新たな緊急貸付けを禁止する規定は存在しない。むしろ、緊急市民支援基金の貸付等に関する事務処理要領第2条第1号においては、生活保護受給後も新たな緊急貸付けを受ける旨の規定が存在する。 以上より、生活保護受給後の新たな緊急貸付けについては、むしろ誓約書(様式第2号)の規定の方を見直し、誓約書(様式第2号)から「生活保護を受けている間は、新たに基金を借用できない旨の規定を削除することも含めて、緊急市民支援基金の貸付等に関する事務処理要領の規定を整備することが望ましい。」	R3	要	緊急市民支援基金については、生活保護受給後もやむを得ない事情があった場合に限り貸付を行っている事例があります。ただし、保護受給中において生活保護で最低生活は保障されていること、貸付や返金を繰り返すことによってもかまわず生活は圧迫することも考えられることから、むやみに貸付を行ってしまうことは望ましく考えます。そこで誓約書(様式第2号)の「生活保護を受けている間は、新たに基金を借用できない」に「原則として」を加え、例外についても含め持たせる表現にすることを検討しています。	令和3年度	緊急市民支援基金の貸付等に関する事務処理要領で定めた誓約書(様式第2号)について、「生活保護を受けている間は、新たに基金を借用できない」に「原則として」を加え、例外についても含め持たせる表現にしようとして検討しています。	取組中
33	保健管理課 保健第一課 保健第二課 保健第三課	6 83	意見	○無料低額宿泊所の登録促進 厚生労働省の「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針」についてによれば、居付者の徹底が求められており、生活保護関係全国係長会議でも「無料低額宿泊所の届出の推進」が求められている。 那覇市においては、貧困ビジネスの疑いのある施設は確認されていない、とのことではある。 条例に基づき最低基準を満たしていない無料低額宿泊所に対しては、社会福祉法70条による調査、同71条の改善命令を出すことができる(70条の調査は登録がなくとも実施可能)。調査によつては、条例に適合しない状況が明らかになる可能性もある。 生活保護受給者の適正な居住環境を確保するためにも全ての事業所からの届出が速やかに行われるよう早期に進めて頂きたい。	R3	要	本市では昨年、無料低額宿泊所に該当する可能性ある施設に対し、届出勧奨の通知を送付したところですが未だに届け出た施設はありません。今年度も引き続き働き、届出勧奨を推進しながら関係部署と連携し無料低額宿泊所の適切な管理に努めていきたいと考えています。	令和3年度	令和4年2月に市広報紙(市民の友)にて、無料低額宿泊所に該当する施設の届出義務について広報し、該当可能性のある施設に対して、届出勧奨の通知を送付しました。	整理済み

(令和2年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
39	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	92	意見	○相続財産管理人の選任申立 過去5年間に、相続財産管理人の選任申立を行ったことはないとのことであったが、過去5年間に50万円以上の遺留金が存在した例はあり、たその例では相続人の全員が相続の放棄を行っていたため、相続財産管理人の選任申立を行わなかったとのことであった。 この点については、民法951条の「相続人があることが明らかでないとき」とは、相続人であった者が家庭裁判所に相続の放棄の手続を取ったため、相続人でなくなり、最終的に相続人が存在しなくなった場合も該当すると考えられている。遺留金品の処分に関する取次要綱第10条において、遺留金の残余金が50万円以上である場合に相続財産管理人の選任申立を行うことが規定されているが、民法951条及び生活保護法施行規則第22条第2項の規定からすれば、相続財産管理人の選任申立を遺留金品からの遺留金の残余金に限定する必要はないと考えられる。実際、遺留金品の中に額面金額の単純な合計ではあるが50万円を大幅に超える特別用益金国庫債券が含まれる例が存在した。このような例においても、相続財産管理人の選任申立を行うべき要請は変わらないのであって、この点については、遺留金品の処分に関する取次要綱の改正も含めた検討が望ましい。	R3	要	相続放棄をした遺族がいる場合、その遺族が福祉事務所より優先して相続財産管理人の選任申立を行うべきものであるため、選任申立を行わなかった際には民法951条の「相続人があることが明らかでないとき」ではありますが、「遺留金品の遺族への管理移譲」を行ってきたと考える。相続財産管理人の選任の基準については遺留品の換価額額について確認が難しいことから「遺留品の残余金」と認識していますが、要綱作成時に管理人候補は換価後の金額から支払われる認識がなかったとも考えられるため、要綱の改正を検討します。	令和4年度	生活保護法施行規則の改正により、相続財産管理人を選任してまで管理・精算すべき財産が無いなど、選任を申し立てることが難しい場合は、民法494条に基づく弁済供託を行うことも可能となり、494条に基づく弁済供託制度とは、債権者（相続人）が弁済の受領を拒んだ場合等に、弁済者（市町村）が債権者のために弁済の目的物を供託所（地方方法務局）に寄託してその債務を免れる制度です。先述事例等の情報収集をしながら、また、監査の意見も踏まえながら今後、要綱の改正を検討していきます。	整理済み
45	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	7 124	意見	○無料塾の運営状況 無料塾では、各員の自主性を尊重し、学習については、基本的に自習形式で構成されており、それは子ども居場所確保の観点からは、有益な方法であると忌料されるが、他方、通学率向上の観点からは、例えば、中学3年生を対象に月1回程度受験対策アトペンイズ講座のようなものを実施しても良いのではないか、検討されたい。	R3	要	中学3年生への受験対策については、模擬試験を基に年度回数実施し、受験希望学校の合格判定を基に直進運路指導指導を行っている。アトペンイズ講座については、居場所を委託するNPO法人と調整し、開催について検討を予定しています。	令和3年度	中学3年生については、模擬試験を年度回数実施し、受験希望学校の合格判定を基に直進運路指導や個別指導講座による受験対策を行っている。アトペンイズ講座については、子ども達へのアプローチを行い、様々な困り事の相談を受けながら、受験へ臨めるよう精神的な面からのサポートも行っています。	整理済み
52	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	7 137	意見	○高額不動産にかかる指示後のフォロー 本件は、亡母名義の遺産である土地があったことから、遺産分割協議等により利益を得ることになった場合、10日以内に報告するよう文書指示を受けていたにもかかわらず、報告せず、土地売却代金約2700万円を消費した事例であった。受給者が売却代金を受領した日から、2年2ヶ月後に発見しているところ、高額案件であるため、早期に発見できるような対策が必要である。例えば、ある程度高額の高額を保有するケースでは、年に1回、登記簿謄本を確認して、無断売却していないか確認する、少なくとも年に1回は通帳調査をして入金の有無を確認する等の対策を検討されたい。	R3	要	評価額が高額な資産については、定期的に通報や登記事項証明書の調査を行っていくよう検討いたします。	令和3年度	定期訪問時に文書指示内容の確認を行うこと、通帳写しの提出を少なくとも年1回提出させることについて、弊室にかから文書指示を行った世帯についてはさらに徹底するよう周知しました。	整理済み

(令和2年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
54	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	7 137	意見	○複数の廃止決定通知書（記録の正確化）作成日付の異なる廃止決定通知書が2通あり、どちらを受給者に送付したのか、書面上、明らかでないものがあった。廃止日が変更になったものではなく、受給者への影響はないが、送付しなかった通知書には×印を付けるなど、受給者へどちらを送付したか明確にした方がよい。	R3	要	通常、廃止決定通知書は1通であることから、廃止日の変更等のない廃止決定通知書が2通あった状況について、手続き等に必要なら再発行をした可能性等が想定されます。 廃止決定通知書を発行する際、新規用と再発行用に分けられている決定通知書発行簿を使用しており、現業員が起案し、査察指導員による決裁後に発行することになっています。 現業員より再発行の起案があった際は、査察指導員がその理由を現業員に確認するとともに、ケース記録の記載についても目視で確認することを徹底します。 送付しなかった場合の廃止決定通知書の運用についても今後検討を行います。	令和3年度	再発行の際は、廃止決定通知書の写しに手書きで「再発行」と記入すること並びに再発行の記録をケース記録に記載することについて徹底するように周知を行い、査察指導員は日々の業務の中で現業員へ指導を行っています。	整理済み
55	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	7 138	意見	○保護停止解除の通知方法 保護停止解除について、口頭による知らせに留まっているが、停止解除は被保護者の利益に直結する事項であり、書面で通知することを検討されたい。	R3	要	保護停止解除について、生活保護法において直接的な規定はありませんが、今後は保護停止解除についても書面にて通知する取り扱いとします。様式について生活保護法施行細則（第11条）及び那覇市生活保護法施行事務要綱において定めはありませんが、保護変更決定通知書にて、保護停止解除となる事由、経緯を具体的に明記して通知を行います。運用を整理した後に、班長会議にて周知する予定です。	令和3年度	令和4年3月9日開催の保護管理課、保護第一課から4課合同の管理職及び班長（1課から3課は査察指導員）の28名体制で実施する保護職班長会議にて、生活保護の停止を解除する際には、当該世帯へ書面（保護変更決定通知書）にて通知を行うことと決定し、至現業員へ周知しました。	整理済み
64	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	7 139	意見	○保護辞退判断の慎重さ 結婚予定であり、結婚相手に乗っかってもらうため辞退の申し出があった件で、結婚相手の申出書による結婚相手の収入額と最低生活費がほぼ同額であったことから、生活に不安が残るため、辞退廃止の判断のために客観的な収入資料の提出をもう少し粘り強く要求しても良かったのではないかと思われる（辞退廃止は例外的な取り扱いであるため、慎重な判断が望まれるため）。	R3	要	保護の辞退廃止の場合は三者協議等において組織的に判断していますが、その際用いる「三者協議確認事項」の様式を活用したうえで「保護の廃止」によって直ちに窮迫した状況に陥ることのないことを確認し、検討結果の記録が揃ったうえで、事務処理を徹底するよう班長会議で周知します。	令和3年度	辞退廃止の際は「三者協議確認事項」を活用することについて、査察指導員に周知しました。	整理済み
65	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	7 139	意見	○辞退理由の確認 仕事を増やして、年金と給料で生活していたか、という理由で辞退廃止とした件があったが、ケース記録を見ると、親族が亡くなり弁護士から連絡が来たという事情もあるようで、遺産を取った可能性もあるが、これについて確認した形跡がなかった。遺産等の財産が入るケースで、辞退したいと申し出る受給者も相当数いると考えられることから、遺産等の財産が入る可能性のある場合、安易に辞退廃止とせず（被相続人が亡くなった時点が實力の発生時点であり保護費の返還可能な点がある）、その点をきちんと確認して、ケース記録に記載すべきであると考えられるが、検討されたい。	R3	要	当所の事務作業マニュアルにおいて、辞退廃止の可否については三者協議に際する旨を明記しているものの、その後にケース記録で辞退に至った経緯まで確認すべき点が不十分だったと考えます。 辞退廃止の場合は過去のケース記録まで確認した上で廃止時期や返還の検討が必要であることを班長会議で改めて周知します。	令和3年度	辞退廃止の際は、辞退理由とあわせて過去の記録も確認するよう、査察指導員に周知しました。	整理済み

(令和2年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
70	保健管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	7 146	意見	○記録への漏れ 履行延期申請書が、ケース記録で本来綴るところに綴られていないものがあった。履行延期申請書は時刻中断事由に該当する重要な書類であることから、きちんと綴っておく必要がある。	R3	要	現在、履行延期申請書は返還処理書類の分類として収入申告書・変更決定通知等への項目に属することとしています。 今後の運用について現業員の意見も聴取しながら検討を行います。	令和3年度	現業員の意見を聴取した上で、履行延期申請書はケース記録ではなく返還処理書類への項目に属することとなりました。 履行延期申請書の適切な編入について、査察指導員は決裁時において確認することを徹底し、日々の業務の中で現業員へ指導を行っています。	整理済み
74	保健管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	7 153	意見	○収納事務の私人委託 現在、63条返還、78条徴収金の支払い方法は、一部金融機関での納付書払い、福祉事務所窓口での窓口納付、現金書留に限られているところ、かかる納付方法では対応できない被保護者も多く存在し、債権回収率に悪影響を及ぼしている。そこで、地方からの提案に対応する開議決定(令和元年12月23日)により、かかる収納事務を私人委託(具体的にコンビニ払い)することが可能になったことである。 今や那覇市内では徒歩圏内にコンビニエンスストアがない場所はないのではないかと考えられる。より支払が簡便な方法を用意することで回収率が上がることが期待できる。 那覇市においても、私人委託を検討頂きたい。	R3	要	返還徴収金の取り扱いについては、納付書払い、現金書留払いに加えて、口座振替による収納を実施しています。 分割払いを利用する方などには、定期的に納付が出来る口座振替を推奨しており、年々利用件数、収納金額が増加しています。私人委託に関しては、システム改修や収納にかかると手数料の増加などのコストを勘案しつつ、今後の動向を見て検討したいと思っております。	令和3年度	返還徴収金の収納については、口座振替や保護者からの徴収(法第78条の2)の件数が増加しており、収納金額は増加傾向です。コンビニ払いの実施には納付書作成や収納のためのシステム改修を実施する必要があり、大きなコストがかかる見込みであるため、現時点では実施を見送ります。	整理済み
79	保健管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	8 189	意見	○ケースワーク業務の外部委託 (a) 令和元年度の地方からの提案に対する開議決定(令和元年12月23日)では、ケースワーク業務の外部委託について、 ・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務範囲について令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。 ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (b) 那覇市でも、住民票を発行する市民窓口等では、外部委託が進んでいるようであるが、生活保護は個人のプライバシーが多分に関わることから、外部委託できる範囲は限られるかもしれない。現在会計年度任用職員が担っている業務と重なると思われるが、外部委託のメリット・デメリットを比較検討頂き、将来の体制について検討頂きたい。	R3	要	外部委託のメリットとしては、現場のケースワーカーの人手不足の解消やコストカット等が考えられます。 一方で、 ・現行法での対応が可能なのか。 ・SVの進捗管理や助言指導が及ぶのか。 ・若働ケースワーカーの数が減らされたことで、管理・事務作業が増え、結果としてケースワーク業務が手薄になるのではないのか。 ・行政に現場の実情がフィードバックされなくなり、ケースワーク業務の質が劣化するのではないのか。 などの懸念があります。 将来の体制については令和3年度中に開議決定において得られる結論を元に検討してまいりたいと考えております。	令和3年度	ケースワーク業務の外部委託については開議決定は令和3年度中には行われず、令和3年度社会保障推進事業を活用し、検討を行っているとのこと。 外部委託のメリットについて職場内で情報共有し、将来の体制としては生活保護書の返還金額に低る収納事務について検討していくことを確認しました。 (参考:「保護の実施機関における業務負担軽減に向けた方策について」令和3年3月31日厚生労働省・税務局保護課)	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和2年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
81	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	8 190	意見	○職員による不正防止 ヒアリング時に、職員による不正を発見できるか 尋ねたところ、夜間の上位の者による不正は見 抜けないとのことであった。 なお、那覇市においては来年度中には電子決 済システムを運用予定であり、不正防止へつな がる見込みとのことであった。 不正防止対策として ・不正防止策の策定 ・職員への指導徹底 ・那覇市職員等の公益通報に関する要綱の周知 が考えられる。 不正防止策の策定は、不祥事が発覚した後には 策定されているケースが多いと思われるが、事前 に策定しておく必要がある。 公益通報制度は、上司の不正を把握した際に は同じ部署内で相談先がないという場合に有効 と考えられる。	R3	要	令和3年度中に電子決済システムの運用を検討し ており、その運用により未決裁の支給を防止します。 また、那覇市職員等の公益通報に関する要綱を班 長会議、班会議を通して、すべての職員に対し周 知・指導します。	令和3年度	不正防止対策として、本市の「生活保護費支給 事務及び現金取扱要領」により、担当員（ケース ワーカー）は保護費に係る現金を取り扱わず、収 納取扱員が取り扱うものとされており、運用を徹底 しています。 また、職員への指導徹底としては他課が行う 各種研修に職員を積極的に参加させ、脱税相談 や公務員倫理を理解することで意識付けを行って います。 また、保護管理課、保護第一課から3課合同の管 理職及び班長（1課から3課は査察指導員）の28名 体制で実施する保護班長会議にて令和4年3月 16日に付議し、「那覇市職員等の公益通報」に関す る要綱の内容を確認を行い、各班長より保護課全 体への周知をしました。	整理済み
83	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	8 208	意見	○ケース記録の記載 裁決理由で、処分庁の調査・検討が不十分と の理由で違法・不当を指摘されたケースは相当 数のにのぼる。実際に調査・検討が不十分という場 合もあるだろうが、多くは調査・検討の結果が記 録上表れていないということの方が多いのではな いかと推測される。 行政不服審査は、審査請求書、弁明書、反論 書といった書面管理が原則となる。そして、処分 の適法性を裏付ける事実が記載されていないケー ス記録に当該事実が記載されていないければ、当 該事実はない、すなわち必要な調査・検討がさ れていないものとして扱われる。 以上より、ケース記録には、事実経過を漏れな く記載しておく必要がある。	R3 R4	要 要	毎年実施している保護課の新任研修を充実させま す。具体的には、調査から処分に至るまでのケース 記録の書き方などの研修を実施します。 毎年実施している保護課の新任研修を充実させま す。具体的には、調査から処分に至るまでのケース 記録の書き方などの研修を実施します。	令和4年度 令和4年度	次年度行う研修に向けて内容を精査しました。 令和4年4月28日に、不服申立てに係る研修を 実施しました。具体的には、不服申立ての目的、 行政不服審査法と生活保護法との関係、ケース記 録の書き方及び不利益処分時の理由提示等につ いて研修しました。	取組中
84	保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	8 208	意見	○事実関係の調査と法令等へのあてはめ 裁決明で処分が違法とされた例のうち、実体法 上の違法を指摘されているのは、事実関係の確 認が不十分、法令等の解釈の誤りが指摘されて いるケースがほとんどである。 処分は、対象者にとっては保護を受けられな かったり、停止・廃止されたり、金銭の返還が必 要となるなど、最低限の生活を送ることができ るかどうかに関わることであり重大な問題であ る。 対象者の言い分を虚心坦懐に聞き、事実関係を 丁寧に確認し、法令等も十分確認する、という 基本的姿勢を今一度確認頂きたい。	R3	要	毎年実施している保護課の新任研修、週に一度実 施している班長会議（管理職及び査察指導員が出 席）及び定期的に実施している査察指導員勉強会 等で、基本的姿勢を継続的に確認します。	令和3年度	各種研修や、保護管理課、保護第一課から3課合 同の管理職及び班長（1課から3課は査察指導員） の28名体制で実施する保護班長会議及び査察 指導員勉強会等において、基本的姿勢を確認し、 全体に周知を図りました。	整理済み

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【令和元年度テーマ】

一括交付金事業について

合計（件数）		措置状況		
指摘の件数	9	改善の必要性	処理区分	件数
			処理済み	3
			取組中(A)	2
			未措置	0
意見の件数	102	改善の必要性	—	4
			処理区分	件数
			整理済み	86
			取組中(A)	11
		改善の必要性	未措置	0
			—	5

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和2年度措置状況				
合計（件数）		措置状況		
指摘の件数	13	改善の必要性	処理区分	件数
2		要	処理済み	0
			取組中(A)	2
			未措置	0
意見の件数		11	不要	—
	改善の必要性		処理区分	件数
	要		整理済み	8
			取組中(A)	3
			未措置	0
		不要	—	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和3年度措置状況				
合計（件数）		措置状況		
指摘の件数	5	改善の必要性	処理区分	件数
2		要	処理済み	2
			取組中(A)	0
			未措置	0
意見の件数		不要	—	0
	改善の必要性	処理区分	件数	
	要	整理済み	3	
		取組中(A)	0	
未措置		0		
3	不要	—	0	

令和元年度包括外部監査結果に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1)「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2)「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3)「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「－」が記載されます。
- (4)「実施日及び～」欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容は、それらが出てから記載されます。
- (5)「処理区分」欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善や改善が記載された場合は「－」が記載されます。また、改善すべきとされ、改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「－」が記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えたもの
第1号様式(第3条関係)

(令和元年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
60	観光課	5 138	指摘 事項	【観光案内所外国人対応スタッフ配置事業】 ○赤字店舗への補助金 補助金の対象となっているのは①観光振興事業 業 観光案内所運営、②観光案内所物販販売事業 業 ③ショップなどはである。 このうち③ショップなどは(観光案内所の隣にある お土産もの販売所)の収支は、年間1,149,033円の 赤字となっている。国際通りには、道路沿いに 多くのお土産もの屋が建ち並んでいる。一方、 「ショップ」はビルの中にあり、当該ビルを訪 れた者でなければ、その存在を認識しにくい。ま た、この店舗でなければ入主できないような品が どれだけ並んでいるのかも不明である。 補助金がなければ経営ができない店舗であれ ば、これをあえて観光協会が運営する意義は乏 しいと思われる。 見通しの改善が見込めなければ存続について 再検討すべきである。	R2	要	「ショップ」については、令和2年1月に県の専 門員を派遣する事業を活用し、ショップのレイアウト や商品、動線のアドバイスをもらいました。これを受 けて令和3年度からは、ショップをリニューアルして収 益を上げるよう取り組む予定とのことです。	令和3年度	季節やイベント時に対応したレイアウトに変更し、 見せ方を工夫しているほか、SNS等を利用した情 報発信も行っているが、コロナ禍の影響もあり売り 上げには直結できていない状況です。	取組中
					R3	要	「ショップ」のみで販売している商品もあること から、案内所と併設していることで訪れる観光客に対 し那覇市の関連商品に触れる機会創出にもつなが るため、引き続き「ショップ」の独自性を活かせる よう、情報発信などを積極的に行い、認知度向上と 収益増につなげる取り組みを実施してまいります。	令和3年度	コロナ禍により物販状況は通常と異なる状況では ありますが、成果指標設定を含め検討協議を継続 していくこととしました。	取組中
					R4	要	ショップの収支状況の傾向はコロナ期間を除けば 改善傾向にあり、那覇土産の販売促進・認知度向上 の機能面の向上を求めつつ一定期限を設け検討し ます。併せて、売上金額や来客者数、購入者数の成 果指標を設ける事とします。	令和3年度	令和4年度中もコロナの影響があることから、期間 設定及び取り組み強化には制限があるものと考え られますが、令和4年度に設定した成果指標の達 成状況を確認し、令和5年度中に期間設定と強化 にかかわる取り組みを引き続き検証します。	処理済み

(令和元年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
64	観光課	5 141	指摘事項	【那覇空港船舶取扱事業】 ○同意契約の方法 那覇市観光協会と同意契約を締結するに際し、参考見積もりを1社から徴取し、参考見積額が予算額を上回ったため、予算額を設計額としたとする。そして、参考見積もりの根拠として、那覇市契約規則第23条に基づくことが、同条は、「同意契約によらうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」とし、例外的に1人の者で足りる場合は、 (1)契約の性質又は目的により契約者が特定されるとき。 (2)1件の予定価格が5万円(修繕に係るものにあつては、10万円)未満のとき (3)前2号に定めるもののほか、市長が2人以上の者から見積書を徴する必要があると認めるときが定められている。 しかし、本事業では、上記(1)～(3)のいずれにも該当しない。 原則として、2人以上から見積書を徴すべきである。	R2	要	2人以上からの見積書を徴収いたします。	令和3年度	新型コロナウイルスの影響でイベント中止となり実施しておりません。	取組中
					R3	要	新型コロナウイルスの影響でイベント中止となり実施しておりません。イベント実施の際は2人以上から見積書を徴収致します。	令和3年度	新型コロナウイルスの影響でイベント中止となり実施しておりません。	取組中
					R4	要	イベント実施の際は2人以上から見積書を徴収致します。	令和3年度	令和4年度は那覇大綱抱まつりを実施しますが、コロナ禍の開催のため、当まつり実行委員会幹事会で開催可否やその方法の検討に多くの時間を要し、当該事業の構成団体であり、例年「三大祭り」支援事業の委託を受ける那覇市観光協会以外から見積もりを徴取することが難しい状況でしたので、那覇市契約規則第23条第1項第1号及び第3号に基づき1者見積もりとなりました。令和5年度以降にイベントを実施する際には、2人以上から見積書を徴収いたします。	処理済み

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見（参考提言）とするもの

（令和元年度報告書分）外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
20	文化振興課	471	意見	【市民文化支援事業】 ○補助金以外の支援方法の検討 対象団体は12団体あるが、補助金申請している団体は5団体ほどに限られるようである。 補助金の交付だけでなく、芸術団体への他の支援方法があるのではないかと。 実演による那覇市民への認知活動、青年や学生に芸術の体験イベントを開催して後継者を見つけて育てる活動など、補助金頼みに陥らないような方策を検討すべきである。 沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）には、「文化の担い手の育成」（第3章14イ）があげられているのであり、一括交付金を活用した事業が可能である。	R2	要	本事業は、次年度以降は「なはーと」の関連事業とし、地域の伝統芸術を地域連携事業の一つとして行っていく予定です。 補助金の交付のみならず、専門員が伝統芸術と関わりながら地域に入ること、伝統芸術以外の文化芸術活動も併せて取り組むことを検討しています。 また、各団体には市からの補助金のみならず、県や各種財団からの補助金等の案内も行っています。	令和3年度	コロナウイルス感染症拡大により、実施できませんでした。	取組中
59	観光課	5137	意見	【観光案内所外国人対応スタッフ配置事業】 ○検証シートの記載方法 本事業は、観光案内所外国人対応スタッフ配置事業として、那覇市観光協会に補助金3000万円が支出されている形になっているが、実際には、①観光振興事業・観光案内所運営、②観光案内所物販販売事業、③ショップなどはといった、外国人対応スタッフの件費以外にも利用されている。 公表されている検証シートを見ても「観光案内所外国人対応スタッフ配置事業」としか記載されておらず、この事業に3000万円が支出されているようにしか見えず、今般外部監査にあたって資料の提出を求め始めて観光協会全般の事業に対する補助金であることが分かった。このように事業名と支出内容が合致していないため、これを見た市民には大変理解しがたいものになっている。実態に合致するよう改められたい。	R2	要	観光協会及び市と協議し、名称に即した事業補助にするか等を検討します。	令和3年度	沖縄振興特別推進交付金を活用している事業であるため、同交付金の名称変更についても引き続き検討中です。	取組中
					R3	要	沖縄振興特別推進交付金活用事業であるが、同交付金制度が令和3年度で終了することから、令和4年度以降の事業実施の際に名称変更について検討します。	令和3年度	名称変更を検討しましたが、観光案内所に多言語対応可能な人員を配置した案内所の運営により、国内外の観光客に対する受入体制を整えることを目的としております。観光振興に資する事業として一括交付金の制度趣旨に即り、一括交付金事業としての名称は現行通りとしております。	整理済み
					R4	要	一括交付金の事業名と市の事業名が異なるため、理解しやすいような手法を検討してまいります。	令和3年度	観光客の受入体制を整えることを目的とした観光案内所の運営に係る事業としては一貫しているものと認識しております。 事業名が異なる点については、一括交付金の検証シートの記載内容等についても確認しながら、理解しやすいように引き続き取り組みます。	整理済み

(令和元年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
65	観光課	5 141	意見	【那覇肥前船協賛事業】 ○自主財源の確保 那覇肥前船協賛協会においてかねてから自主財源の確保が求められている。Tシャツの販売(100枚)による利益は37,656円にとどまる。日 常的に販売する体制を取ることができない、という事情はあるかと思われるが、市中のTシャツ販売店などと共同して販売するなど、売上確保に引き続き努めて頂きたい。	R2	要	那覇肥前船協賛会と検討してまいります。	令和3年度	新型コロナウイルスの影響でイベントが中止となり、参加料収入や協賛金収入が得られていません。そのため組織運営の更直し強化に努めています。	取組中
					R3	要	イベントが再開された際には自主運営ができるよう運営改善を図り、自主財源確保に向けた取り組みを実施してまいります。	令和3年度	新型コロナウイルスの影響でイベントが中止となり、参加料収入や協賛金収入が得られていません。そのため組織運営の更直し強化に努めており、今年度は理事会で役員の再編を実施しました。	取組中
					R4	要	イベントが再開された際には自主運営ができるよう運営改善を図り、自主財源確保に向けた取り組みを実施してまいります。	令和3年度	新型コロナウイルスの影響でイベントが中止となり、参加料収入や協賛金収入が得られていません。今後、自主財源確保に向け、Tシャツ等のグッズ販売上以外でも自主財源確保に向けた取組を検討してまいります。	整理済み